



未来へ広がる
自然と歴史のまち
しばた



第3次新発田市 環境基本計画

【令和8年度～令和14年度】



令和8年3月 策定



新発田市

ごあいさつ

新発田市は、山から海までの豊かな自然環境と情緒ある城下町の街並みが、四季折々に彩りを変える表情豊かで魅力あふれるまちです。自然は地域ごとに様々な特徴があり、生息する動植物も多種多様です。これらは、私たち新発田市民にはごく身近な存在であり、当たり前そこにあり、私たちの生活に深く根付いているものと言えます。

しかしながら、近年、激甚化する自然災害、有害鳥獣による人身被害など、私たちを取り巻く自然環境は大きな変化を見せています。当市や近隣市町村等身近な地域においても大きな災害等がたびたび起こり、これまでの価値観を大きく変えざるを得ない出来事を目の当たりにしてきました。

このたび策定した「第3次新発田市環境基本計画」では、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を、将来の世代に良好な状態で継承するとともに、環境保全の枠を超えて、地域の活性化や経済の発展にもつながる取組を通じ、市民一人ひとりのウェルビーイングの実現を目指します。

これらを踏まえ、望ましい環境像を「未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた」とし、市民、事業者及び行政が一体となって取り組みを進めてまいりたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びにあたり、貴重なご意見、ご提案をいただいた新発田市環境審議会の委員の皆様をはじめ、計画策定にお力添えをいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

新発田市長 二階堂 馨



目次

第1章	計画の基本的事項	1
第1節	計画策定の背景及び目的	1
第2節	計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間	2
第4節	計画の対象範囲	2
1	対象とする環境分野	2
2	対象とする環境影響	2
3	対象とする主体	2
第2章	環境に関する国内外の動向	3
第1節	地球温暖化に伴う気候変動問題	3
第2節	資源循環と海洋プラスチック問題	4
第3節	生物多様性の危機	5
第4節	持続可能な開発目標とウェルビーイングの実現	5
第3章	本市の地域特性と環境の課題	7
第1節	本市の自然的・社会的条件	7
1	地勢	7
2	気象	8
3	人口・世帯数	9
4	産業	10
5	市民経済	11
第2節	本市における環境の現状と課題	12
1	第2次計画の評価と課題	12
2	脱炭素社会の実現	19
3	気候変動への適応	21
4	ごみの削減とリサイクルの推進	22
5	有害鳥獣被害対策	23
6	市民・事業者・中学生アンケート結果に基づく評価と課題	24
7	環境の課題と今後の取組の方向性	28
第4章	計画の基本理念と施策の体系	29
第1節	計画の基本理念	29
第2節	望ましい環境像	29
第3節	重点施策	31
第4節	施策の体系	31
第5章	望ましい環境像の実現に向けた方針	33
第1節	施策の基本的な考え方	33
第2節	各長期目標の実現に向けた施策	33
1	自然と共生するまち	33

2	脱炭素のまち	36
3	資源循環のまち	40
4	快適に生活できるまち	43
5	魅力的で心豊かに暮らせるまち	46
第6章	市民・事業者の行動指針	50
第1節	市民の行動指針	51
第2節	事業者の行動指針	52
第7章	計画の推進体制	53
第1節	推進体制	53
第2節	進行管理	54
資料	1
■	補足資料	2
1	重点対策加速化事業とは	2
2	「デコ活」とは	2
3	「ゼロチャレ30」とは.....	3
■	新発田市環境基本計画策定体制	5
■	新発田市環境基本条例	6
■	環境基準	8
■	アンケート調査結果	16
■	用語の解説	37

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景及び目的

新発田市環境基本計画は（以下、「本計画」という）は、平成13年度に制定された新発田市環境基本条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策の基本的な方針や目標を定めるものです。

平成15年度に第1次計画を、平成28年度に第2次計画を策定、その後、令和3年6月の「新発田市ゼロカーボンシティ宣言」を受け、また令和6年3月の新たな「新発田市まちづくり総合計画」の策定を見越し、令和4年6月にこれらと整合を図るための見直しを行いました。

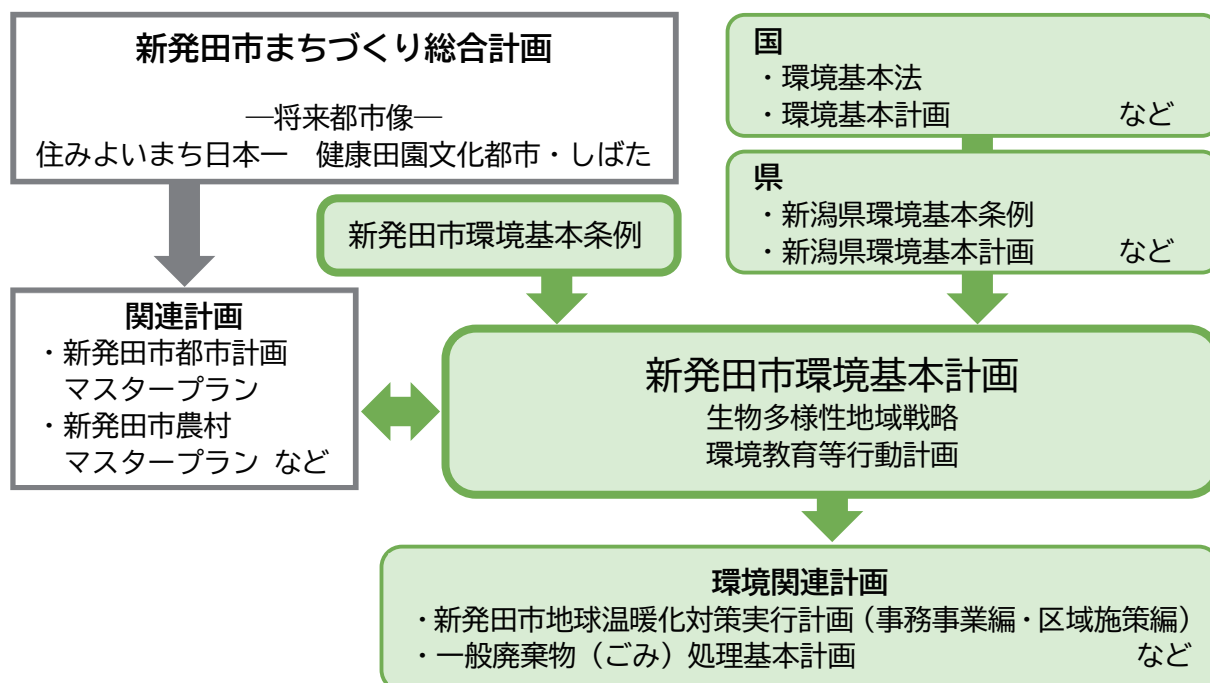
その後も、本市を取り巻く環境情勢は絶えず変化しています。特に昨今は、環境施策の推進に加え、経済や地域社会の課題を同時に解決し、相乗効果（シナジー）を生み出しながら、「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現を図ることが重要になっています。そこで、市民の行動変容や満足度の向上、事業者の持続的な経済成長、地域社会の発展を視野に入れ、環境の視点を基盤とした多面的な取組を進める必要があります。

こうした環境に関する取組を、市民・事業者・行政が協働して進めることで、新発田市まちづくり総合計画で示す将来都市像「住みよいまち日本一 健康田園文化都市・しばた」の実現を目指します。この目的のもと、第3次計画を策定しました。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、新発田市環境基本条例において策定が定められた、本市における環境施策の基本的な計画であり、施策推進の指針となるものです。策定にあたっては、国・県の環境基本計画、新発田市まちづくり総合計画、及び市の関連計画との整合を図っています。

なお、本計画には、生物多様性基本法に基づく「生物多様性地域戦略」及び、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく「環境教育等行動計画」を包含し、地域の自然環境の保全や市民の環境意識の向上に資する取組を一体的に推進することとしています。



第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和14年度までの7年間とします。ただし、「新発田市まちづくり総合計画」の見直しや新たな環境問題及び経済社会情勢の変化に適切に対応するため、令和11年度に中間見直しを行うほか、必要に応じて適宜変更するものとします。

計画\年度	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
新発田市まちづくり総合計画	← 計画期間 8年間 →								← 次期計画 →	
第3次新発田市環境基本計画	← 第2次計画 →		← 計画期間 7年間 →						← 第4次計画 →	
						▲ 中間見直し				

第4節 計画の対象範囲

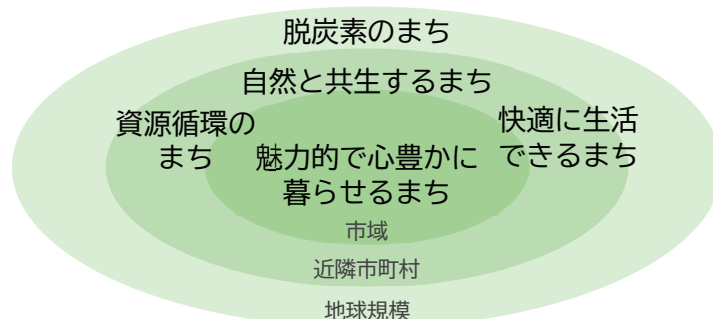
1 対象とする環境分野

自然と共生するまち、脱炭素のまち、資源循環のまち、快適に生活できるまち、魅力的で心豊かに暮らせるまちの5つを対象とします。

環境分野	環境要素
自然と共生するまち	自然環境の保全、生物多様性の保全
脱炭素のまち	再エネ・省エネの推進、気候変動への適応
資源循環のまち	ごみの減量・資源循環、ごみの適正処理の推進
快適に生活できるまち	大気環境の保全、水環境の保全、地盤環境の保全、騒音・振動の防止
魅力的で心豊かに暮らせるまち	身近な環境の保全、魅力的なまちの創造、協働による環境意識の醸成

2 対象とする環境影響

本計画は当市の環境保全を目的としたものであるため、対象は原則、市内の環境影響とします。ただし、広域または地球規模に及ぶ環境影響において、市内で取組が必要となるものについても、本計画の対象とします。



3 対象とする主体

新発田市環境基本条例に基づき、対象とする主体は市、事業者、市民とします。それぞれが役割を担いながら協働して地域の環境保全や改善に取り組みます。



第2章 環境に関する国内外の動向

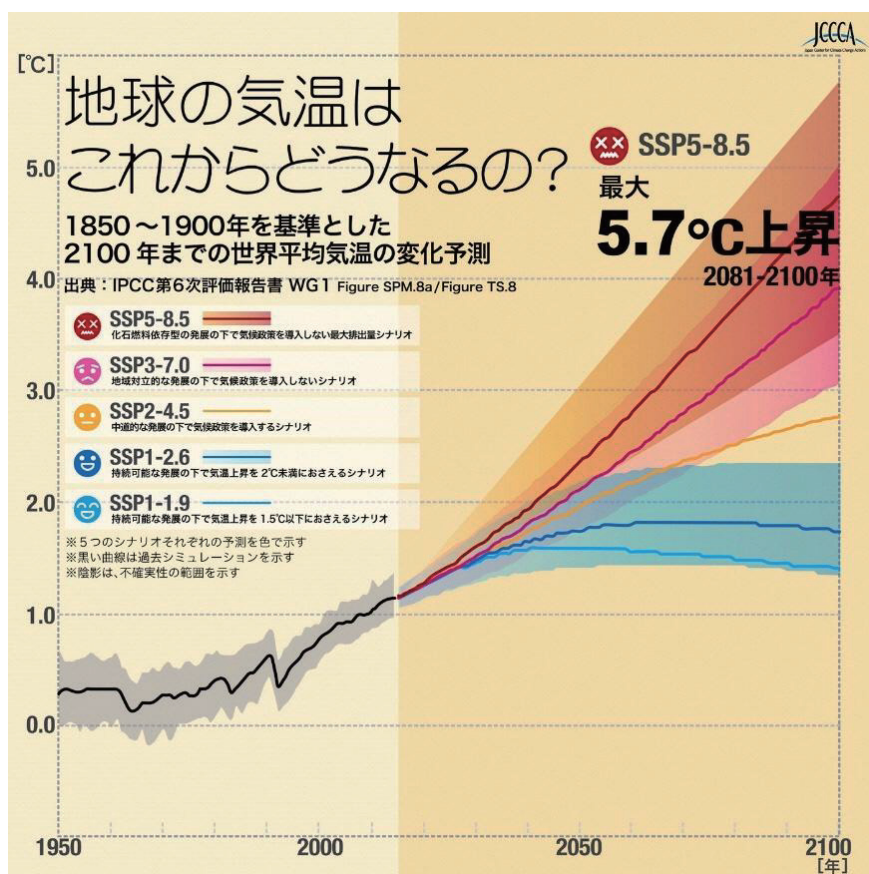
第1節 地球温暖化に伴う気候変動問題

産業革命以降、石油や石炭などの化石燃料の使用が増えたことで、大気中の温室効果ガスが増加しています。その結果、世界の平均気温は産業革命前と比較して2020年までに1.1℃上昇しており、今もなお上昇が続いています。

今後も温室効果ガスを継続的に排出した場合、世界の平均気温は21世紀半ばまで上昇し続け、21世紀末には産業革命前と比較して最大で5.7℃上昇することが予測されています。また、気温が1.5℃上昇する場合と2℃上昇する場合では、生じる影響に大きな差があるとされています。

これを受け、世界の国々では気温上昇を1.5℃に抑制することが合意されましたが、今後10年間に温室効果ガスの排出量を急速かつ大幅に削減しない限り、世界の平均気温の上昇は1.5℃又は2℃に抑えられないことが予測されています。

なお、地球温暖化に伴う気候変動により、すでに食料不足や海面水位の上昇、異常気象や生物多様性への影響が生じています。さらに地球温暖化が進むと熱中症などの健康リスクや気象災害等のリスクがより高まります。



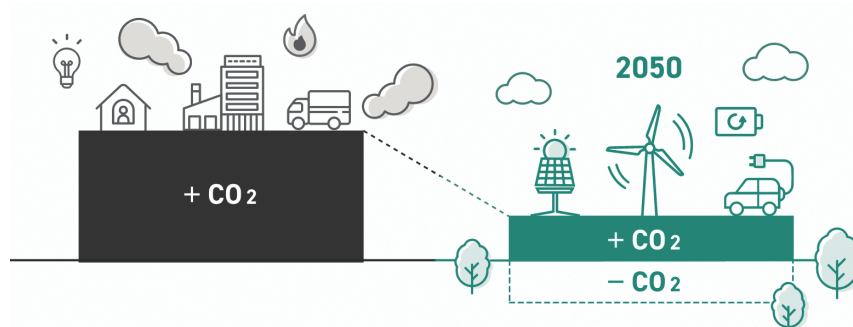
資料：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<https://www.jccca.org/>)



こうした中、政府は2020年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。2021年4月には、2050年カーボンニュートラルに向けて、「2030年度に温室効果ガスを2013年度比で46%削減、さらに50%の高みを目指す」という目標が発表されました。さらに、2025年2月には「2035年度に60%削減、2040年度には73%削減」という目標が示され、その実現に向けた新たな地球温暖化対策計画が策定されました。

また、2023年4月には気候変動適応法が改正され、熱中症の発生予防を強化する仕組みの創設などの措置が講じられ、熱中症対策の一層の推進が図られています。

こうした国の動向を受け、全国の各自治体においても、カーボンニュートラルの実現に向けた取組や、気候変動への適応に向けた取組が進められています。



資料：環境省脱炭素ポータル「カーボンニュートラルとは」

第2節 資源循環と海洋プラスチック問題

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄を生み出すほか、天然資源の枯渇や大規模な資源採取による生物多様性の破壊など、さまざまな環境問題を引き起こしています。環境問題が深刻化する中、原材料から製品を製造し、使用後に廃棄する一方通行型の経済活動から、持続可能な資源利用を目指す「資源循環型社会」への移行が世界的な潮流となっています。

日本では、2000年に「循環型社会形成推進基本法」が公布され、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効果的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を目指すことが急務とされました。

特にプラスチックごみによる海洋汚染が深刻な問題となっています。プラスチックは経済発展に貢献してきましたが、資源としての活用が進まず、毎年約800万トンが海洋に流出していると推計されています。2050年には、海洋中のプラスチックの重量が魚を上回ると予測されています。プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらすものですが、資源循環の分野では、不適正な管理等により海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっています。海洋プラスチックごみは生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

こうした状況を受け、世界各国は「2050年までに海洋プラスチックごみによる新たな汚染をゼロにする」というビジョンを共有し、国連主導でプラスチックのライフサイクル全体を対象とした国際的な対策の枠組みづくりが進められています。

日本では、2019年に3R+Renewable（リデュース、リユース、リサイクル、リニューアブル）



を基本原則とする「プラスチック資源循環戦略」が策定され、その後、2022年に「プラスチック資源循環促進法」が施行、製品プラスチックも含めた分別収集や再資源化の取組が全国的に広がりを見せています。自治体や事業者による回収・リサイクル体制の整備が進み、従来「燃えるごみ」とされていた製品プラスチックも再資源化の対象として回収されるようになっていきます。

第3節 生物多様性の危機

近年、生物多様性の損失が進み、絶滅の危機にある野生生物が増加しています。人間活動が主な要因とされ、種の絶滅速度は自然状態の約100~1,000倍に達していると報告されています。

こうした状況を受け、世界では2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」や、生物多様性の損失を止めて回復させる「ネイチャーポジティブ」が合意されました。

日本でも2022年に「30by30ロードマップ」が了承、2023年に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定され、「2030年ネイチャーポジティブ」の実現に向けて自然資本を活かす社会経済活動の推進が示されています。これに伴い、環境省は「ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ」を策定し、企業や自治体による自然の価値の見える化や地域資源を活かした取組を支援しています。2025年4月には「地域生物多様性増進法」が施行され、地域や民間団体による保全活動が制度的に支援されるようになりました。

現在、日本では国立・国定公園の拡張や管理の質の向上、「自然共生サイト」の認定が進められており、2025年12月末時点で485か所の「自然共生サイト」が認定されています。これらの取組は、地域の自然を守りながら持続可能な社会の実現に向けた重要な一歩です。

一方で、近年ではクマなどの野生動物が人里に出没する事例が増え、人や農作物への被害が深刻化しています。こうした有害鳥獣による被害は、生息環境の変化や人間活動による生態系のバランスの乱れを示すものとも言えます。

第4節 持続可能な開発目標とウェルビーイングの実現

2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会が人間活動に伴う諸問題を喫緊の課題と認識し、協働して解決に取り組むことを決意した指針です。

その中核を成す持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）は、17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

2025年の国際報告では、日本は環境分野で厳しい評価を受けました。プラスチックごみや食品ロス（目標12）、CO2排出量や再エネ導入の遅れ（目標13）、海洋資源管理の不十分さ（目標14）、生物多様性保全地域の少なさ（目標15）などが課題とされています。

こうした中、日本ではSDGsの理念を踏まえ、持続可能な経済社会への転換を目指し、「地域循環共生圏」の実現が重視されています。これは地域の多様な資源を活用し、環境・社会・経済の統合的な向上を図る考え方で、2018年の第5次環境基本計画で初めて提唱されました。

2024年に策定された第6次環境基本計画では、地域循環共生圏は「ウェルビーイング（高い生活の質）」の実現に向けた「新たな成長」の実践の場とされ、地域が自立し、ネットワークでつながる「自立・分散型社会」の構築が目指されています。また、地域循環共生圏は「ローカル



SDGs」とも呼ばれ、全国各地で地域資源を活かした事業やプラットフォームの構築が進められています。

さらに、政府は脱炭素と経済成長の両立を図るため、GX（グリーントランスフォーメーション）を加速する長期戦略として2025年2月に「GX2040ビジョン」を策定しました。このビジョンは、エネルギーの安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指し、GX産業構造の確立、脱炭素電源を活用した産業立地、成長志向型カーボンプライシング構想、公正な移行などを柱としています。官民で10年間に150兆円規模の投資を呼び込み、2050年カーボンニュートラルに向けた現実的な移行を進めるとともに、世界の脱炭素化にも貢献することを目指しています。



第3章 本市の地域特性と環境の課題

第1節 本市の自然的・社会的条件

1 地勢

新発田市は、越後平野の北部に位置し、県都新潟市に隣接する都市です。総面積は533.11km²であり、その約70%は山地・丘陵地で占められています。

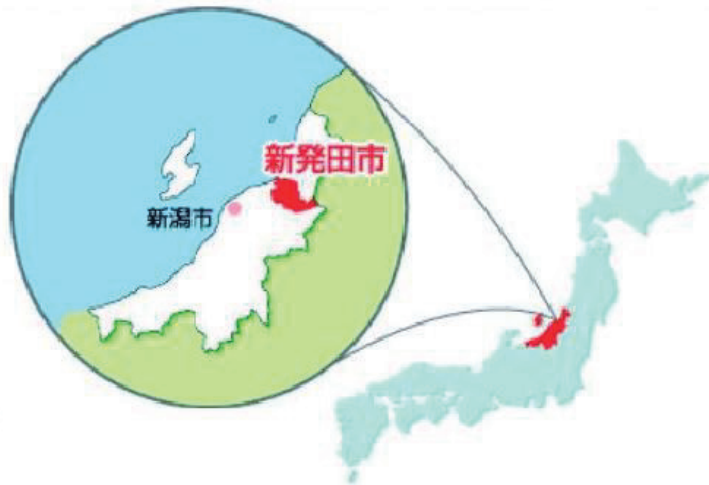
北西部には日本海に沿って白砂青松と称される美しい海岸が広がり、南東部には飯豊山や二王子岳などの山々が連なっています。市域の中央から西部にかけては、加治川水系によって潤う肥沃な土地が広がっており、良質なコシヒカリの産地として知られています。

江戸時代には城下町として栄え、現在も新発田城や足軽長屋などの文化遺産がまちの景観に歴史的な趣を添えています。

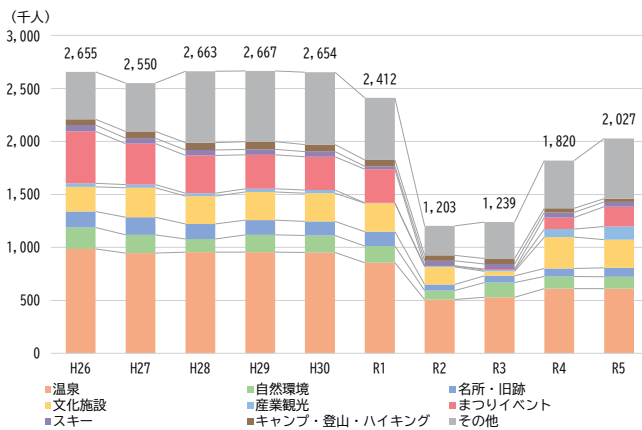
観光客の目的別入込数を見ると、自然資源である温泉（月岡温泉）を目的とした観光客が最も多くなっています。

このように本市は、山から海までの豊かな自然や城下町の歴史と文化、全国的にも有名な月岡温泉など、多様な地域資源を有しています。

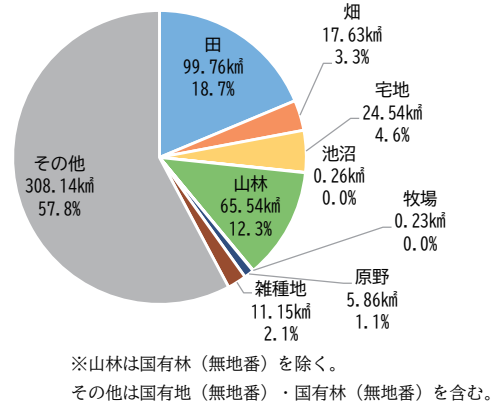
【新発田市の位置図】



【観光客の目的別入込数】



【土地利用状況（令和6年1月1日現在）】



資料：数字で見る新発田市（平成26年度～令和6年度） 資料：数字で見る新発田市（令和6年度）

2 気象

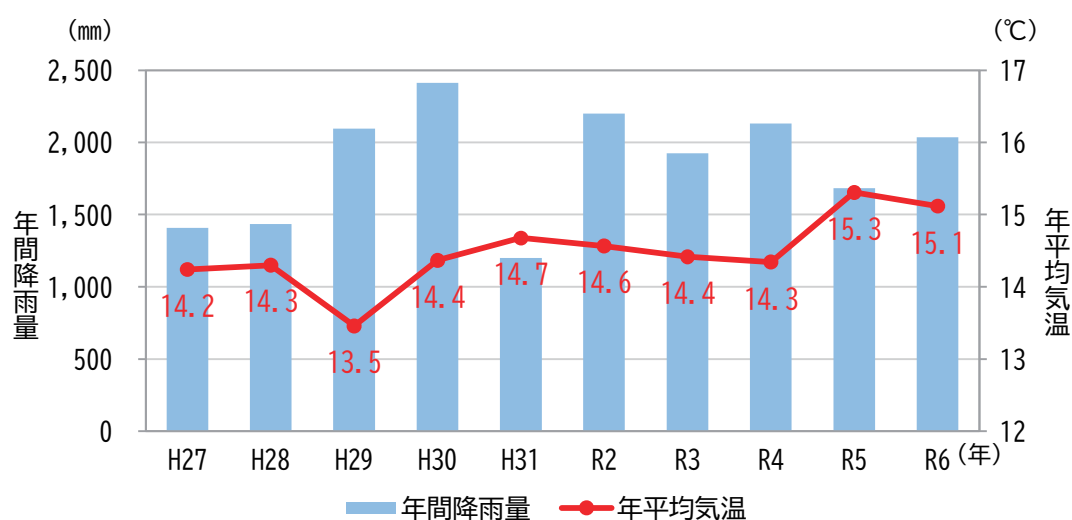
本市の気候は、典型的な日本海側の気候となっています。特に、背後に飯豊山地がそびえていることから、冬季には強い北西の季節風と多量の降雪が見られるのが特徴です。

平成 27 年から令和 6 年までの年平均気温は 14.5℃前後であり、年々上昇傾向にあります。年間降雨量は年によって変動がありますが、平均 1,850mm 程度となっています。

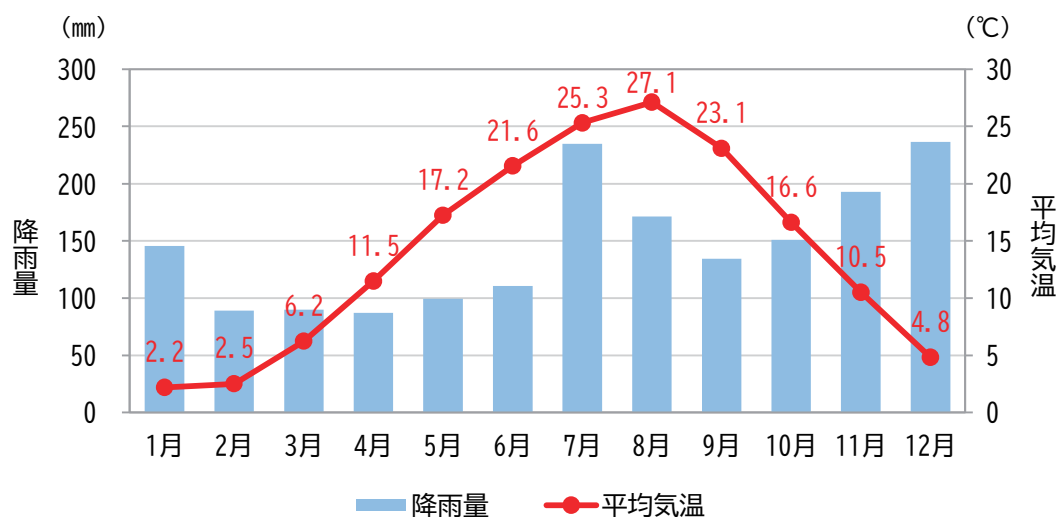
また、過去 20 年間の月平均気温は、夏季が 26℃前後、冬季が 3℃前後となっており、降雨量は梅雨時期と冬季に特に多くなっています。

近年は、本市においても局地的大雨などの異常気象が頻発しており、気候変動の影響が懸念されています。

【年間降雨量・年平均気温の推移（新発田消防署）】



【平成 17 年～令和 6 年の平均月間降雨量と平均気温】



資料：数字で見る新発田市（平成 18 年度～令和 6 年度）、

新発田地域広域事務組合消防本部「消防年報令和 6 年版」（令和 7 年刊行）



3 人口・世帯数

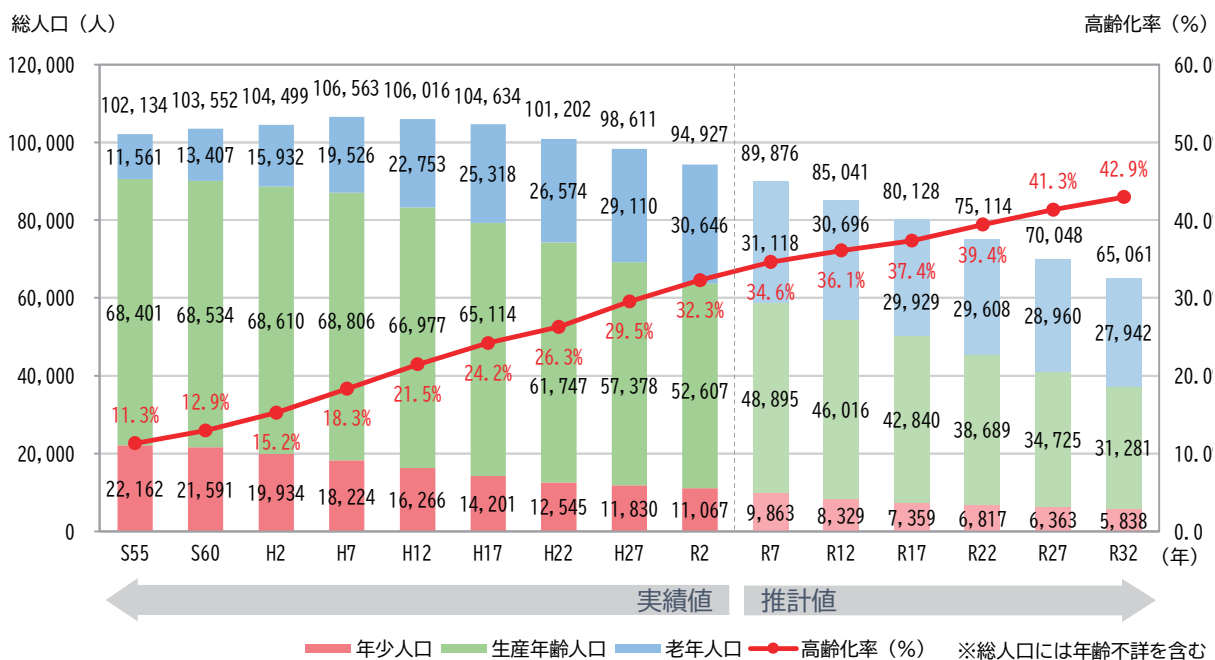
本市の人口は平成7年の106,563人をピークに減少傾向が続き、令和2年には94,927人まで減少しています。さらに今後も減少を続け、令和32年には約65,000人まで減少すると推計されています。

年齢3区分別の推移をみると、年少人口（0～14歳）は一貫して減少しており、生産年齢人口（15～64歳）は平成7年をピークに減少に転じています。老年人口（65歳以上）は増加を続けているものの、令和7年をピークに減少に転じると見込まれており、今後も人口減少が一層加速することが見込まれています。

高齢化率は老年人口が減少に転じたあとも上昇を続け、令和32年には42.9%まで上昇すると推計されています。

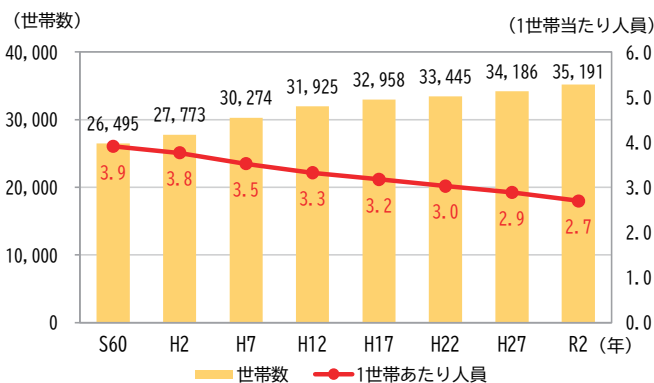
世帯数に関しては、昭和60年から一貫して増加している一方で、1世帯あたり人員は減少しており、単身者や核家族の世帯が増加していると考えられます。

【総人口及び年齢3区分別人口の推移・推計】



資料：新発田市まちづくり総合計画（令和6年3月）

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】



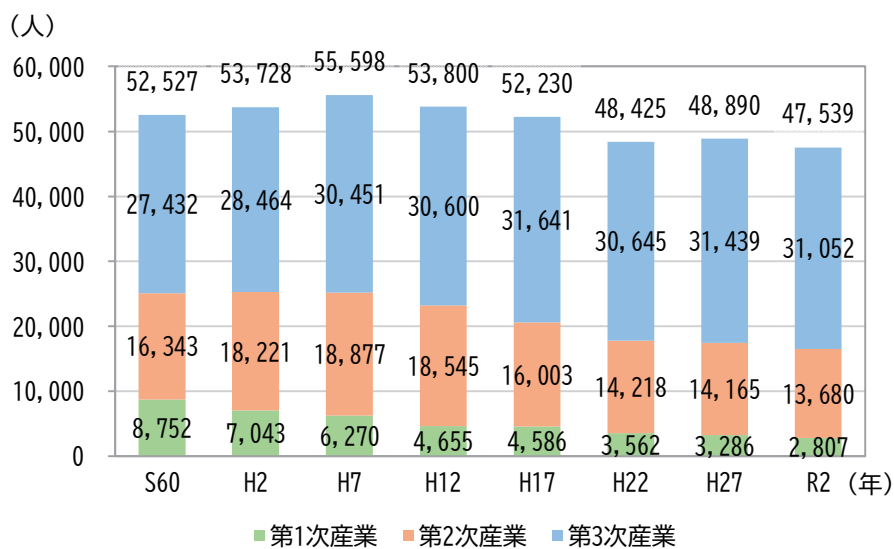
資料：総務省「国勢調査」（昭和60年～令和2年）

4 産業

本市の就業者数は、平成7年をピークに減少傾向が続いており、令和2年には47,539人となっています。

産業別就業者数の推移をみると、第1次産業は一貫して減少傾向にあり、第2次産業も平成7年のピーク以降、減少が続いています。一方、第3次産業は平成7年まで増加し、平成12年以降は毎年おおむね31,000人前後で推移しています。

【産業別就業者数の推移】



※第3次分類には分類不能の人数も含む。

資料：総務省「国勢調査」(昭和60年～令和2年)



5 市民経済

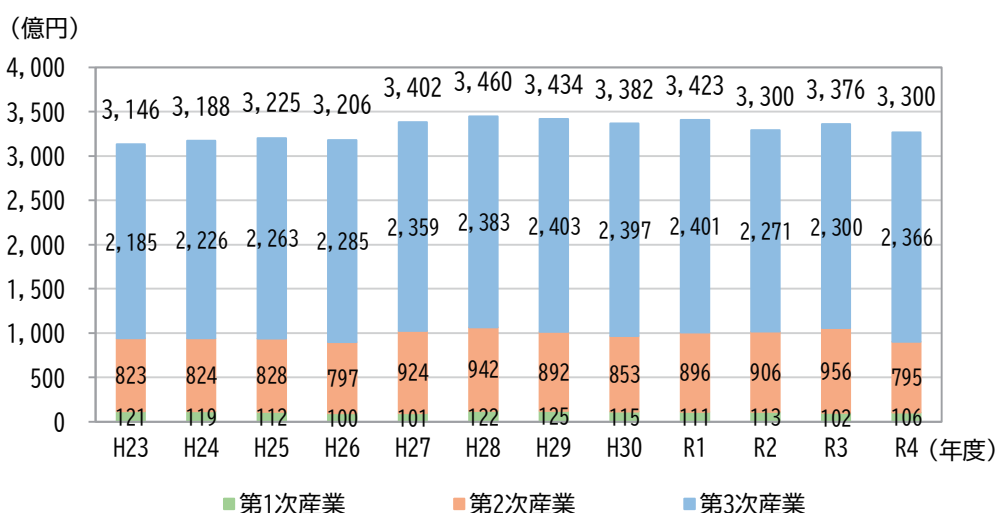
本市の市内総生産は、平成23年から令和元年にかけて緩やかに増加傾向にあり、特に平成27年から令和元年にかけては3,400億円台で安定していましたが、令和2年にやや減少しています。

産業別では、第1次産業が減少傾向にあり、平成23年の121億円から令和4年には106億円にまで減少しています。第2次産業は平成28年の942億円をピークにほぼ横ばいで推移していましたが、令和4年に795億円に減少しています。第3次産業は平成23年から令和元年にかけて増加傾向にあり、令和2年に一時的に減少したものの、その後は再び増加しています。

1人当たり市民所得はおおむね275万円前後で安定しており、令和2年に減少しましたが、その後は回復傾向にあります。対県比の割合も大きく変動していないことから、本市の所得水準は県平均に近い水準で推移していると考えられます。

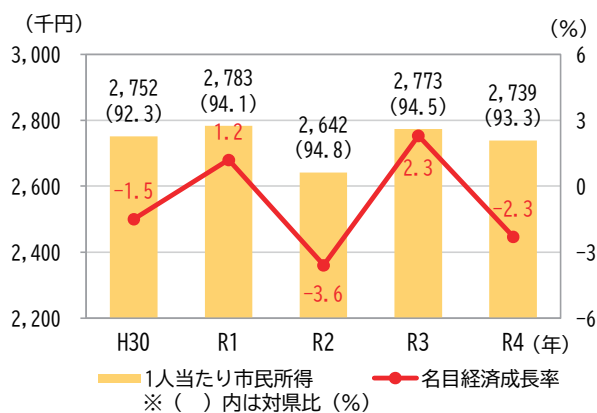
名目経済成長率の推移をみると、令和2年および令和4年に大きなマイナス成長が見られ、外的要因による経済活動への影響がうかがえます。

【市内総生産・実額の推移】



資料：新潟県統計課「市町村内総生産・実額（平成23年度～令和4年度）」

【1人当たり市民所得、名目経済成長率の推移】



資料：新潟県統計課「市町村内総生産・実額（平成30年度～令和4年度）」、「1人当たり市町村民所得・1人当たり雇用者報酬（平成30年度～令和4年度）」



第2節 本市における環境の現状と課題

第2次計画の振り返りに加え、国内外の環境をめぐる動向や市民および事業者を対象としたアンケート調査の結果を踏まえて選定した環境分野における現状と課題を整理します。

1 第2次計画の評価と課題

第2次計画では、「安全快適なまち、自然と共生する社会の継承」を基本目標とし、自然環境、快適環境、生活環境、地球環境の4つの環境分野において施策の推進を図ってきました。

第2次計画の成果と課題について、各環境分野における指標の達成状況を踏まえ、総合的な振り返りを行います。

【第2次計画の施策体系】

基本目標	長期目標	施策目標	個別施策
安心快適なまち、自然と共生する社会の継承	長期目標1 【自然環境】 豊かな自然と共生するまち	(1) 山岳地の自然環境の保全	①地形・地質の保全 ②植生の保全
		(2) 里山の自然環境の保全	①里山林の保全 ②環境保全機能の維持
		(3) 農地の自然環境の保全	①環境保全型農業の推進 ②環境保全機能の維持
		(4) 生態系の保全	①多様な生態系の保全と回復
	長期目標2 【快適環境】 清潔で美しいまち	(1) 身近な緑の保全	①街路樹や緑地帯の整備
		(2) 水辺環境の保全	①河川や水路の多自然型空間の創出 ②親しみやすい水辺の保全と形成
		(3) 環境美化の推進	①不法投棄の防止
		(4) 文化財の保護と歴史的景観の保全	①指定文化財の保護 ②歴史的街並みの保全の創出
	長期目標3 【生活環境】 環境汚染のない安全・安心なまち	(1) 大気環境の保全と悪臭の防止	①きれいな空気の確保 ②悪臭防止対策の実施
		(2) 水環境の保全	①河川等の水質保全 ②下水道等の整備等
		(3) 地盤環境の保全	①適正な地下水利水量の維持 ②汚染のない地下水と土壌の確保
		(4) 騒音と振動の防止	①自動車交通や工場等の騒音・振動の防止
	長期目標4 【地球環境】 地球環境を追求するまち 地球環境に取り組むまち	(1) 廃棄物対策の推進	①廃棄物の発生抑制（リデュース） ②再利用の推進（リユース） ③再資源の推進（リサイクル）
		(2) 脱炭素社会の推進	①温室効果ガスの排出抑制及び吸収源の整備
		(3) オゾン層の保護	①フロン類の管理適正化の推進
		(4) 地球環境問題への理解の促進	①環境保全団体への支援 ②環境教育の推進



1-1 環境指標と数値目標の総括

自然環境、快適環境、生活環境に関する環境指標は、概ね「達成」または「維持」となっており、これまでの施策を通じて良好な環境が保たれていることが分かります。これらの指標については、現在の良好な状態を損なわないよう、維持管理を目的とした施策の継続が求められます。

一方で、不法投棄の回収量および公共下水道の普及率については、基準値と比較して大幅に改善されているものの、目標には未達であるため、引き続き目標達成に向けた推進が必要です。

さらに、地球環境の分野では、市が回収するごみのリサイクル率が基準値を下回り、県内平均よりも低い状況にあります。このため、リサイクル率の向上に向けた取組を一層強化することが求められます。また、市有施設等のCO2排出量は、向上しているものの基準値と比較した削減量はわずかであり、社会情勢を踏まえてもより一層の取組が期待されます。



【環境指標値及び実績値】

環境分野	環境指標	平成26年度 基準値	令和6年度 実績値	目標値 令和7年度末の 到達目標値	達成 状況	
自然環境	自然環境保全地域数	2	2	2	□	
	鳥獣保護区数	7	7	7	□	
快適環境	森林面積 (※新発田市森林整備計画から 抜粋)	33,839 ha	33,836 ha (令和5年度末 現在)	33,839 ha	▼	
	都市公園面積 (※数字で見る新発田市 「都市公園」から抜粋)	135.85 ha	140.39ha	136.86 ha	○	
	自然公園面積 (※市内指定面積のみ)	13,668 ha	13,668 ha	13,668 ha	□	
	指定文化財の件数 (※数字で見る新発田市 「指定文化財一覧」から抜粋)	国10 県9 市48	国10 県12 市48	国10 県10 市51	△	
	不法投棄の回収量	23.42 t	13.80 t	10.05 t	△	
生活環境	河川の BOD75%値 の平均	加治川水系	1.1mg/L	1.3mg/L	2mg/L 以下	○
		新発田川	5.5mg/L	3.6mg/L	5mg/L 以下	○
		その他の河川	2.5mg/L	2.8mg/L	5mg/L 以下	○
	公共下水道の普及率	58.1%	72.5%	83.1%	△	
	農業集落排水施設の 整備率	82.4%	100.0%	100.0%	○	
地球環境	市民1人1日当たりの 家庭ごみ排出量	623g	552g	610g	○	
	ごみ収集量に占める資源物の割合	20.6%	13.7%	22.0%	▼	
	市有施設等のCO2排出量	14,064t-CO2	11,760t-CO2	11,602t-CO2	△	
	事業用新エネルギー設備の 発電出力総数(年間)	—	11,624kW	11,500kW	○	
	環境関連の教育や イベントの実施回数	—	6回	5回	○	

【(達成状況) 達成○、維持□、向上△、低下▼】

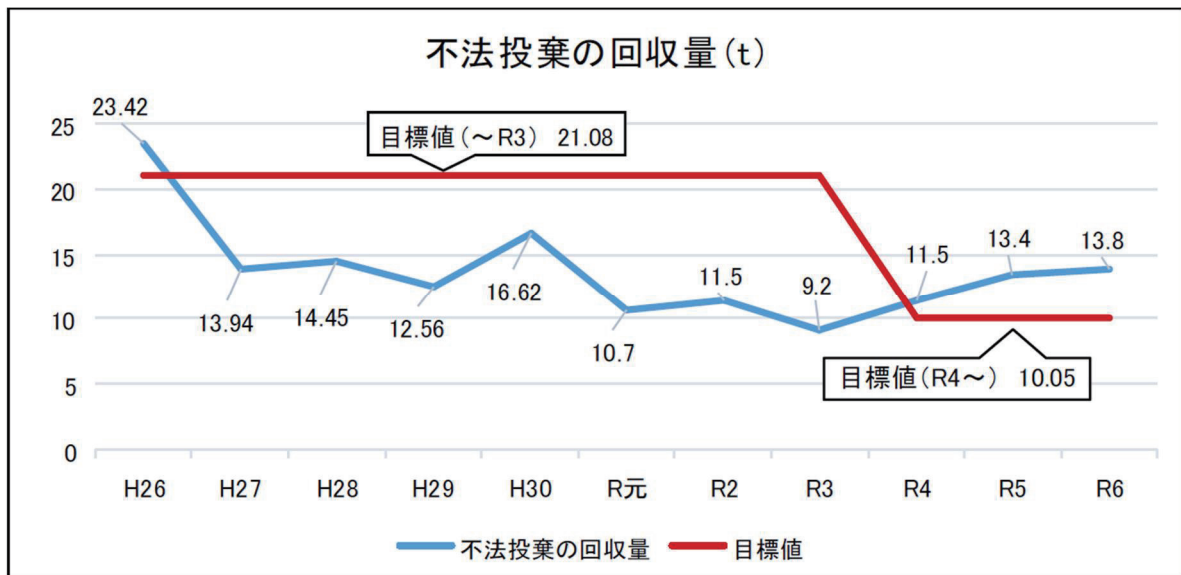


1-2 環境指標の個別評価

(1) 不法投棄（不燃ごみ）の回収量（未達成）

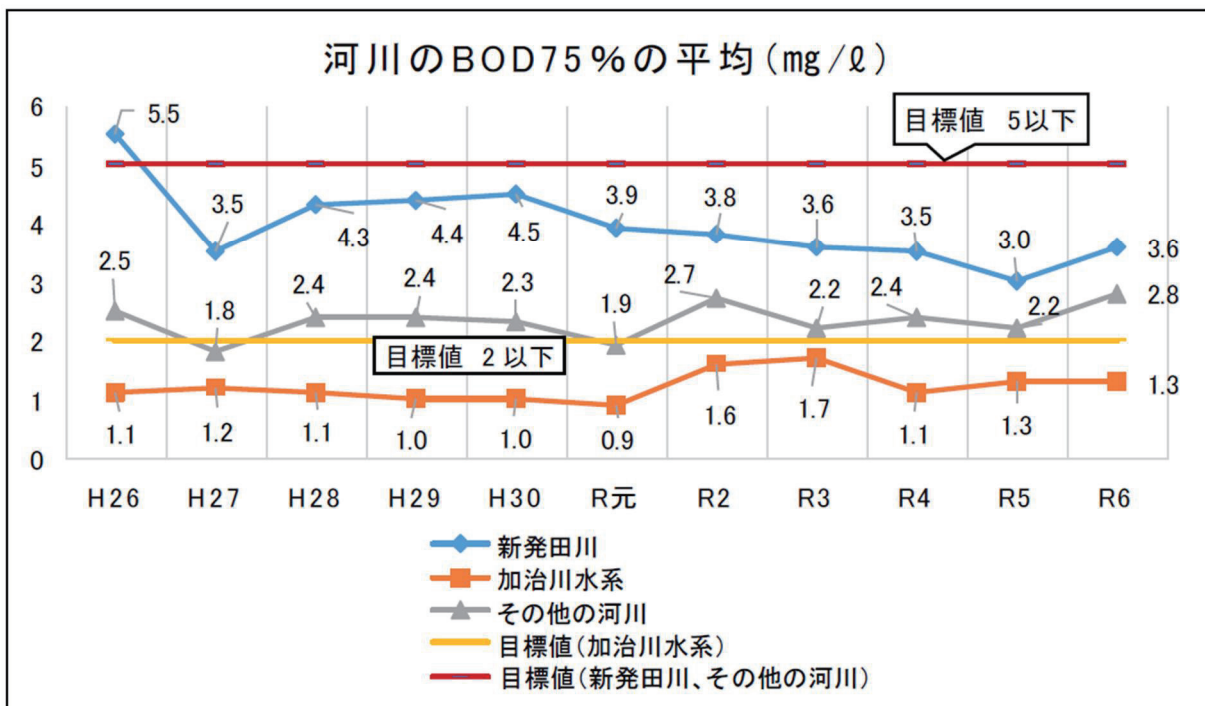
平成27年度以降、目標値を下回って推移していましたが、令和4年度の基本計画（第2次）の部分改訂の際に目標値の見直しを行いました。

回収量には減少傾向が見られましたが、令和4年度から増加しています。要因として、タイヤなどの重量物の不法投棄の増加が影響しているものと考えられます。



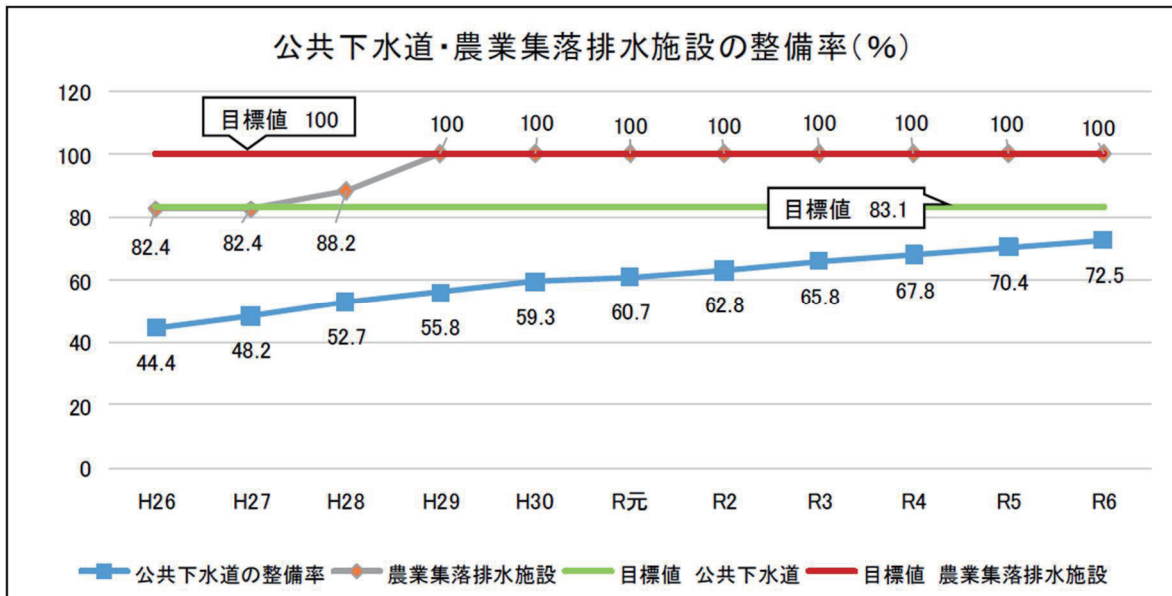
(2) 河川のBOD75%の平均値（達成）

すべての河川で、目標値を達成しています。BODの減少要因としては、下水道、合併浄化槽の普及により、未処理の生活雑排水が河川へ流入する量が減少したものと考えられます。



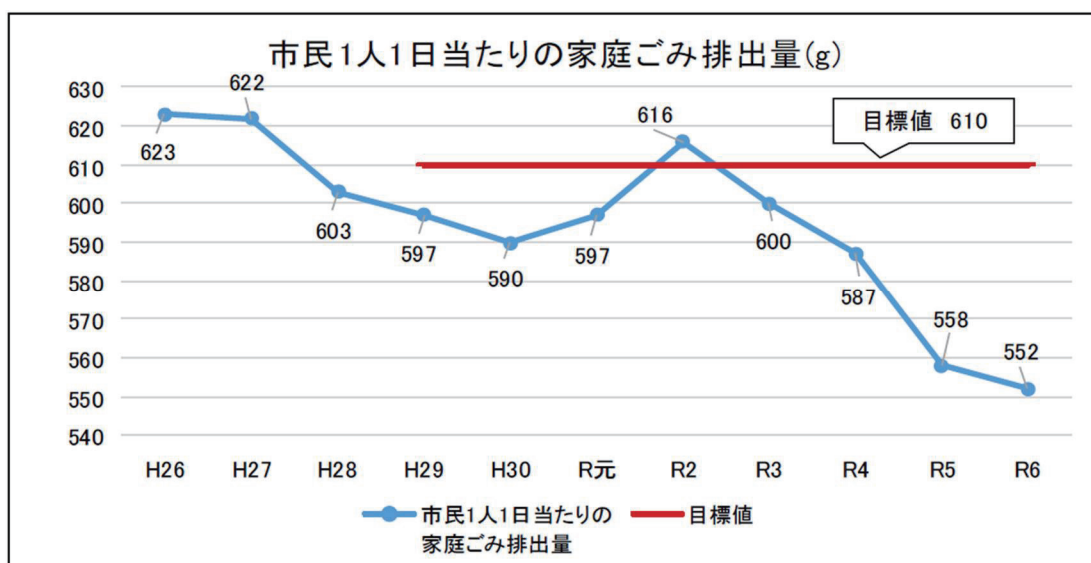
(3) 公共下水道の普及率・農業集落排水施設の整備率（未達成）

公共下水道は、市街地を中心に整備区域を拡大していることにより、普及率が増加しています。農業集落排水施設は、計画に対する整備を完了（松浦、石喜、島潟、菅谷、内竹、中井、三光、宮古木、羽津：9地区）しています。なお、これらに加え、合併処理浄化槽の利用を含めることで、汚水処理人口普及率は86.3%となっています。しかし、新潟県全体の普及率（90.1%）を依然として下回っており、公共下水道等の更なる普及が求められます。



(4) 市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（達成）

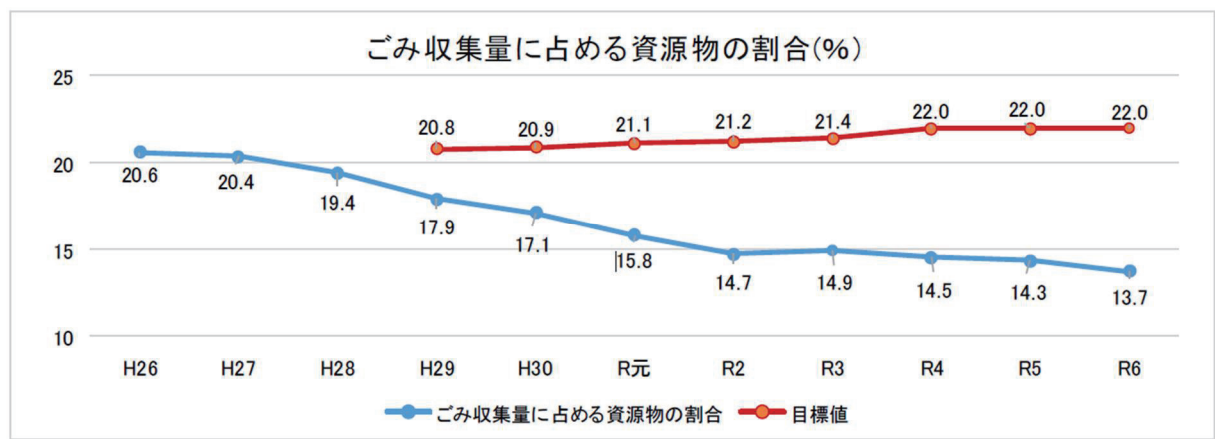
市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量（資源物含む）は全体的に減少傾向にあります。これは、可燃ごみの排出量は横ばいですが、資源物の回収量が減少していることによるものです。令和2年度に大きく増加していますが、新型コロナウイルス感染症対策による巣ごもり需要によるものと考えます。※目標値は平成29年度改訂「一般廃棄物（ごみ）処理計画」で設定したものです。



(5) ごみ収集量に占める資源物の割合(未達成)

市が収集するごみの総量に占める資源物の割合は減少傾向にあります。要因として、新聞や雑誌等の発行部数の減少に伴う古紙類の減やペットボトルに置き換わった空きびんの減、市内のスーパーマーケットを中心に資源回収を行う民間の施設が増えたこと等に伴い、いわゆる「資源ごみ」の日に市が回収する資源物が減少しているものと推定します。

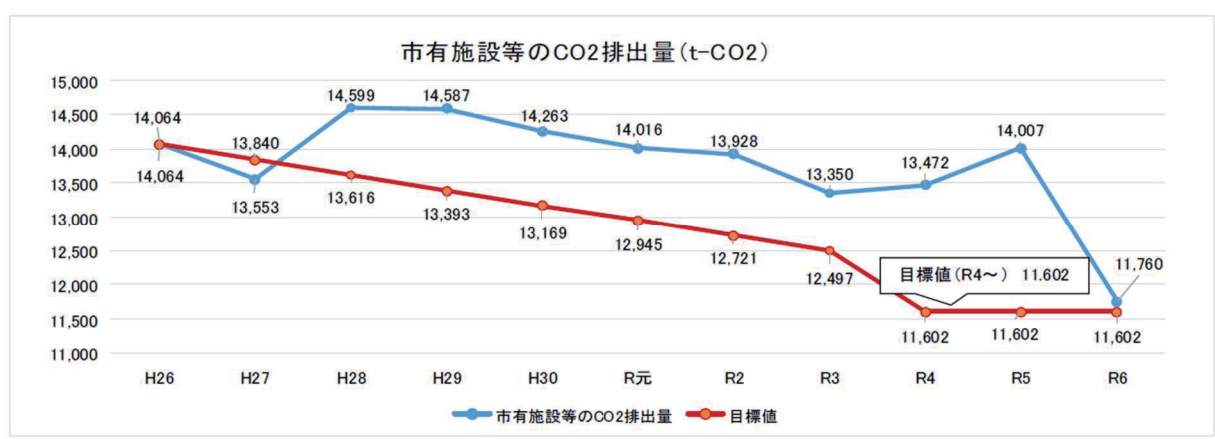
※目標値は、平成29年度改訂「一般廃棄物(ごみ)処理計画」で設定したものです。



(6) 市有施設等のCO2排出量(未達成)

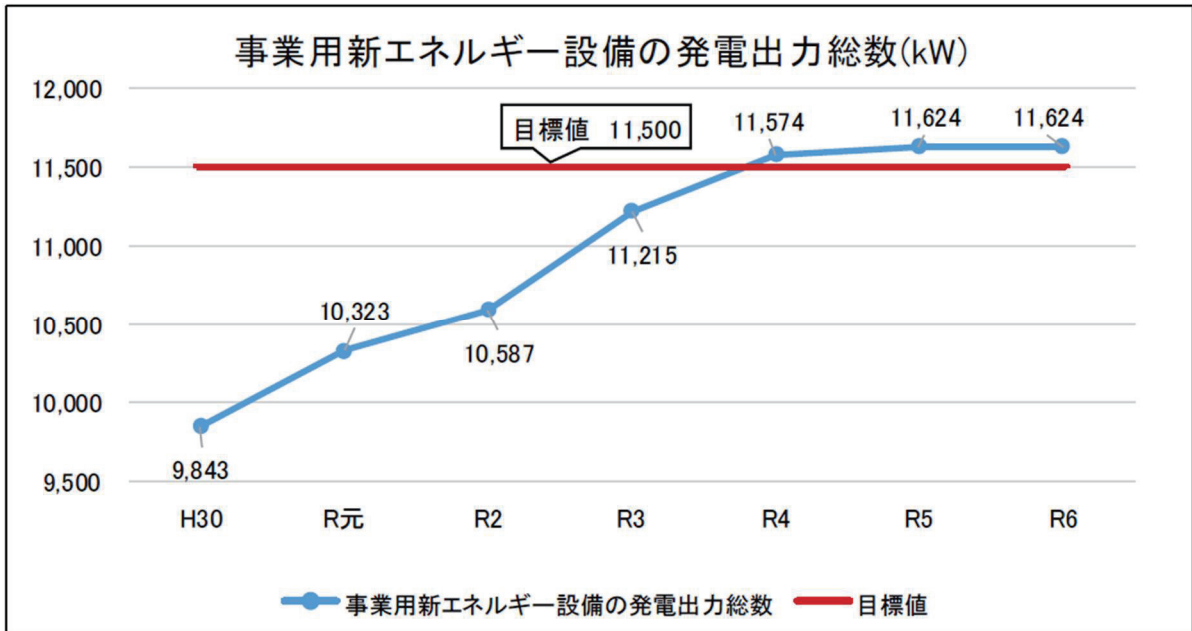
温室効果ガス排出量は、令和4年度から増加傾向にありましたが、令和6年度は減少に転じました。令和6年度減少の要因としては、電気やガスの排出係数(事業者別)が減少したことがあげられます。

<参考>平成28年度の一時的な増加は、駅前複合施設(イクネスしばた)など市有施設の増加や、新庁舎開庁による開庁時間延長が要因と考えられます。平成29年度以降は減少しており、省エネ性能の高い新庁舎がCO2排出削減に寄与しているといえます。



(7) 事業用新エネルギー設備の発電出力総数(達成)

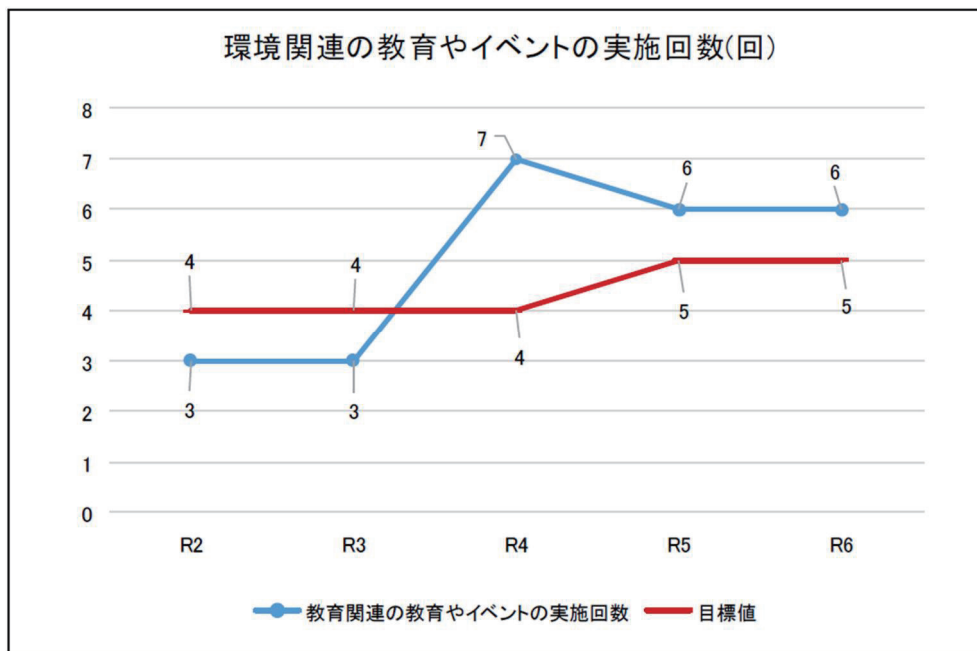
事業用新エネルギー設備の発電出力総数は、基本計画(第2次)の部分改訂の際に追加された指標です。記録のある平成30年度以降、増加傾向にあります。発電設備の種類は、多くは太陽光ですが、他に水力、陸上風力、バイオマスがあります。



(8) 環境関連の教育やイベントの実施回数(達成)

環境関連の教育やイベントの実施回数は、基本計画(第2次)の部分改訂の際に追加された指標で、令和4年度以降、目標値を上回っています。

実施内容は、環境エコカーニバルの開催やグリーンカーテンプロジェクトで実施のイベント等です。



2 脱炭素社会の実現

2-1 主な取組の概要

本市は、2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指し、2021年6月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。これは国のカーボンニュートラル宣言に呼応したものであり、市として脱炭素社会の実現に向けた取組を本格化させる契機となりました。

2022年度には再生可能エネルギーの導入に向けたポテンシャル調査を実施し、導入目標や将来ビジョンを示す「地域再生可能エネルギー導入戦略」を策定しました。

さらに、2023年9月には、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）」を策定し、2030年までに温室効果ガス排出量を2013年度比で51%削減、2050年には実質ゼロを目指す中長期目標を設定しました。

これらの計画に基づき、2025年6月には環境省の「加速化事業」に採択され、「健康田園文化都市・しばたの暮らしが動き出す新時代」をテーマに、工業団地や田園エリアを中心とした再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入を推進するとともに、市民・事業者向けの支援制度やワンストップ支援サービスの整備を進めています。

加えて、市民が日常の中で脱炭素を意識できるよう、さまざまな普及啓発活動も展開しています。公共施設へのEV充電器の設置や、家庭向けの再生可能エネルギー設備導入補助のほか、グリーンカーテンの推進や情報発信を通じて、省エネ行動やエコドライブの促進などを呼びかけています。また、企業・団体・金融機関との連携による地域パートナーシップの形成や、環境学習などを通じた次世代への意識醸成にも取り組んでいます。

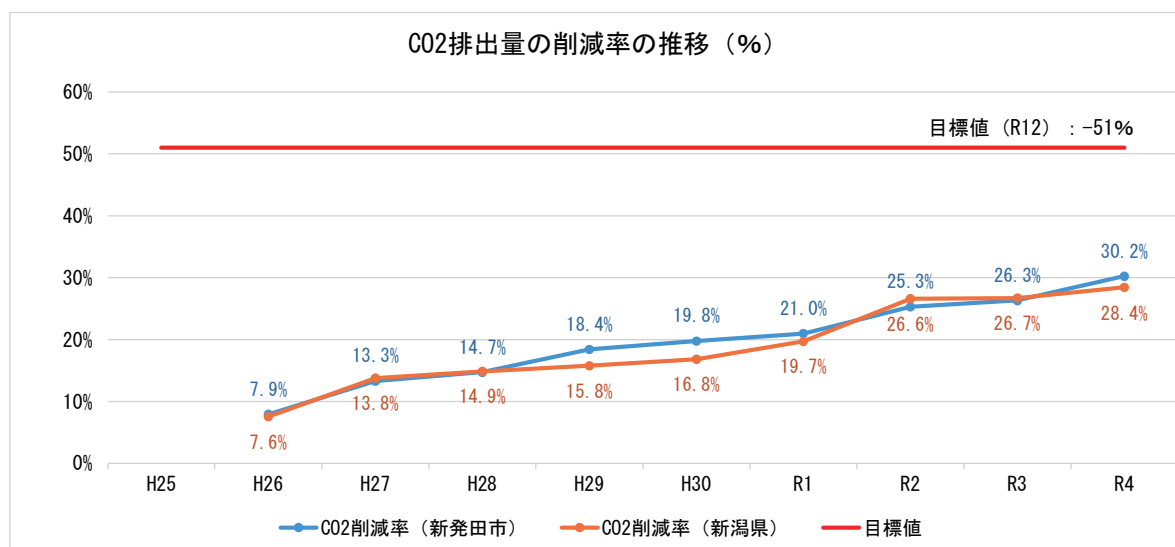
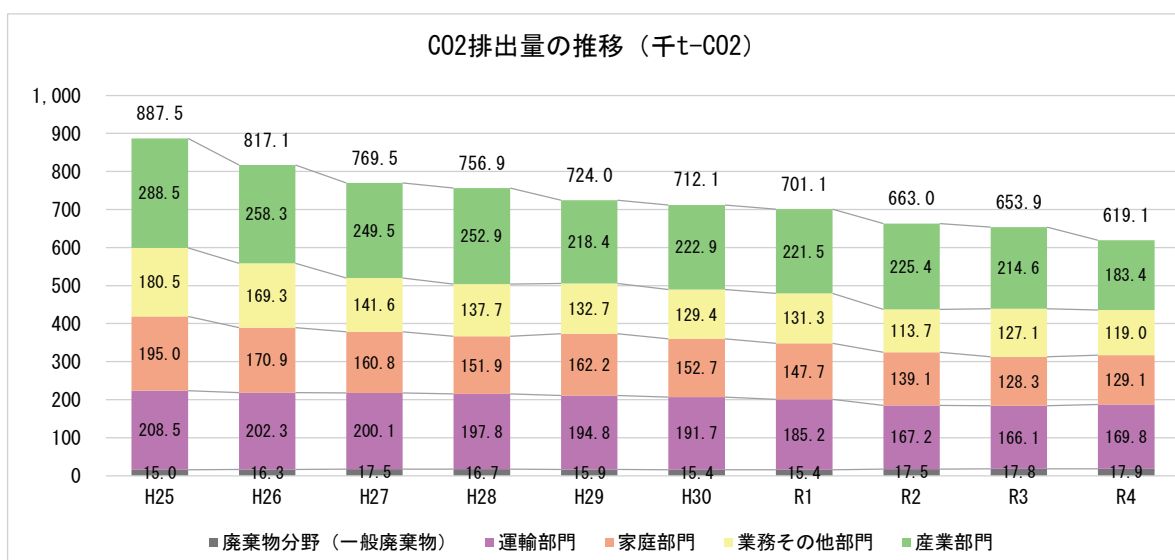


2-2 関連指標による評価

【全市の温室効果ガス排出削減量（CO2 排出量）】

全市の温室効果ガス排出量は、基準年である平成 25 年度から減少し続けています。削減率は、新潟県全体とほぼ同様の推移となっていますが、2030（令和 12）年度の目標値である削減率 51% に向けては、地球温暖化対策実行計画に加えて、取組の強化が不可欠です。

<参考> 2030 年の目標値：削減率 51%は「新発田市地球温暖化対策実行計画」より



資料：環境省「自治体排出量カルテ」



3 気候変動への適応

3-1 主な取組の概要

近年の猛暑やフェーン現象の影響により、本市でもコシヒカリの品質低下が顕著となっています。令和5年産では新潟県全体で一等米比率が大幅に低下し、特に暑さに弱いコシヒカリは品質低下が著しくなりました。これを受けて、新潟県内では高温耐性品種への転換や、水管理の工夫、肥培管理の見直しなどが進められています。

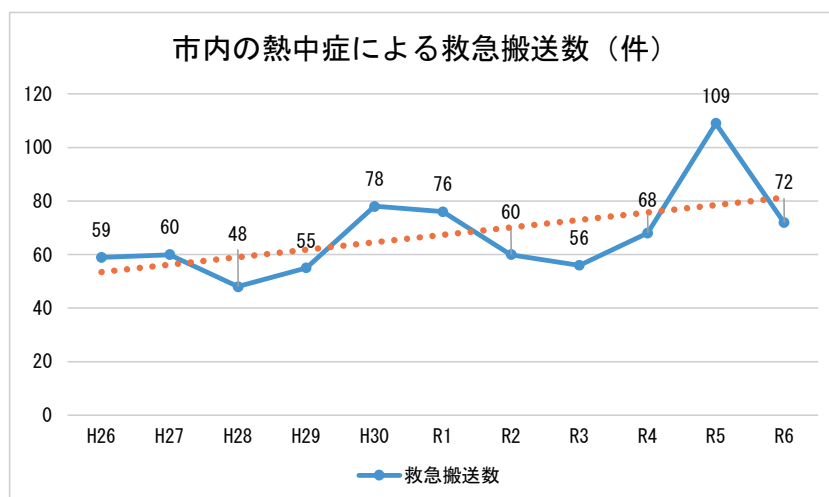
また近年、全国的に豪雨による被害が多発しています。令和4年8月の豪雨では市内の複数路線で冠水が発生し、農作物にも被害が及びました。さらに令和5年8月の大雨では、市内で住宅の浸水や交通障害が発生するなど、広範な被害が見られました。

猛暑日数の増加に伴い、熱中症による健康被害への対応も重要性を増しています。市では、熱中症警戒アラートの発信やクーリングシェルターの指定などを通じて、市民が安全に暑さをしのげる環境づくりが進められています。学校では空調設備の整備が進み、暑さ指数(WBGT)に基づく活動判断も導入されています。高齢者への見守り活動や声かけの強化なども行われており、地域全体で熱中症対策が推進されています。

3-2 関連指標による評価

【熱中症による救急搬送数】

市内の熱中症による救急搬送数は増加傾向にあります。特に、令和5年度は、記録的な猛暑が長期間にわたり続いた影響により、突出して多くなっています。近年、猛暑日が増加傾向にあるとともに、高齢化の影響で熱中症のリスクが高まる高齢者層の割合が増加していることを踏まえて、熱中症対策が重要になると考えられます。



※オレンジ色の点線は全体の傾向を示しています。

資料：新発田地域広域消防本部データ



4 ごみの削減とリサイクルの推進

4-1 主な取組の概要

本市では、資源循環型社会の実現に向けて、ごみの削減とリサイクルの推進に重点を置いた取組を進めています。市民への啓発としては、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方にに基づき、日常生活でできる工夫を促しています。特にリユースに関しては、市のホームページで具体例を紹介し、身近な場面での実践を呼びかけています。また、公共施設や店舗での資源回収の仕組みを整備し、分別の徹底と再資源化を推進しています。

市独自の取組として、農産物の生産から調理、食事、食品残渣の堆肥化といった行程を経て、良質な農産物の生産につなげる循環に着目した「食の循環によるまちづくり」が官民連携により進められています。

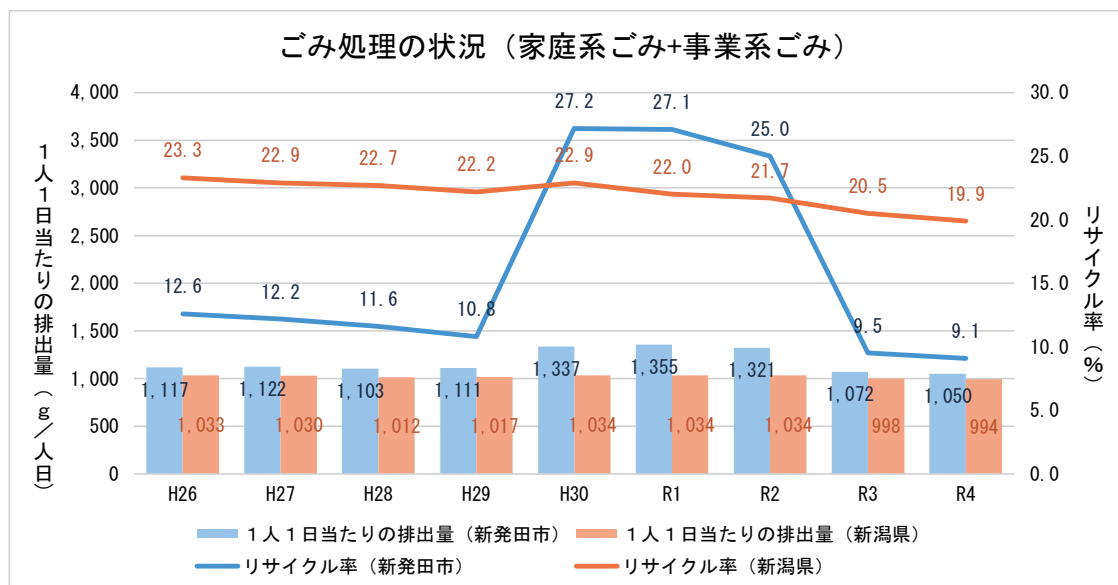
広域的な取組としては、新発田地域広域事務組合において、胎内市・聖籠町との連携によるプラスチック資源の分別収集が検討されています。

4-2 関連指標による評価

【市民1人1日当たりのごみ排出量とリサイクル率（家庭系ごみ+事業系ごみ）】

市民1人1日当たりのごみ排出量（家庭系ごみ+事業系ごみ）は全体的にほぼ横ばいですが、平成30年度から令和2年度にかけては、リサイクル率と併せて大きくなっています。令和2年度の新型コロナウイルス感染症対策による巣ごもり需要を踏まえたとしても、大幅な上昇には事業系ごみの排出量とリサイクル率が影響していると考えられます。

新潟県の数値と比較すると1人1日当たりのごみ排出量はやや多い傾向が見られます。また、リサイクル率に関しては、10ポイント以上低い現況にあります。これにより、事業系ごみを含めたごみ排出量の削減とリサイクル率の向上や、特に直接リサイクルされないごみ焼却処理量削減に向けた取組が課題となると考えられます。



資料：新潟県「市町村・一部事務組合における一般廃棄物処理事業の概況」
（平成28年度～令和6年度：平成26年度～令和4年度実績）



5 有害鳥獣被害対策

5-1 主な取組の概要

近年、全国的に有害鳥獣による農作物や人への被害が深刻化しており、特にクマやイノシシ、シカによる影響が各地で問題となっています。農業被害だけでなく、生活圏への出没による人身被害も増加傾向にあり、住民の不安が高まっています。

本市においても、ニホンザル、ツキノワグマ、イノシシによる被害が顕著です。近年、ニホンザルが市街地でも確認されており、ツキノワグマは平野部への侵入が確認されるなど、生活圏への接近による人的被害が発生し、社会問題となっています。イノシシについては、個体数の急増と生息域の拡大が課題となっており、農地への影響が広がっています。

市では電気柵の設置や捕獲活動、環境整備、啓発活動などを通じて被害軽減に取り組んでいますが、農業者の負担は依然として大きい状況です。

さらに、人身への影響も見られており、市内では有害鳥獣による負傷事例が確認されています。近年はクマの出没が相次ぎ、生活圏に出没した際の緊急対策など、住民の安全確保が重要な課題となっています。イノシシによる人身被害は報告されていませんが、近年、平野部など人の生活圏に近い地域でも捕獲例があり、引き続き警戒が必要です。

5-2 関連指標による評価

【有害鳥獣被害の状況】

市内における有害鳥獣による被害金額は、年々減少傾向にあります。これは、防除や捕獲などに対策が一定の効果を上げていることを示しています。一方で、イノシシやニホンジカについては、県内の生息範囲が北上傾向にあり、これまで被害が少なかった地域でも新たな被害が発生する可能性が高まっています。

また、クマによる人身被害が令和5、6年度と連続して発生しており、住民の安全確保の観点からも、迅速かつ的確な対応が必要です。鳥獣保護管理法の改正に伴う「緊急銃猟ガイドライン」への適応など、新たな制度への対応も含めた対策の強化が重要と考えられます。

【市内の有害鳥獣による農作物等の被害金額（千円）】

	平成25年度	平成28年度	令和元年度	令和3年度
ニホンザル	8,340	5,716	2,971	1,027
ツキノワグマ	4,070	1,579	904	753
イノシシ	190	571	1,222	1,372
カラス	3,440	3,242	2,386	1,299
ニホンジカ	-	-	-	2
合計	16,040	11,108	7,483	4,453

資料：「新発田市鳥獣被害防止計画」（平成26年度、平成29年度、令和2年度、令和5年度改定版）

【市内の熊による人身被害の状況】

- ・平成30年度：1名
- ・令和2年度：2名
- ・令和5年度：2名
- ・令和6年度：1名

資料：新潟県鳥獣被害対策本部会議（平成30年度～令和7年度）



6 市民・事業者・中学生アンケート結果に基づく評価と課題

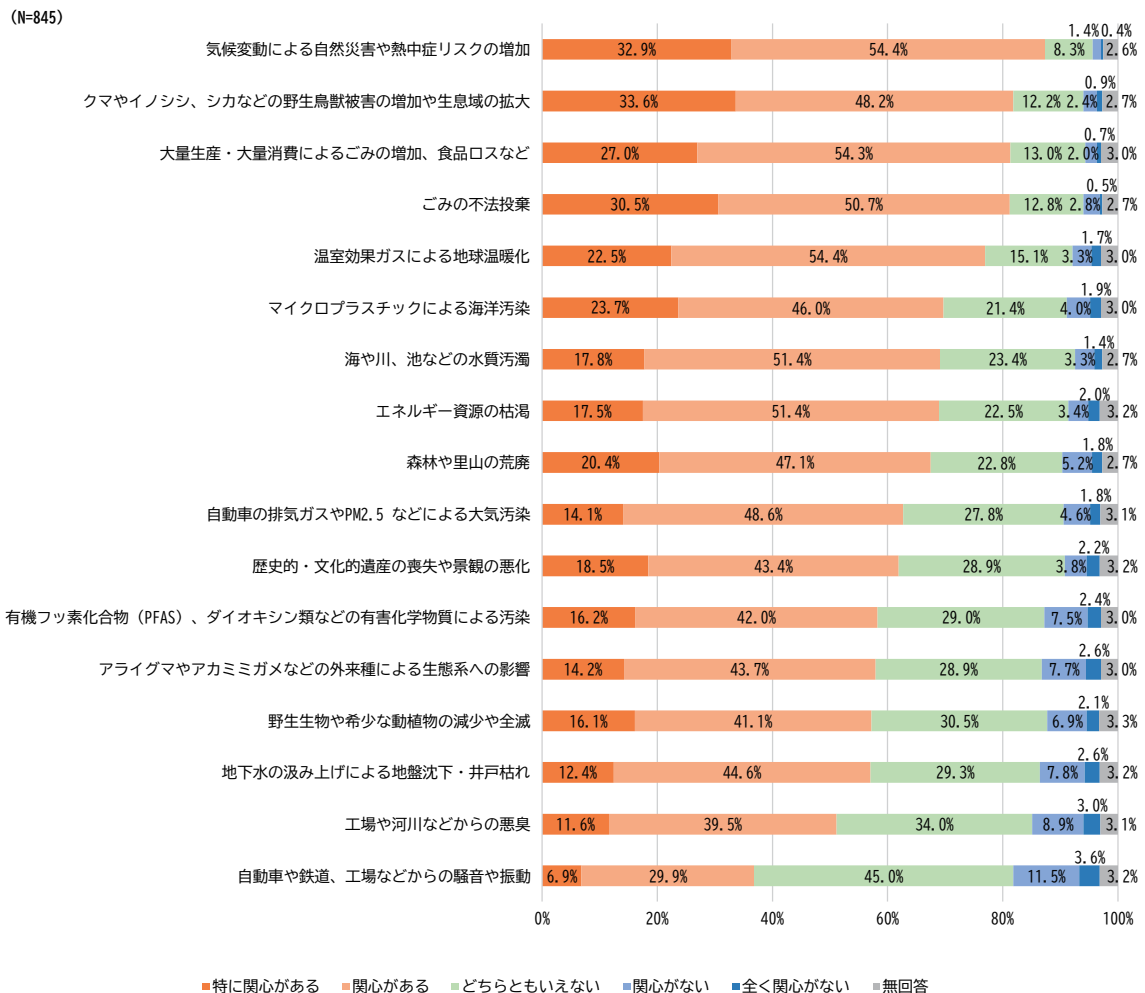
本計画の策定にあたり、市民、事業者、市内中学3年生を対象にアンケート調査を実施しました。それぞれの関心度や重要度の高い環境問題等の傾向を踏まえ、課題等を検討します。（全体の調査結果は資料編に掲載します。）

6-1 市民アンケート

(1) 市民の環境問題に対する関心度

市民の関心度が高い項目としては、「気候変動による自然災害や熱中症リスクの増加」、「クマやイノシシ、シカなどの野生鳥獣被害の増加や生息域の拡大」、「大量生産・大量消費によるごみの増加、食品ロスなど」、「ごみの不法投棄」、「温室効果ガスによる地球温暖化」などが挙げられます。

【環境問題に対する関心度（市民）】



(2) 市民意識に基づく環境対策の重要度と満足度

市民の現在の環境に対する満足度と、10年後に向けた重要度の評価を組み合わせ、図のように整理しました。

「洪水や豪雪などの自然災害対策の整備状況」や「熱中症対策の状況」については、重要度が高いと答える市民が多い一方で、近年頻発する自然災害や猛暑を踏まえ、現状の整備状況等に不安や物足りなさ、情報不足を感じている市民が多く、満足度は低い傾向にあります。

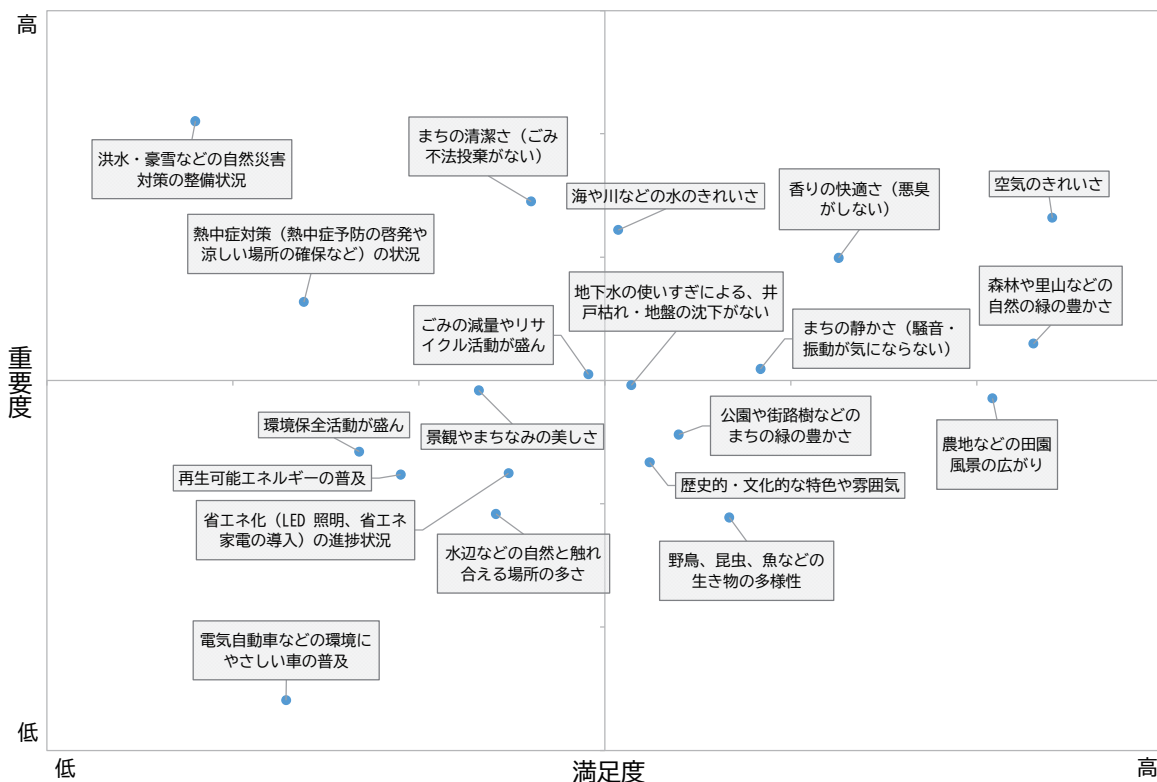
「空気のきれいさ」、「森林や里山などの自然の緑の豊かさ」、「香りの快適さ（悪臭がしない）」など、身近な自然環境については、重要度・満足度ともに高い回答が多く、これまでの取組の成果によるものと考えられます。

「電気自動車などの環境にやさしい車の普及」や「再生可能エネルギーの普及」など、脱炭素に関する項目については、市が重点的に取り組むゼロカーボンの実現に向けて不可欠な取組であるにもかかわらず、重要度・満足度ともに低い回答が見られます。これは、自然災害対策や熱中症対策のように人命に直結しない点や、取組に市民自らのコスト負担が必要となる点が要因と考えられます。

「野鳥、昆虫、魚などの生き物の多様性」や、「歴史的・文化的な特色や雰囲気」などの景観や風景に関する項目は、重要度は低いものの、満足度は高く、これまでの取組の成果によるものと考えられます。

以上のことから、市民の意識と市の取組の方向性の違いに目を向けながら、適切な施策を計画的に進めていくことが重要となります。

【新発田の環境対策に関する重要度と満足度】



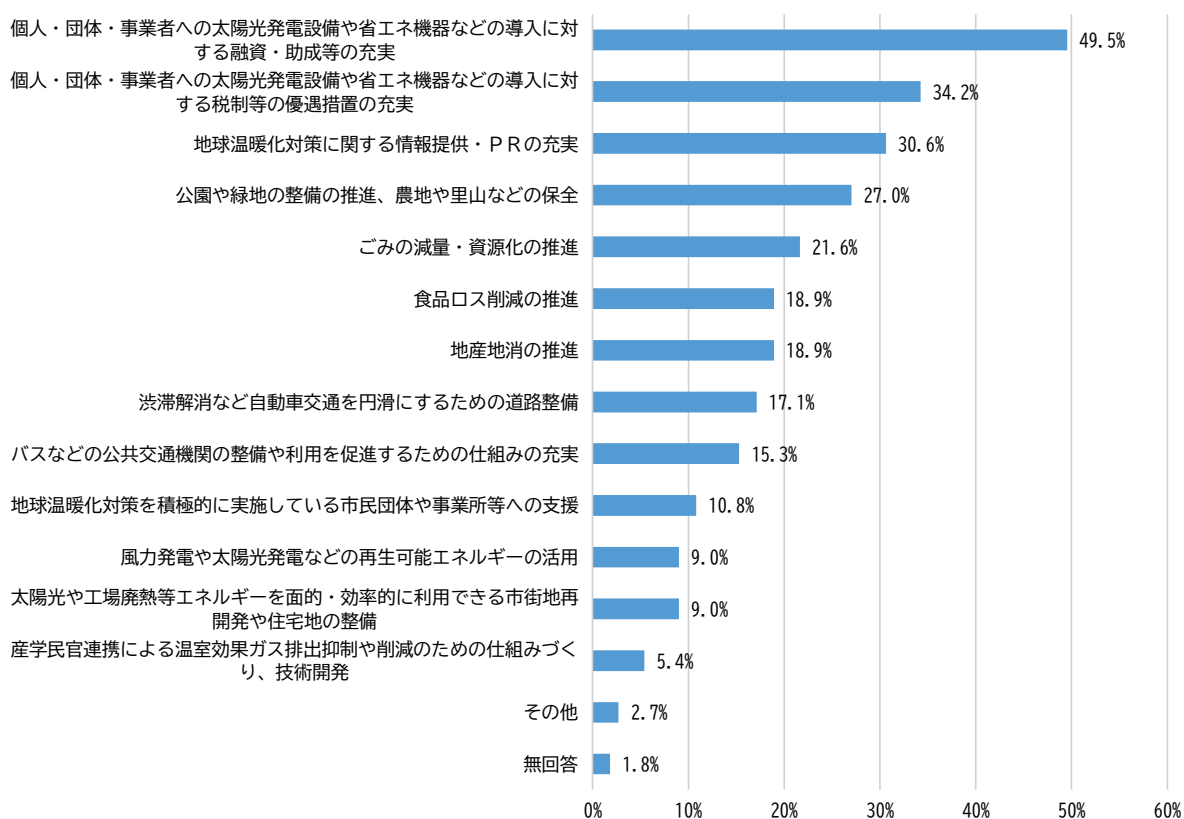
6-2 事業者アンケート

事業者が市に対して重点的に求める地球温暖化対策の施策としては、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する融資・助成等の充実」、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する税制等の優遇措置の充実」、「地球温暖化対策に関する情報提供・PRの充実」などが挙げられました。

事業者が推進する脱炭素の取組を、市をはじめとする行政が積極的に支援することが求められています。

【地球温暖化対策として市が重点的に進めるべきだと思う施策（事業者）】

(N=111)



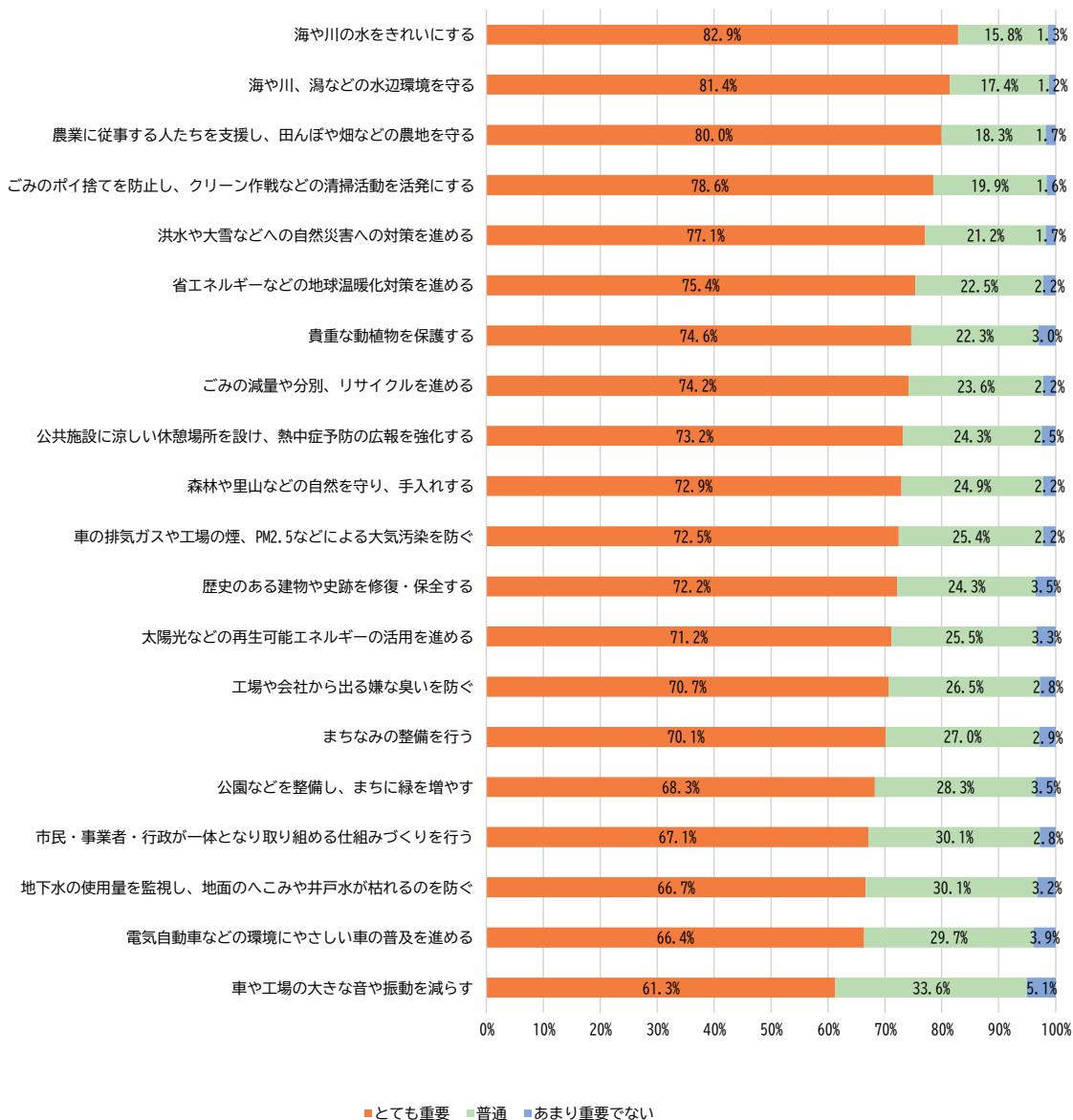
6-3 中学生アンケート

市内の中学生は、市の環境をよくするために幅広い取組が重要だと考えています。その中でも、特に上位に挙げられたのが「海や川の水をきれいにする」、「海や川、潟などの水辺環境を守る」、「農業に従事する人たちを支援し、田んぼや畑などの農地を守る」といった取組です。

これらの項目について、今後の施策において優先的に取り組む必要があります。

【環境をよくするために重要な取組（中学生）】

(N=690)



7 環境の課題と今後の取組の方向性

1から6を踏まえ、本市における環境の現状と課題をまとめました。

第2次計画で達成した項目は維持を図るとともに、主な課題である「不法投棄の回収量削減」「公共下水道の普及率向上」「ごみのリサイクル率向上」「市有施設等のCO2排出量削減」などについて、継続的に取り組む必要があります。

また、国内外の環境動向を踏まえ、脱炭素社会の実現に向けては「全市の温室効果ガス排出削減率の向上」や「補助制度・情報提供の充実」、気候変動への適応では「洪水・豪雪などの自然災害対策」や「熱中症対策」、生物多様性の保全では「有害鳥獣による人身被害の削減」や「里山保全としての農産物被害軽減」、循環共生型社会の形成では「家庭系・事業系ごみを踏まえた市民1人1日当たりのごみ排出量削減」、ウェルビーイングの実現では自然資源を活かした観光地での「観光客入込数の増加」を課題として、取組を追加する必要があります。

【環境の課題と取組の方向性】

		主な課題	取組の方向性
第2次計画に基づく項目	自然環境	—	維持
	快適環境	・不法投棄の回収量の削減	継続
	生活環境	・公共下水道の普及率の向上 ・ごみのリサイクル率の向上	継続 分別収集の強化・理解促進
	地球環境	・市有施設等のCO ₂ 排出量の削減	継続
国内外の環境の動向等を踏まえた項目	脱炭素社会の実現	・全市の温室効果ガス排出削減率の向上 ・補助制度・情報提供の充実	追加
	気候変動への適応	・洪水・豪雪などの自然災害対策 ・熱中症対策	追加
	生物多様性の保全	・有害鳥獣による人身被害の削減 ・有害鳥獣による農産物被害の軽減 (里山保全)	自然環境の項目として追加
	循環共生型社会の形成	・市民1人1日当たりのごみ排出量の削減 (家庭系ごみ+事業系ごみ)	強化
	ウェルビーイングの実現	・観光客入込数の増加	追加



第4章 計画の基本理念と施策の体系

第1節 計画の基本理念

本計画は、「新発田市環境基本条例」の基本理念に基づき、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を、将来の世代に良好な状態で継承することを目指します。そのため、地域に根ざした自然環境を守り育てる姿勢を大切にしながら、昨今、重要な課題となっている気候変動対策などの地球規模の課題にも率先して取り組みます。これにより、近年の環境を取り巻く状況の変化に的確に対応し、環境の保全に継続して努めていきます。

これらの取組は、環境保全の枠を超えて、地域の活性化や経済の発展にもつながる可能性を持つものであり、結果として市民一人ひとりのウェルビーイングの実現にも寄与します。また、事業者においても、環境面で社会情勢の変化に適切に対応し、環境に配慮した製品・サービスを提供することや、省エネなどのコスト削減により、経営を安定させ、企業のイメージアップにつながるなど市内経済の成長・発展に寄与します。とりわけ、城下町としての歴史や文化を活かしながら、地域の魅力と調和した環境づくりを進めることは、市民の誇りや愛着を育み、暮らしの豊かさにもつながる重要な要素です。

こうした理念や目標を実現していくためには、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、協働によるまちづくりを進めていくことが不可欠です。環境と社会の両面から持続可能な地域社会を築くことを目指し、誰もが安心して快適に暮らせる新発田市の未来を創造していきます。

第2節 望ましい環境像

前述の基本理念の実現に向けて、新発田市が目指す望ましい環境像は以下のとおりです。

未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた

この環境像には、地域に根ざした豊かな自然環境と、城下町として育まれてきた歴史や文化を大切にしながら、それらを未来へとつなげていくという思いが込められています。市民の暮らしの中に自然や歴史が息づき、特別な意識をしなくても、日々の生活の中でそれらが守られていくような、持続可能で心地よいまちの姿を示しています。

また、環境の保全とともに、地域の環境資源を活かしながら新発田らしい魅力を育むことで、市民一人ひとりが誇りと愛着を持ち、心身ともに豊かに暮らせる社会の実現を目指します。さらに、地球規模の課題に市民が率先して取り組み、持続可能なまちを維持していきます。環境と文化が調和し、未来へと広がっていく新発田市の姿を、市民・事業者・行政が協働して築いていきます。

なお、この望ましい環境像は、市内の中学生の声を踏まえたものです。アンケート調査では、「新発田の自然がずっと続いてほしい」「歴史ある新発田が好き」といった意見が多く寄せられ、若い世代の中にも自然や歴史への愛着が根付いていることが確認されました。こうした市民の思いを大切にしながら、次世代へとつながる環境づくりを進めていきます。



望ましい環境像のイメージ図を以下に示します。



第3節 重点施策

第2章で整理した環境課題の中でも、特に重要性が高く、今後の取組の強化が求められる分野として、以下の3点を重点施策に位置づけます。

- ・脱炭素社会の実現
- ・ごみの減量化と適正処理
- ・野生動物との共生（有害鳥獣被害への対応）

これらは、地球規模の環境変化や地域の暮らしに直結する課題です。環境の保全にとどまらず、地域の安全、経済活動、市民の生活の質にも深く関わっています。これまでの取組を踏まえつつ、今後はより計画的かつ効果的に対応を進めていくことで、基本理念および望ましい環境像の実現につなげていきます。

第4節 施策の体系

本計画では、第2章で整理した地域特性や環境課題、そして基本理念を踏まえ、望ましい環境像「未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた」を実現するための施策体系を構築しました。

まず、本市の特長である豊かな自然環境と歴史文化について「自然と共生するまち」を推進して保全し、将来の世代に良好な状態で継承していきます。

そのうえで、現況の環境課題の解決を目指し、「脱炭素社会の実現」「資源循環型社会づくり」などの地球規模で国際的な潮流に沿った施策や地域の安全、経済活動の活性化に大きな影響を及ぼす「野生動物との共生」の3つの施策を重点的に推進します。

また、地域の課題に対しても「快適に生活できるまちづくり」、「魅力的で心豊かに暮らせるまちづくり」を進めていきます。

これらの体系によって総合的に施策を進め、市民・事業者・行政の連携と協働の下で、地域力や誇りを高め、経済的・社会的な豊かさをもたらすことを目指します。



【施策体系】

望ましい環境像

長期目標

施策目標

施策

未来へ広がる
自然と歴史のまち
しばた

未来へ広がる 自然と歴史のまち しばた	自然と共生するまち	(1) 自然環境の保全 	① 山岳地の保全 ② 里山の保全 ③ 農地の保全
		(2) 生物多様性の保全  	① 野生動物との共生 ② 生物の生息環境の保全
	脱炭素のまち	(1) 再エネ・省エネの推進    	① 再生可能エネルギーの導入促進 ② 省エネルギーの導入推進 ③ 環境と調和したまちの形成 ④ 自然資源等を活用した吸収源対策
		(2) 気候変動への適応    	① 農業・林業への対策 ② 自然災害への対策 ③ 熱中症等対策
	資源循環のまち	(1) ごみの減量・資源循環  	① ごみの発生抑制（リデュース） ② 再利用の推進（リユース） ③ 再資源の推進（リサイクル）
		(2) ごみの適正処理の推進   	① 環境に配慮した消費行動の推進 ② 不法投棄の防止
	快適に生活できる まち	(1) 大気環境の保全  	① きれいな空気の確保 ② フロン類の適正な管理 ③ 悪臭防止対策の実施
		(2) 水環境の保全   	① 河川等の水質保全 ② 下水道・合併浄化槽の整備
		(3) 地盤環境の保全  	① 地下水利用の適正化 ② 汚染のない地下水と土壌の確保
		(4) 騒音と振動の防止  	① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止
	魅力的で心豊かに 暮らせるまち	(1) 身近な環境の保全  	① 身近な緑の保全 ② 水辺環境の保全 ③ 環境美化の推進
		(2) 魅力的なまちの創造  	① 文化財の保護と歴史的景観の保全 ② 環境にやさしい観光地づくり
(3) 環境意識の醸成  		① 普及・啓発活動の推進 ② 環境教育の推進 ③ 市民、環境団体、事業者等の取組の推進	

第5章 望ましい環境像の実現に向けた方針

第1節 施策の基本的な考え方

望ましい環境像の実現に向けて、各長期目標を達成するための施策の方針を示します。

施策の実施による目標の達成度や進捗状況を把握するため、各長期目標における指標を設定します。

さらに、目標の達成に向けて実施する市の取組を示します。

第2節 各長期目標の実現に向けた施策

1 自然と共生するまち

1-1 施策の実施方針

自然と共生する社会の実現に向け、山岳や里山、農地などの自然環境の保全と、生物の生息環境の保全を確実に進めます。

野生動物との共生や生物多様性の保全への理解を深め、地域の自然を守りながら、持続可能な暮らしへの転換を後押しします。

1-2 指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
	2024 (令和6) 年度	2032 (令和14) 年度
有害鳥獣による農作物被害額 (千円)	5,475	4,376

1-3 市の取組

(1) 自然環境の保全



施策① 山岳地の保全

◆地形の改変による自然災害の防止

- ・国や県と連携し、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定やハザードマップ整備を進め、危険区域での無秩序な開発を防ぎます。
- ・国や県と連携し、急傾斜地や地すべり危険箇所では法面工事や治山施設の整備を進め、斜面の安定化と土砂災害の防止を図ります

◆森林の維持管理の実施

- ・山岳地の森林で間伐などの造林活動を進め、健全な森林の維持管理を図ります。
- ・山岳地における森林施業を推進し、林業経営の基盤を整え、森林資源の有効活用により林業の活性化を図ります。



◆貴重な動植物の保護

- ・湿地や自然林に生育する貴重な動植物を守るため、競合する植生の管理や生育環境の保全を進めます。
- ・貴重な動植物の生息状況を把握する調査を継続し、適切な管理を行います。
- ・ニホンカモシカなどの天然記念物の適正な保護を行います。

施策② 里山の保全

◆里山林における植林と維持管理（下草刈り、間伐など）の実施

- ・地域住民等の活動組織による貴重な動植物の保全活動を支援します。
- ・地域で行われる天然記念物や希少種の保護活動を支援し、適正な管理を促進します。

施策③ 農地の保全

◆減農薬・減化学肥料の取組

- ・環境負荷低減に配慮した栽培方法を推進し、減農薬・減化学肥料の取組を支援します。
- ・土壌診断や有機資源の活用による土づくりを進め、健全な農地環境を維持します。

◆有機資源の循環活用（食物残渣・家畜排泄物等）

- ・食物残渣や家畜排泄物等を堆肥化し、地域内で循環利用する仕組みを強化します。
- ・有機資源センターを活用し、資源循環型農業を推進します。

◆農業施設（用水路等）の多自然化への配慮

- ・農業用水路やため池などの整備において、生態系に配慮した設計や管理を推進するため、土地改良区や地域団体の取組を支援します。
- ・施設改修時には、自然型護岸やビオトープ化など、多自然型工法の導入を促進します。

◆地産地消の推進

- ・学校給食や地域イベントでの地場産食材の活用を進め、地域農業の持続性と食育の充実を図ります。

（2）生物多様性の保全



施策① 野生動物との共生

◆野生動物とのすみ分け（緩衝帯の設置）

- ・地域住民等の活動組織による緩衝帯の整備や放任果樹の除去など、野生動物とのすみ分けを図る取組を支援します。
- ・鳥獣被害防止と自然環境の調和を目指し、地域ぐるみの環境整備を促進します。

◆野生動物個体数の適正管理

- ・農作物や人への被害を防ぐため、ニホンザルやイノシシなどの個体数を計画的に管理します。
- ・猟友会や地域と協力し、個体数管理や緊急銃猟のための捕獲、調査を行い、科学的データに基づいて適正管理を推進します。



◆有害鳥獣による被害防止に向けた体制整備

- ・ 猟友会や地域組織と連携し、捕獲や監視の協力体制を整えます。
- ・ 農業者や自治会と協力し、役割分担や維持管理の仕組みを作ります。
- ・ 被害情報を共有するため、地域ごとの連絡会を開催します。

◆有害鳥獣に関する情報発信

- ・ クマの出没情報を迅速に発信し、注意喚起を行います。
- ・ 農作物被害や捕獲状況などを市民にわかりやすく伝えます。
- ・ SNS や防災無線など複数の手段で情報を届けます。

◆有害鳥獣による農地・農作物被害との軽減

- ・ 電気柵や防護ネットの設置を支援します。
- ・ 地域での見回りや監視体制を強化します。
- ・ 猟友会と連携し、イノシシやシカなどの捕獲を推進します。
- ・ 被害状況を把握し、効果的な対策を検討します。

施策② 生物の生息環境の保全

◆絶滅危惧種をはじめとする動植物の保護及び回復

- ・ 市内で確認されている絶滅危惧種の情報を把握し、保護に向けた取組を必要に応じて検討します。
- ・ 湿地などの自然環境を保全するため、水質改善や植生回復などの管理を推進します。

◆外来種やペットの自然界への放出の防止

- ・ 市内で確認されたアライグマやハクビシンなどの外来種について目撃情報を収集し、必要に応じて防除・捕獲を検討します。
- ・ ペットの適正飼育について、市民への普及啓発活動を行います。

◆動植物生息・生育状況の調査の実施

- ・ 河川や湿地の生物調査について、地域・関係団体や学校と連携し、市が支援・調整を行います。
- ・ 市民や学校が参加する調査活動を推進し、結果を環境施策に活用します。



2 脱炭素のまち

2-1 施策の実施方針

脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス排出量を削減する施策（緩和策）と地球温暖化の影響に対応する施策（適応策）を確実に進めます。

地球温暖化による気候変動への理解を深め、魅力的な脱炭素ライフスタイルへの転換を後押しします。

これらの取組は、自然と歴史が息づくまちを守り、将来世代に健全で恵み豊かな環境を継承するうえで欠かせないものです。脱炭素社会の実現は、地域の魅力と調和した持続可能な暮らしを支える重要な基盤となります。

2-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2032（令和14）年度
市域における温室効果ガス削減量 （t-CO2）	-	500,455
市内の再生可能エネルギーによる 発電設備容量（MW）	19.9	90.1

2-3 市の取組

（1）再エネ・省エネの推進



施策① 再生可能エネルギーの導入促進

◆再生可能エネルギーの導入に向けた普及啓発

- ・再エネの取組や効果を広報媒体で情報発信し、関連セミナーや補助制度の情報を周知します。

◆太陽光発電設備や蓄電池などの導入促進

- ・市民、事業者に対して太陽光発電設備や蓄電池などの導入を補助し、普及を推進します。
- ・新設及び改築等の公共施設への太陽光発電設備の設置や、PPA方式の活用を推進します。

◆太陽光以外の再生可能エネルギーの導入促進

- ・施設園芸農家を対象に、地中熱利用設備の導入を推進します。
- ・中小水力発電や風力発電、バイオマス発電設備の設置の検討や導入の促進を行います。

◆再生可能エネルギーの活用に向けた取組の推進

- ・再生可能エネルギー由来の電力への切替えを推進します。
- ・公共施設で使用する電力は、再生可能エネルギー由来の電力に切り替えます。
- ・事業者の新エネルギー導入を支援するとともに、新エネルギーに関する情報発信や教育を行います。
- ・事業者の行う新エネルギー事業の適正な実施を指導、支援します。



施策② 省エネルギーの導入促進

◆省エネルギーにつながる行動等の普及・啓発

- ・省エネの取組や効果を広報媒体で情報発信し、関連セミナーや補助制度の情報を周知します。
- ・環境省の「デコ活」や新潟県の「にいがたゼロチャレ30」など、家庭や事業所でできる省エネ行動とその効果を紹介し、行動の実践を促します。

◆省エネルギー設備等の導入促進

- ・市民、事業者に対して空調や照明等の高効率機器の導入や買替を補助し、普及を促進します。
- ・街灯等へのLED化を促進します。
- ・公用車の電気自動車の買替や充電設備の導入を促進します。

◆建築物の省エネルギー化の推進

- ・住宅や事業者のZEHやZEB化等に関する情報発信を行います。
- ・公共施設のZEB化や照明のLED化を推進します。

◆環境にやさしいエネルギーへの転換の促進

- ・施設園芸農家を対象に、灯油から地中熱を活用したヒートポンプ等の導入を促進します。

施策③ 環境と調和したまちの形成

◆持続可能な都市とエネルギーシステムの構築に向けた検討

- ・地域単位で再生可能エネルギーを導入し、自立分散型のエネルギーシステムを構築します。
- ・地域の脱炭素化を促進するために環境に配慮し、地域のメリットにつながる再エネの導入となる区域や環境保全等のために配慮が必要な区域の設定を検討します。

◆環境にやさしい公共交通体系の整備

- ・歩行者や自転車の安全性と利便性を高めるため、市道の整備を推進します。
- ・日常生活を支える公共交通の維持・確保を図るため、効率的かつ利便性の高い公共交通網の形成を推進します。

◆次世代自動車等の普及促進

- ・公用車の電気自動車導入を進め、市内での電気自動車の普及を促進します。
- ・電気自動車の充電設備の整備を進め、市内での電気自動車の利用環境の充実を図ります。

◆緑地の保全と緑化の推進

- ・都市公園等の維持管理を通じて、市街地の緑地の保全を図ります。



施策④ 自然資源等を活用した吸収源対策

◆森林資源の適切な管理及び森林整備

- ・間伐などの造林活動を推進し、健全な森林の育成を図ります。
- ・森林施業を進め、林業経営の基盤づくりと森林資源の有効活用により林業の活性化を図ります。

◆カーボンオフセットの活用に向けた取組の推進

- ・省エネや再エネの導入、森林整備などで削減・吸収したCO₂を見える化し、取引可能にすることで脱炭素社会の実現を後押しします。
- ・森林の植林や保全、農地での炭素貯留を進め、CO₂吸収量を増やします。

(2) 気候変動への適応



施策① 農業・林業への対策

◆農業施設の強靱化と長寿命化

- ・市が管理する農業用施設の維持・修繕を行い、施設の長寿命化を図ります。

◆野生鳥獣による農作物被害の軽減

- ・電気柵の設置や有害鳥獣の捕獲駆除等を行います。

施策② 自然災害への対策

◆水害・土砂災害リスクの低減

- ・河川や排水路、調整池において、除草や土砂撤去等の維持管理を行うことで、流下能力や調整池の機能確保を図ります。
- ・早期避難を促すため、ハザードマップや防災情報の情報発信、避難訓練の充実など、ソフト対策を強化し、市民が自ら安全を確保できる体制を整えます。

◆雪害への対応力の向上

- ・道路の除雪により、交通の安全確保や通勤通学の安定、緊急時のアクセスなどを確保し、必要に応じて予防的な通行止めを行います。
- ・消融雪施設の維持管理を行うことで、車両や歩行者等の安全な通行を確保します。
- ・屋根の雪下ろし作業の転落事故防止のため、命綱固定アンカー設置費用を補助し、作業者の安全確保を図ります。

◆情報の活用による災害対応力の向上

- ・市の広報媒体にて、防災・緊急情報を発信します。

◆市民の防災意識と地域防災力の向上

- ・自主防災組織への活動支援や防災訓練の実施を通じて、地域主体の防災対策を推進し、地域防災力の向上を図ります。



施策③ 熱中症等対策

◆気象リスクに対応した健康被害の予防と情報発信

- ・Web サイトや SNS、リーフレット等による市民向けの熱中症予防のための注意喚起や普及啓発を行います。

◆都市の緑地保全による暑さ対策

- ・都市公園等の維持管理を通じて、市街地の緑地の保全を図ります。(再掲)



3 資源循環のまち

3-1 施策の実施方針

資源循環型社会の実現に向け、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再資源化（リサイクル）を確実に進めます。

3R の考え方を広め、分別やリサイクルを徹底し、持続可能なライフスタイルへの転換を後押しします。

これらの取組は、自然環境への負荷を減らし、地域の美しさと歴史を守るうえで欠かせません。資源循環型社会の実現は、心地よい暮らしと地域の魅力を未来へつなぐ重要な基盤となります。

3-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2032（令和14）年度
1人1日当たりの家庭系ごみ量（g）	552	582以下
ごみ収集量に占める資源物の割合（%）	13.7	14.42以上
大クリーン作戦で収集されるごみの量（t）	10.05	15.48以下

※上記指標の目標値は、過去5年間（令和2～6年度）の実績の平均値とした。

3-3 市の取組

（1）ごみの減量・資源循環



施策① ごみの発生抑制（リデュース）

◆ごみの発生抑制の普及・啓発

- ・食品ロス削減や過剰包装の見直しなど、持続可能な消費行動を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。
- ・市の広報媒体を活用し、3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する情報を発信することで、市民及び事業者の意識の向上を図ります。

◆適正なごみの分別の推進

- ・ごみの出し方に関する市民向けの出前講座を通じて、分別ルールの普及啓発を行います。

施策② 再利用の推進（リユース）

◆再利用に関する普及・啓発

- ・リユースショップやフリマアプリの活用など、不用品のリユース方法等を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。

◆再利用製品の利用促進

- ・詰め替え商品やリフィル製品の利用を促進し、製品や資材の再使用を進めます。
- ・リユース家電や中古家具など、再使用できる製品の購入を促進します。



- ・市が一定規模以上の建設工事を行う場合、工事開始前に分別解体などの計画を届け出ること
で、建設廃棄物の適正処理を促し、資源の再利用を進めます。

施策③ 再資源の推進（リサイクル）

◆再資源化に関する普及・啓発

- ・資源循環の重要性やリサイクルの効果を広く周知し、市民の理解と参加意識を高めます。
- ・資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）や家電などの再資源化の方法を紹介し、市民の行動変容のきっかけを作ります。

◆分別収集の徹底

- ・資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）を適正に分別し、決められた方法で排出するよう徹底します。
- ・家電リサイクル法対象品目やパソコンなどの適正な排出方法を広報媒体で情報発信し、再資源化の徹底を図ります。
- ・リサイクルに関する市民向けの出前講座を通じて、分別ルールや適正な排出方法を普及啓発します。

◆資源ごみの回収機会の確保

- ・家庭から排出される資源ごみ（紙類、ペットボトル、缶、びんなど）を収集し、資源化を図ります。
- ・白色トレイや紙パック、電池などについて、スーパーや公共施設に設置した指定回収場所を活用し、市民が排出しやすい環境を整えます。

◆有機資源の再資源化の推進

- ・焼却ごみの削減に向けて、家庭から排出される生ごみを分別収集し、堆肥化を行います。
- ・学校給食の食品残渣や家畜排泄物、もみ殻などを堆肥化し、学校菜園や農地で活用することで地域の食育を促進します。
- ・市民に対して、生ごみ処理機等の購入を行い、家庭での堆肥化を推進します。

◆プラスチックなどのリサイクルシステムの構築の検討

- ・プラスチックのリサイクル化に向けて、検討を進めます。

（2）ごみの適正処理の推進



施策① 環境に配慮した消費行動の推進

◆環境配慮型ライフスタイルや消費行動の普及・啓発

- ・食品ロス削減や過剰包装の見直しなど、持続可能な消費行動を推進します。
- ・マイバッグやマイボトルの利用など、使い捨てを減らすライフスタイルを推進します。
- ・地産地消やリユースの促進など、地域資源を活かした行動を推進します。



◆環境教育・情報提供による意識の醸成

- ・食育や環境学習を通じて、食品ロス削減や資源循環の重要性を理解する機会を提供します。
- ・広報媒体を活用し、持続可能な消費行動に関する情報を発信します。
- ・国や県の取組（デコ活、にいがたゼロチャレ 30）と連携し、行動変容を促します。

◆地域でのごみ出しの適正化、事業所周辺でのごみ散乱防止の推進

- ・ごみの分別や指定袋の使用、収集日の遵守など、適正な排出を推進します。
- ・事業所におけるごみ散乱防止を促進し、自動販売機等の回収容器設置を推進します。
- ・地域全体で環境美化を図るため、条例や啓発活動により不法投棄やポイ捨て防止を推進します。

施策② 不法投棄の防止

◆不法投棄に関する市民・事業者への普及・啓発

- ・不法投棄は犯罪であることや法令・罰則を周知します。
- ・啓発看板の設置や広報活動により、未然防止を図ります。
- ・地域や事業者と連携した環境美化活動を通じて啓発を進めます。

◆財政負担、環境負荷等の見える化

- ・不法投棄や分別の不徹底に起因する財政負担・環境負荷を周知し、適切なおみ処理の啓発・推進を図ります。

◆関係機関との連携による違反者への指導等の徹底

- ・警察や新潟県と連携し、不法投棄の通報体制を整備します。
- ・新発田地域広域事務組合や市の関係部署と情報を共有し、違反者への厳正な指導・処分を徹底します。
- ・関係機関と協力して現場確認や調査を行い、再発防止に向けた対応を進めます。

◆不法投棄防止のための監視・啓発

- ・不法投棄が発生しやすい場所を把握し、定期的なパトロールを行います。
- ・啓発看板の設置や土地の適正管理（柵・ロープ設置、草刈り）を促し、未然防止を図ります。
- ・不法投棄を発見した場合は、警察や県のホットラインへの通報を徹底し、地域ぐるみで防止体制を強化します。

◆不法投棄ごみの早期発見・早期回収

- ・里山や水辺などで定期的な巡回や地域活動を通じて、不法投棄ごみを早期に発見します。
- ・発見したごみは、関係機関や地域と連携して速やかに回収し、生活環境の悪化を防ぎます。

◆大クリーン作戦の開催及び各団体の環境美化活動支援

- ・市主催の大クリーン作戦を継続的に開催し、地域全体で環境美化を推進します。
- ・海岸清掃や地区清掃など、各団体の自主的な美化活動を支援し、地域の魅力向上と不法投棄防止につなげます。



4 快適に生活できるまち

4-1 施策の実施方針

大気・水・地盤などの環境を保全し、騒音や振動のない暮らしを確保し、快適な生活環境を守ります。

4-2 指標 (KPI)

指標	現状値	目標値
	2024 (令和 6) 年度	2032 (令和 14) 年度
新発田川の BOD (75%値) (mg/l)	3.6	3.0 以下
污水处理人口普及率 (%)	86.30	89.00

4-3 市の取組

(1) 大気環境の保全



施策① きれいな空気の確保

◆大気汚染の監視・情報伝達

- ・ PM2.5 や光化学オキシダントを新潟県が常時監視し、注意報発令時には市が情報を周知します。
- ・ 監視結果を分析し、汚染源を特定して排出規制や技術改善などの対策を講じます。
- ・ 情報提供により、市民や企業の環境意識を高め、排出抑制につなげます。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・ 法令や条例に基づき、大気汚染に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・ 大気汚染防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・ 大気汚染防止設備の導入を資金支援により促進します。

◆公共交通機関の利用促進

- ・ コミュニティバスやデマンド交通など、地域の公共交通の利便性を向上することにより、自家用車の利用を抑制し、排出ガスの削減につなげます。

◆次世代自動車等の普及促進

- ・ 電気自動車やハイブリッド車の普及を促進するため、充電設備の整備や利用に関する情報を周知し、導入を支援します。



施策② フロン類の適正な管理

◆フロン類の適正管理の指導・啓発

- ・市の Web サイトでオゾン層保護に関する情報を発信し、事業者や市民にフロン類の適正管理を普及啓発します。
- ・庁内機器について、フロン排出抑制法に基づく点検を毎年通知し、機器の適正管理と廃棄時の回収・処理の徹底を指導します。

施策③ 悪臭防止対策の実施

◆野焼きの防止

- ・広報やパトロールを通じて野焼き防止を呼びかけ、廃棄物の適正処理や火災リスクの低減を図ります。
- ・野焼き防止に関する情報を周知し、地域の環境意識の向上を促します。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・法令や条例に基づき、悪臭防止に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・悪臭防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・悪臭防止設備の導入を資金支援により促進します。

(2) 水環境の保全



施策① 河川等の水質保全

◆水質汚濁の監視（河川等の水質検査）・情報伝達

- ・中小河川の水質調査を実施し、関係機関と連携して監視体制を強化します。
- ・油漏れなど異常水質事案が発生した場合、関係機関(新潟県・消防署等)と連携して迅速に対応し、市民へ注意喚起を行います。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・法令や条例に基づき、水質に関する排出基準遵守を指導し、適正管理を促進します。
- ・水質汚濁防止のため、公害防止協定を締結し、未然防止と迅速な対応を図ります。
- ・水質保全に必要な設備導入を資金支援により促進します。

施策② 下水道・合併浄化槽の整備

◆下水道の整備

- ・下水道の整備を進め、生活排水を適切に処理することで、水質汚濁防止と環境衛生の向上を図ります。
- ・接続により、悪臭や害虫の発生を減らし、公共用水域の水質保全に貢献します。

◆合併浄化槽の設置

- ・下水道未整備地域では、合併処理浄化槽の設置を推進し、生活排水による水道水源や河川の汚濁防止を図ります。
- ・設置に必要な支援を行い、普及を促進します。



◆下水道接続・合併浄化槽設置に向けた普及・啓発

- ・ 広報や説明会を通じて、下水道接続や浄化槽設置の重要性を周知し、地域全体で環境保全への理解を深めます。
- ・ 下水道接続や浄化槽設置による効果（悪臭防止、水質保全、美しい自然の保全）をわかりやすく伝えます。

(3) 地盤環境の保全



施策① 地下水利用の適正化

◆地盤沈下の調査

- ・ 新潟県と連携し、計画的な水準測量を実施して地盤沈下の状況を把握・監視します。

施策② 汚染のない地下水と土壌の確保

◆土壌汚染の監視

- ・ 関係機関と連携し、土壌汚染の状況を把握するための調査を行い、必要な対策を講じます。

◆工場・事業所等への指導

- ・ 公害防止協定に基づき、土壌や地下水の汚染防止を指導します。

◆地下水汚染に対する安全対策

- ・ 地下水の安全確保のため調査・監視を行い、必要に応じて対策を実施します。
- ・ 紫雲寺地区の井戸水調査を実施し、必要性や方法を見直して効果的な管理を図ります。

(4) 騒音と振動の防止



施策① 自動車交通や工場等の騒音・振動の防止

◆騒音・振動の監視

- ・ 自動車騒音常時監視や環境騒音測定を実施し、騒音・振動の状況を把握・監視します。

◆工事・事業所等に対する規制・指導

- ・ 法令に基づき、騒音・振動に関する基準遵守や手続きの徹底を指導します。

◆工場・事業所等に対する規制・指導

- ・ 公害防止協定に基づき、騒音・振動防止のための規制や指導を行います。

◆環境にやさしい公共交通体系の構築の検討

- ・ 事業者と協力し、ノーマイカーデーの実施や公共交通・自転車利用の促進により、自動車交通による騒音・振動の低減を推進します。



5 魅力的で心豊かに暮らせるまち

5-1 施策の実施方針

魅力的で心豊かに暮らせる社会の実現に向け、身近な緑や水辺などの環境を守り、文化財や歴史的景観を大切にしながら、環境にやさしいまちづくりを進めます。

また、市民や事業者、環境団体などが協力し、環境意識を高める取組を広げることで、地域の魅力を活かした持続可能な暮らしへの転換を後押しします。

5-2 指標（KPI）

指標	現状値	目標値
	2024（令和6）年度	2032（令和14）年度
大クリーン作戦で収集されるごみの量 （t）	10.05	15.48 以下
自然資源を活かした観光地への 来訪者数（人/年度）	1,407,695	1,700,000

※自然資源を活かした観光地とは、温泉や自然環境、名所・旧跡を指します。

5-3 市の取組

（1）身近な環境の保全



施策① 身近な緑の保全

◆都市景観と調和した街路樹や緑の多い公園等の整備

- ・街路樹や公園の緑を計画的に維持管理し、緑豊かな都市景観を守ります。

◆工業地域における緑地帯の整備

- ・工場立地法に基づき、工場の新設・増設時に緑地と環境施設の一定面積を確保する届出制度を実施し、緑の保全に努めます。

◆公共施設・市有地における緑化と管理

- ・公共施設で率先して緑化を推進するとともに、市有地の草刈りや樹木管理を適切に行い、緑を維持し、良好な景観を保ちます。

施策② 水辺環境の保全

◆水辺環境の保全と良好な河川環境を推進するための関係機関・団体との連携

- ・福島潟の保全に向け、「クリーン作戦」や「ヨシ焼き」などの取組を関係機関と連携して進めます。



施策③ 環境美化の推進

◆環境美化に対する意識啓発

- ・「大クリーン作戦」や自治会の清掃活動を支援し、ボランティア袋の無償提供や不燃ごみの回収を行うことで、環境美化への意識を高めます。

◆空き地・空き家の適正管理

- ・空き地や空き家の適正管理を進め、景観の悪化や不法投棄を防ぎます。

(2) 魅力的なまちの創造



施策① 文化財の保護と歴史的景観の保全

◆歴史的建造物や史跡の保護

- ・指定文化財の修理事業に対して補助金を交付し、歴史遺産の適正な保存を支援します。

◆歴史的建造物や史跡と調和のとれた景観の整備

- ・新発田市景観計画に基づき、歴史的景観や自然景観と調和した美しい街並みを守り、魅力的な景観形成を促進します。

◆歴史的街並みの保護と整備

- ・新発田城周辺や寺町通りで寺院の木塀改修などを進め、歴史的街並みを保全します。

◆歴史的街並みを活用した城下町らしさの演出

- ・寺町通りでの「寺びらき」など、歴史的景観を活かしたイベントや交流の場づくりを推進し、城下町の魅力を発信します。

施策② 環境にやさしい観光地づくり

◆グリーンツーリズムやエコツーリズムの推進

- ・観光パンフレットや町あるきマップで、徒歩やレンタサイクルなど環境負荷の少ない移動手段を紹介し、環境にやさしい観光を普及啓発します。
- ・農薬や化学肥料に過度に頼らずに環境負荷低減を図る有機農業を推進する「食の循環」の取組と、有機農業の産地づくりを進める「オーガニック SHIBATA」の取組を題材としたプログラムを提案し、豊かな自然環境を保全する意識を醸成する教育旅行などを推進します。



(3) 環境意識の醸成



施策① 普及・啓発活動の推進

◆情報発信と行動指針の周知

- ・市の広報媒体で、環境に関する取組やイベント情報を発信します。
- ・市民や事業者が環境に配慮した行動を選択できるよう、行動指針をわかりやすく整理し、広報やイベントを通じて周知します。

◆参加型イベントと啓発活動

- ・環境啓発イベントを開催し、学校や地域団体による環境活動の発表や、環境に関するコンテンツの表彰などを行います。
- ・事業所による地域清掃活動を紹介し、市がごみ袋の提供などで支援することで、取組の広がりを促します。

◆啓発ツール・コンテンツの活用

- ・省エネや温室効果ガス削減につながる取組を推進し、公共施設や教育機関などで実践できる仕組みを整えます。
- ・取組を通じて、地球温暖化対策や環境保全の重要性を広く啓発します。

施策② 環境教育の推進

◆学校教育との連携による環境学習の充実

- ・学校教育と連携し、環境保護や資源循環、農作物の栽培など、身近なテーマを取り入れた学習を進めます。
- ・児童生徒が環境への理解を深め、持続可能な社会づくりに貢献できる力を育むため、各学校の状況に応じた環境教育の充実を図ります。

◆幅広い世代に対する環境教育の機会の確保

- ・講座や環境啓発イベントを開催し、子どもから高齢者まで幅広い世代が自然や資源の大切さを学ぶ機会を提供します。
- ・地域活動や団体との連携を強化し、家庭や職場でも環境に配慮した行動が広がるよう啓発を進めます。

施策③ 市民、環境団体、事業者等の取組の推進

◆主体的な環境活動への支援

- ・市民や事業者が自主的に行う清掃活動や環境保全活動を支援し、取組の広がりを促します。
- ・活動内容や事例を広報媒体で紹介し、情報発信を通じて同様の取組を広げます。



◆協働による地域の環境保全活動の推進

- ・ 海岸清掃や河川清掃などの活動に加え、プラスチックごみによる海洋汚染など環境課題に関する情報発信を行い、参加者の意識啓発を図ります。
- ・ 市民、環境団体、事業者が協働して地域の環境保全に取り組む仕組みを整えます。

◆市の環境の取組への参画の促進

- ・ 脱炭素に関する環境負荷低減に向けた企業・団体との連携を強化し、温室効果ガス削減に向けた取組を推進します。
- ・ 建設工事における分別解体や資源再利用の計画を促し、廃棄物の適正処理と環境負荷の軽減を図ります。



第6章 市民・事業者の行動指針

第5章で提示した環境施策を着実に推進するためには、市とともに施策の担い手となる市民や事業者が、それぞれの立場で主体的に取り組むことが不可欠です。そこで本計画では、市民および事業者が日常生活や事業活動の中で実践できる具体的な取組を「行動指針」として示し、環境施策の実効性を高めることを目指します。

これらの行動指針は、市民や事業者が日々の暮らしや業務の中で取り組みやすく、行動に移しやすいよう、より実践的でわかりやすい枠組みで整理しています。そのため、第4章で示した5つの長期目標に基づく施策体系とは異なる構成となっています。

また、各行動指針と5つの長期目標との対応関係を示すことで、施策体系との関連性を明確にしています。



第1節 市民の行動指針

	長期目標	1	2	3	4	5
① 自然と共に生きるために、環境を守り、災害に備えましょう						
・庭やベランダ、地域の緑化など、緑を増やす活動に参加しましょう					○	○
・外来種を野外に放さないようにし、生態系を守りましょう	○					
・鳥獣による農作物被害を防ぐため、地域で情報を共有しましょう	○					
・森林や水辺の保全活動に参加しましょう	○	○			○	○
・ハザードマップを確認し、避難行動を考えておきましょう			○			
・熱中症を防ぐため、こまめに水分をとり、日陰や冷房を活用しましょう			○			
② 脱炭素につながる選択と工夫をしましょう						
・省エネ家電に切り替え、エアコンの温度設定を工夫しましょう			○			
・公共交通や自転車、徒歩で移動しましょう			○			
・太陽光発電など再生可能エネルギーを活用しましょう			○			
・エコ商品や地元産のものを選びましょう			○	○		
・「デコ活」や「ゼロチャレ30」の行動を参考にして、できることから始めましょう ※「デコ活」や「ゼロチャレ30」は資料編参照			○	○		
・エコドライブを心がけましょう			○		○	
③ ごみを減らし資源を循環させましょう						
・マイバッグやマイボトルを使い、使い捨てを減らしましょう			○	○		
・食品ロスを減らす買い方・食べ方を心がけましょう			○	○		
・ごみの分別を徹底し、資源ごみはリサイクルにつなげましょう			○	○		○
・生ごみは水切りをしてから捨てましょう			○	○		
・まだ使えるものはリユースしましょう			○	○		
・修理して使い続ける工夫をしましょう			○	○		
④ 自然・歴史・産業を活かして地域を元気にしましょう						
・地域の自然・観光資源を大切にしましょう	○					○
・地元の農産物や伝統工芸を選び、地域経済を応援しましょう						○
・地産地消を進めて、地域を元気にしましょう			○			○
・地域の歴史や文化を学び、次の世代に伝えましょう						○
⑤ 地域や家族と協力して、学び、伝えましょう						
・家族や友人と一緒にエコな暮らしを实践しましょう	○	○	○			○
・地域の清掃活動や環境イベントに参加し、学校や地域団体、企業との連携にもつなげましょう	○				○	○
・SNSや地域の場で環境への思いや行動を伝えましょう						○

長期目標の凡例

1. 自然と共生するまち、2. 脱炭素のまち、3. 資源循環のまち、4. 快適に生活できるまち、5. 魅力的で心豊かに暮らせるまち



第2節 事業者の行動指針

	長期目標	1	2	3	4	5
① 地域の自然と調和した事業活動を心がけましょう						
・緑化や清掃活動など地域環境の保全に協力しましょう		○			○	
・外来種の拡散防止や生態系保全に配慮しましょう		○				
・災害時の事業継続計画（BCP）を整備しましょう			○			
・熱中症対策や従業員の健康管理を徹底しましょう			○			
② 環境にやさしい経営を進めましょう						
・太陽光発電や省エネ機器の導入を進めましょう			○			
・環境マネジメント（ISO14001 など）の導入を検討しましょう			○	○		
・脱炭素ライフスタイルを支援する商品・サービスを提供しましょう			○			○
・社内の省エネ・節電の取り組みを推進しましょう			○			
③ 事業活動の中で資源を大切にしましょう						
・ごみの分別・リサイクルを徹底しましょう			○	○		
・使い捨てを減らし、リユース・リペアを促進しましょう			○	○		
・商品や包装の環境配慮（簡易包装・再生材使用など）を進めましょう			○	○		○
・食品ロス削減や廃棄物の発生抑制に取り組みましょう			○	○		
④ 地域とともに成長する企業を目指しましょう						
・地元産品や伝統工芸の活用・販売を促進しましょう						○
・地場産品の利用を意識した商品開発やサービス提供を行いましょ			○			○
・地域の歴史・文化を活かした観光やまちづくりに参画しましょう						○
・空き店舗や遊休資産の活用による地域活性化に取り組みましょ						○
⑤ 地域と連携し、持続可能な社会づくりに貢献しましょう						
・地域団体・学校・行政との連携による環境活動に参加しましょ						○
・環境イベントや地域清掃活動を通じて企業の姿勢を発信しましょ						○

長期目標の凡例

1. 自然と共生するまち、2. 脱炭素のまち、3. 資源循環のまち、4. 快適に生活できるまち、
5. 魅力的で心豊かに暮らせるまち



第7章 計画の推進体制

第1節 推進体制

本計画の推進にあたっては、市民・事業者・市がそれぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが重要です。中でも市は、施策の実施主体として、率先して環境施策を進める責任を担っています。

推進体制は次の3つの柱で構成します。

◆市による推進

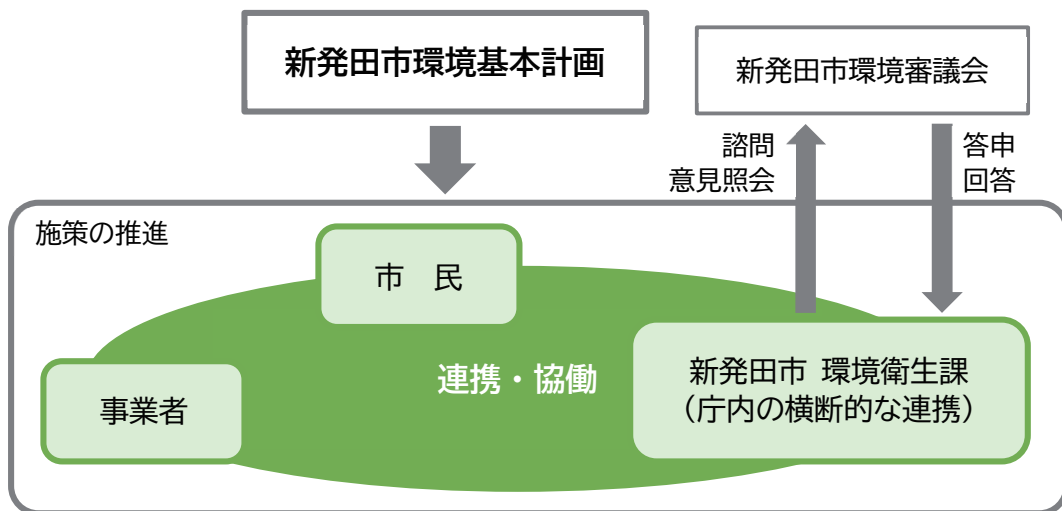
市は、環境施策の方向性を示し、情報提供・普及啓発・支援制度の整備を通じて市民や事業者の主体的な取組を後押しします。また、関係部局の横断的な連携を図り、庁内で施策を一体的に進めます。さらに、計画の進捗状況を年次報告として取りまとめ、公表することで、透明性を確保します。

◆新発田市環境審議会による検証

計画の進捗や成果を検証し、必要に応じて改善提案を行います。第三者的な視点で評価することで、計画の信頼性を高めます。

◆市民・事業者との協働

行動指針を通じて主体的な取組を促し、情報共有やイベントなど協働の場をつくります。

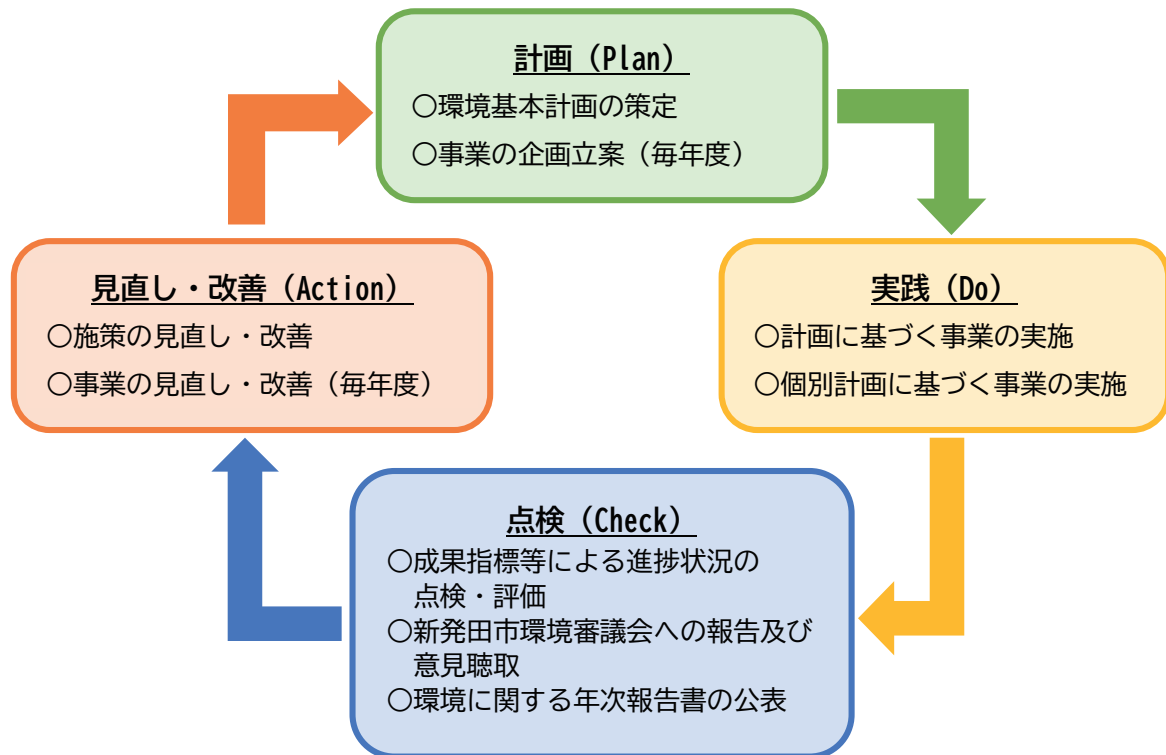


第2節 進行管理

本計画は、毎年度の進捗状況を確認しながら、PDCA サイクルに基づいて着実に推進します。

具体的には、市の担当課である環境衛生課が、別冊で設定する施策ごとの成果指標を用いて進捗を評価し、新発田市環境審議会への報告や意見聴取を行ったうえで、市の Web サイトにて公表します。その結果を踏まえ、中間年度である令和 11 年度に計画の内容を見直し、改善を図ります。

この仕組みにより、計画の実効性を確保し、社会情勢や環境課題の変化に柔軟に対応できる体制を整えます。



資料

- 補足資料
- 新発田市環境基本計画の策定体制
- 新発田市環境基本条例
- 環境基準
- アンケート調査結果
- 用語の解説

■ 補足資料

1 重点対策加速化事業とは

重点対策加速化事業は、国が自治体の脱炭素の取組（再エネ、省エネ住宅、電動車など）を複数年にわたり支援する制度です。

新発田市は令和7年度に採択され、太陽光や蓄電池の導入、省エネ設備や公共施設の省エネ改修、市民・事業者への支援や啓発などを進め、地域の暮らしと脱炭素を同時に高めています。



2 「デコ活」とは

デコ活とは、環境省が進める「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称です。「DE（脱炭素：Decarbonization）+ Eco（環境に良いエコ）+ 活動」を組み合わせた造語で、日常の中でできる脱炭素の行動を広げることを目的としています。



資料：環境省 HP「デコ活」(<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>)

3 「ゼロチャレ30」とは

「ゼロチャレ30」とは、新潟県が進める脱炭素の取組で、家庭や職場でできる30のアクションをまとめたものです。冷暖房の使い方や照明の工夫など、身近な行動でエネルギーを減らし、2030年度の温室効果ガス削減につなげることを目的としています。



新潟県 NIIGATA PREFECTURE

カーボンゼロ
2050年脱炭素社会の実現に向け、私たち一人ひとりができるチャレンジ
快速で地球にやさしいライフスタイルを目指そう

機会があったら実践!ずっと削減できる!

<p>1 家を建てるときは雪国型ZEHにしよう!</p> <p>新潟県の気候にあわせた高断熱な省エネ住宅で、健康で快適に暮らせます</p>  <p>CO₂削減量 357.6kg 節約金額 16,580円</p>	<p>2 太陽光パネルを設置して、電気を自家消費しよう!</p>  <p>CO₂削減量 211.5kg 節約金額 13,220円</p>	<p>3 住宅の断熱リフォームで、省エネで快適に暮らそう!</p>  <p>CO₂削減量 37.3kg 節約金額 2,110円</p>
<p>4 節水型シャワーヘッドに交換しよう!</p>  <p>CO₂削減量 13.2kg 節約金額 1,670円</p>	<p>5 家電の買い替え時は省エネ商品を選ぼう!</p> <p>★の多い省エネ商品を選択。電気代がお得で高機能になり生活の質を向上できます</p>  <p>CO₂削減量 10.3kg 節約金額 650円</p>	
<p>6 LED照明に替えよう!</p>  <p>CO₂削減量 3.3kg 節約金額 210円</p>	<p>7 再エネ電気の購入を考えよう!</p> 	<p>8 家を建てる時やリフォームするときは新潟県産材を使おう!</p> 

エネルギーを節約して削減しよう!

<p>9 暖房器具は省エネモードやタイマー機能を活用しよう!</p> <p>灯油や電気の使用が増える冬に、ムダなく部屋を暖めることができます</p>  <p>CO₂削減量 11.9kg 節約金額 540円</p>	<p>10 お風呂は間隔をあけずに入ろう!</p>  <p>CO₂削減量 7.1kg 節約金額 690円</p>	<p>11 ポットと炊飯ジャーのムダな保温をやめよう!</p>  <p>CO₂削減量 6.7kg 節約金額 420円</p>
<p>12 使っていない家電のコンセントを抜こう!</p>  <p>CO₂削減量 6.1kg 節約金額 380円</p>	<p>13 夏は室温28℃、冬は20℃を目安にエアコンの温度設定を見直そう!</p>  <p>CO₂削減量 4.9kg 節約金額 310円</p>	<p>14 トイレを使わないときはフタを閉めよう!</p>  <p>CO₂削減量 1.4kg 節約金額 90円</p>
<p>15 髪はしっかりタオルドライしよう!</p>  <p>CO₂削減量 0.8kg 節約金額 50円</p>	<p>16 使っていない照明は消そう!</p>  <p>CO₂削減量 0.5kg 節約金額 30円</p>	<p>17 冷蔵庫は整理整頓! 開けている時間は短めに!</p>  <p>CO₂削減量 0.3kg 節約金額 20円</p>

社会全体で削減しよう!

<p>18 ごみは分別しよう!</p>  <p>CO₂削減量 11.5kg</p>	<p>19 外出のときはマイボトルを持って出かけよう!</p>  <p>CO₂削減量 6.0kg 節約金額 3,170円</p>	<p>20 宅配便は一回で受け取ろう!</p> <p>日時指定や宅配ボックス、コンビニ受取、置き配などで自分の好きな時間に受け取り、再配達燃料使用を減らせます</p>  <p>CO₂削減量 0.4kg</p>
--	---	---

暮らし

買い物

21 お気に入りの服を長く着よう！
フリマやリユースショップ、シェアリングサービスを活用しよう！
CO₂削減量 21.1kg

22 地産地消！新潟の旬のものを食べよう！
CO₂削減量 2.5kg

環境にやさしい取組を知り、ゼロチャレ仲間を捜そう！



23 買い物は必要な量だけを買って、食品ロスを減らそう！
CO₂削減量 1.6kg 節約金額 2,830円

24 外食の時は食べきれず分だけ注文して、食品ロスを減らそう！
CO₂削減量 0.6kg



25 地球にやさしい製品・サービスを選ぼう！

26 自動車の購入・買い替えはエコカーにしよう！
燃費が向上するだけでなく、停電時には電源として使える車もあります。環境にやさしく、快適なカーライフを楽しむことができます
CO₂削減量 20.3kg 節約金額 2,090円

27 テレワークを取り入れよう！
CO₂削減量 14.7kg 節約金額 1,056円

28 エコドライブを実践しよう！
エコドライブは燃費向上・CO₂削減につながるだけでなく、大切な人を守る安全な運転方法です
CO₂削減量 12.8kg 節約金額 920円

29 近いところへは自転車、徒歩で移動しよう！公共交通機関を利用しよう！
CO₂削減量 5.6kg 節約金額 400円

30 タイヤの空気圧をチェックして車の燃費を改善しよう！
CO₂削減量 5.5kg 節約金額 400円

CO₂削減量と節約金額は1か月分を示しています。

移動

あなたの家庭のゼロチャレ度をチェック！

ウェブサイトでは、生活の中で実践した「にいがたゼロチャレ30」の取組にチェックすると、あなたの家庭の1か月分のCO₂削減量や節約金額がわかります。チャレンジした「にいがたゼロチャレ30」をチェックしてみましょう！

にいがたゼロチャレ30 チェック！

新潟県版雪国型ZEHとは

「ZEH」は、「net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)」の略で、家庭で使うエネルギー収支をゼロ以下にする家のことです。
新潟県では、新潟県の気候にあわせた高断熱で気密性が確保された住宅を「新潟県版雪国型ZEH」と定め、普及に取り組んでいます。

新潟県版雪国型ZEHとは

あなたにできる取組は何だろう？
できることから始めてみよう！



詳しい情報はホームページへ

新潟ゼロチャレ 検索



このチラシの印刷時に排出されるCO₂は、佐渡市の「トキの森」発電に資金提供することによりオフセットしています

資料：新潟県 HP 「新潟県脱炭素ポータル」
(<https://niigata-2050-zero-carbon.jp/challenge30/>)

■ 新発田市環境基本計画策定体制

新発田市環境審議会（令和6年4月1日～令和8年3月31日）

会長：中井 裕

副会長：伊藤 和彦

区分	氏名	所属等
学識経験者	山口 隆司	長岡技術科学大学 技術科学イノベーション系 教授
	中井 裕	新潟食料農業大学 学長
	房 文慧	敬和学園大学 教授
各種団体等	宮村 康民	新発田食品工業団地協同組合 専務理事
	小林 和美	新発田商工会議所女性会 会長
	熊谷 清	新発田市自治会連合会 会長
	大沢 昌一郎	公益財団法人 新潟県環境保全事業団 新潟県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	佐藤 恭子	特定非営利活動法人 ユー&ミーの会 理事長
	篠田 令子	特定非営利活動法人 加治川ネット21 副理事長
	新田見 光弘	新発田川を愛する会 副会長
	清野 茂孝	北新潟農業協同組合 経営管理委員
	樋口 明日香	月岡温泉旅館協同組合 ホテル清風苑 若女将
	伊藤 和彦	新潟県地球温暖化防止活動推進員
	金平 弘之郎	佐々木小学校 校長（新発田市小学校長会）
行政機関	山本 満久	下越森林管理署 署長
	近藤 将弘	新潟県新発田地域振興局 健康福祉環境部 環境センター 環境課 課長
	高山 寿昭	新発田地域広域事務組合 総務課長

敬称略

■ 新発田市環境基本条例

平成13年3月14日
条例第1号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
- 第2章 環境の保全に関する基本施策
 - 第1節 施策の基本方針（第7条）
 - 第2節 環境基本計画（第8条・第9条）
 - 第3節 環境の保全に関する基本施策（第10条—第20条）
- 第3章 環境審議会（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷人の活動により環境に加えられる影響であって、環境保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体若しくはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物採取のための土地の掘削によるものを除く。）、及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生ずることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全は、市民の健康で文化的な生活の基盤である健全で恵み豊かな環境を確保し、これを良好な状態で将来の世代に継承することができるように、適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全は、地域における多様な生態系の健全性を維持し、及び回復するとともに自然と人の豊かなふれあいを保つことにより、自然と人間との共生を確保するように、適切に行われなければならない。
- 3 環境の保全は、環境の保全上の支障を未然に防止することを基本に、環境への負荷の少ない循環型社会の構築を目的として、公平な役割分担の下に、すべての者の自主的かつ積極的な取組によって行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、人類共通の課題であることを認識し、すべての事業活動及び日常生活において着実に推進されなければならない。（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴って生ずる公害その他の環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

- 2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全に関する基本施策

第1節 施策の基本方針

第7条 市は、この章に定める環境の保全に関する施策の策定及び実施に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき、各種の施策相互の連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 自然と人間との共生を基本とし、自然とのふれあい及び生態系の確保が図られるように、森林、農地、水辺空間等の自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて保全されること。
- (3) 廃棄物の減量及び適正な処理、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を図り、環境への負荷を低減し、かつ、地球環境保全に貢献すること。

第2節 環境基本計画

（環境基本計画の策定）

第8条 市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全に関する施策の大綱
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ新発田市環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、環境の状況及び環境の保全に関して講じた施策について、年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

第3節 環境の保全に関する基本施策

(施策の策定等に当たっての環境への配慮)

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策又は事業計画を策定し、及び実施するに当たっては、環境への負荷が低減されるように配慮しなければならない。

(環境への事前配慮)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある事業にあつては、その事業を行う事業者が、あらかじめその事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うようにするため、必要な措置を講ずることができる。

(環境の保全上の支障防止)

第12条 市は、公害の原因となる行為及び自然環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第13条 市は、事業者又は市民がその行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを助長することにより環境の保全上の支障を防止するため、必要かつ適切な経済的助成を行うための必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 市は、適正な経済的負担を求めることにより事業者及び市民が自ら環境への負荷の低減に努めることとなるように誘導するため、必要な措置を講ずることができるものとする。

(施設の整備等)

第14条 市は、環境の保全に資する施設の整備を進めるとともに、これらの施設の適切な利用を促進するため必要な措置を講ずるものとする。

(資源の循環的な利用等)

第15条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民による資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たって、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に積極的に努めるものとする。

(環境教育等の推進)

第16条 市は、事業者及び市民が環境の保全に関する理解を深めるとともに、これに関する活動の意欲を高めるようにするため、環境の保全に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他必要な措置を講ずるものとする。

(自発的な活動への支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する民間の団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境状況の把握等)

第18条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な情報の収集及び調査並びに監視及び観測の体制の整備に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、環境の保全に資するため、新発田市情報公開条例(平成10年新発田市条例第35号)に基づき、環境の状況その他の環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第20条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に貢献する施策を講ずるように努めるものとする。

第3章 環境審議会

第21条 市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、新発田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 環境の保全の基本的事項及び重要事項に関すること。

(3) その他環境の保全に関し、必要と認められる事項

3 審議会は、前項に定める事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(新発田市公害防止条例の一部改正)

2 新発田市公害防止条例(昭和48年新発田市条例第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(新発田市自然環境保全条例の一部改正)

3 新発田市自然環境保全条例(昭和49年新発田市条例第6号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(新発田市緑化推進条例の一部改正)

4 新発田市緑化推進条例(昭和49年新発田市条例第26号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

■ 環境基準

環境基準は、環境基本法第16条に規定する「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているもので、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境基準が定められています。

環境基準等一覧

(1) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること
光化学オキシダント	オゾンとして、8時間値が0.07ppm以下であり、かつ、日最高8時間値の1年平均値が0.04ppm以下であること
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること

(2) 公共用水域の水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

項目	カドミウム	全シアン	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀
基準値	0.003mg/L以下	検出されないこと	0.01mg/L以下	0.02mg/L以下	0.01mg/L以下	0.0005mg/L以下	検出されないこと
項目	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロイソプロピレン	シス-1,2-ジクロロイソプロピレン	1,1,1-トリクロロイソプロピレン
基準値	検出されないこと	0.02mg/L以下	0.002mg/L以下	0.004mg/L以下	0.1mg/L以下	0.04mg/L以下	1mg/L以下
項目	1,1,2-トリクロロイソプロピレン	トリクロロイソプロピレン	テトラクロロイソプロピレン	1,3-ジクロロプロパン	チウラム	シマジン	チオホルム
基準値	0.006mg/L以下	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	0.002mg/L以下	0.006mg/L以下	0.003mg/L以下	0.02mg/L以下
項目	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジシロリン酸	
基準値	0.01mg/L以下	0.01mg/L以下	10mg/L以下	0.8mg/L以下	1mg/L以下	0.05mg/L以下	

備考

- 1 基準値は年間平均とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の項(省略)に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
(以下、省略)

イ 生活環境の保全に関する基準
(ア) 河川 (湖沼を除く。)

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL以下
A	水道2級 水産1級水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000CFU/ 100mL以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考						
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)						
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる。)(以下、省略)						
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全						
2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの						
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの						
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの						
3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用						
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用						
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用						
4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの						
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの						
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの						
5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

表 II

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

BODと魚の生息状況

BOD		適用
1mg/L 以下	↑	きれい
2mg/L 以下		山岳部で見られるような河川 自然景勝
3mg/L 以下		ヤマメ、イワナ等が生息
4mg/L 以下		サケ、アユが生息
5mg/L 以下		コイ、フナが生息
6mg/L 以下		汚い

(イ) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/ 100mL 以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	15mg/L 以下	5mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2mg/L 以上	—
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。						
(注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用及び水産3級の水産生物用 水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの 工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度						

表Ⅱ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道3級(特殊なもの)及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下
備考			
1 基準値は年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。			
(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの 水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの 水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。) 3 水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用 水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用 水産3種：コイ、フナ等の水産生物用 4 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度			

表Ⅲ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

表Ⅳ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(ウ) 海域

表 I

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 水浴 自然環境保全及び B 以下の 欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/ 100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級 工業用水 及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

備考
1 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
2 省略

注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

表 II

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全 及び II 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
II	水産 1 種 水浴 及び III 以下の欄に掲げるもの(水産 2 種及び 3 種を除く。)	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
III	水産 2 種 及び IV の欄に掲げるもの(水産 3 種を除く。)	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
IV	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09mg/L 以下

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

表 III

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の 産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育 場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

表IV

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L 以上
備考		
1 基準値は、日間平均値とする。		
2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.02mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロパン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下

(4) 騒音に係る環境基準

環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事(市の区域内の地域については、市長。)が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。


ただし、次表に掲げる地域に該当する地域(以下「道路に面する地域」という。)については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によること ができる。	

騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

70 デシベル	うるさい 	幹線道路周辺(昼間)、バスの車内、新幹線の車内
60 デシベル		デパートの店内、普通の会話 走行中の自動車内
55 デシベル		役所の窓口、書店の店内
50 デシベル		エアコンの室外機 静かな事務所
45 デシベル		霊園(昼間)、町の戸建住宅(昼間) 図書館の館内
40 デシベル	静か	深夜の郊外住宅地 山村の田畑

(5) 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4 mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
砒(ひ)素	検液 1 L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1 L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1 L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1 L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1 L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1 L につき 0.05mg 以下であること。
備考	
1～2 省略	
3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐(りん)とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。	

(6) ダイオキシン類による大気汚染等に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1,000pg-TEQ/g 以下
備考	
1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。	
2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。	
3～4 省略	

■ アンケート調査結果

(1) 調査の概要

	市民アンケート調査	事業者アンケート調査	中学生アンケート調査
調査対象	新発田市に住民票がある満18歳以上の市民：2,000人（無作為抽出）	新発田市に立地している事業所：200社（無作為抽出）	市内の中学校3年生：823人
調査方法	郵送によるアンケート用紙配付・回答は郵送またはインターネットを通じて回収	郵送によるアンケート用紙配付・回答は郵送またはインターネットを通じて回収	学校を通じて調査依頼・回答はMicrosoft Formsのアンケートフォームより回収
調査期間	令和7年8月25日（月）～令和7年9月16日（火）	令和7年8月25日（月）～令和7年9月16日（火）	令和7年9月3日（水）～令和7年9月25日（木）
回収結果	有効回答数：845件（回収率：42.3%）	有効回答数：111件（回収率：55.5%）	有効回答数：690件（回収率：83.8%）

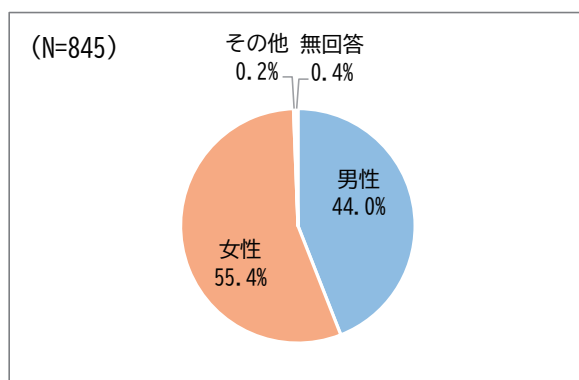
※集計結果については、四捨五入の関係で内訳の合計が100%にならない場合があります。

(2) 調査結果

① 市民アンケート調査

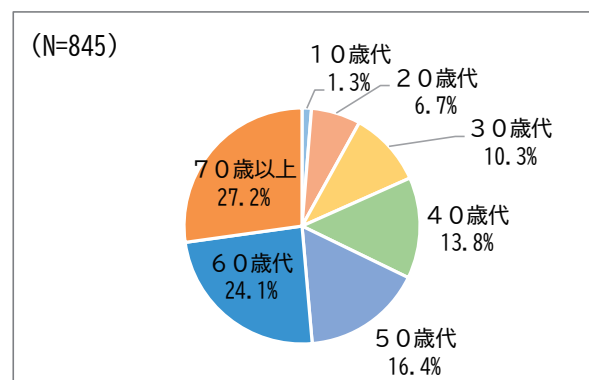
【属性】

○ 性別



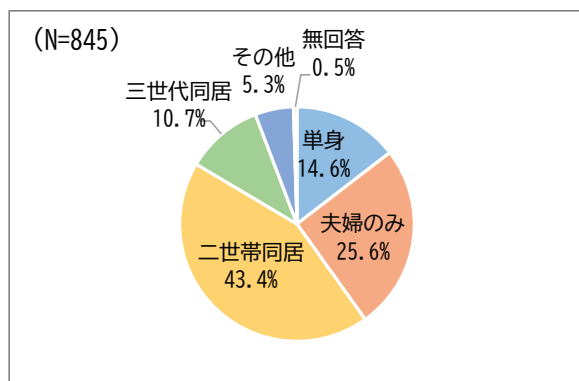
「男性」が44.0%、「女性」が55.4%となっており、やや「女性」の方が多くなっています。

○ 年齢



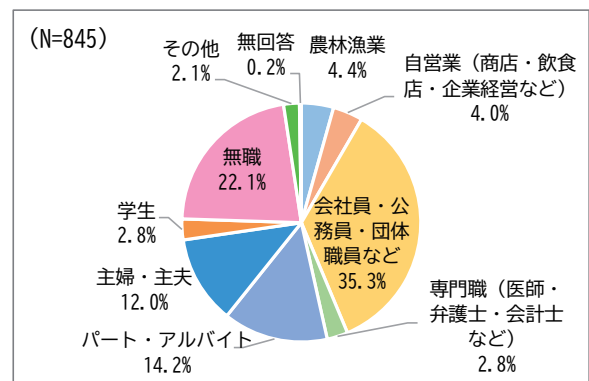
「70歳以上」が27.2%と最も多く、次いで「60歳代」が24.1%、「50歳代」が16.4%となっています。

○ 家族構成



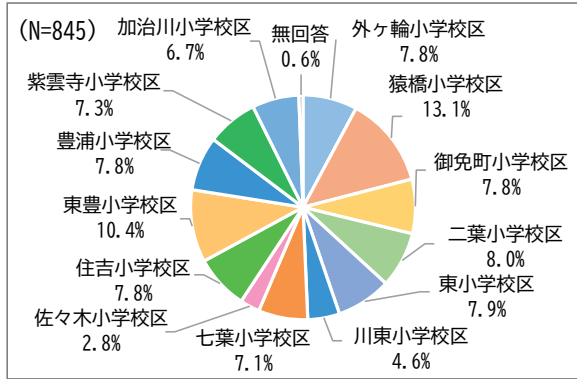
「二世帯同居」が43.4%と最も多く、以下「夫婦のみ」が25.6%、「単身」が14.6%となっています。

○ 職業



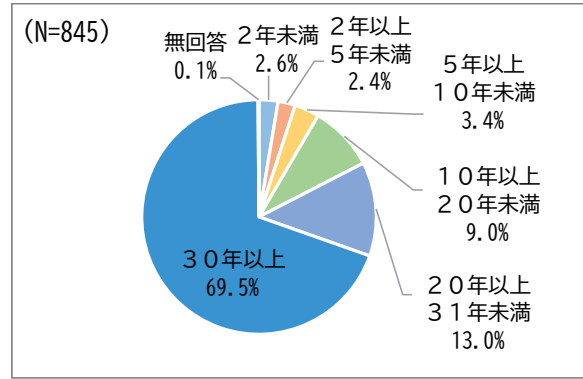
「会社員・公務員・団体職員など」が最も多く35.3%、次いで「無職」が22.1%、「パート・アルバイト」が14.2%となっています。

○ 居住地区



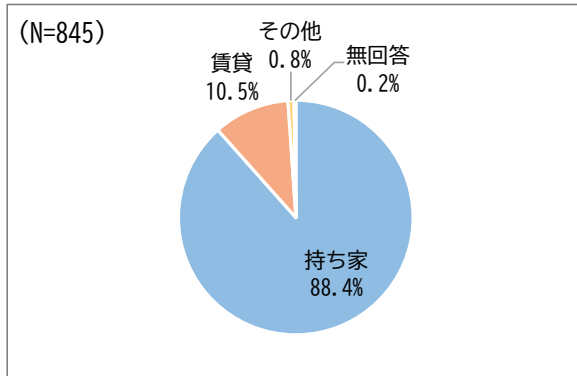
「猿橋小学校区」が最も多く13.1%、次いで「東豊小学校区」が10.4%となっていますが、比較的均等に分布しており、バランスの取れた結果となりました。

○ 居住年数



「20年以上30年未満」が最も多く69.5%、次いで「30年以上」が13.0%となっており、長く新発田市に住んでいる人が多いことがうかがえます。

○ 居住形態



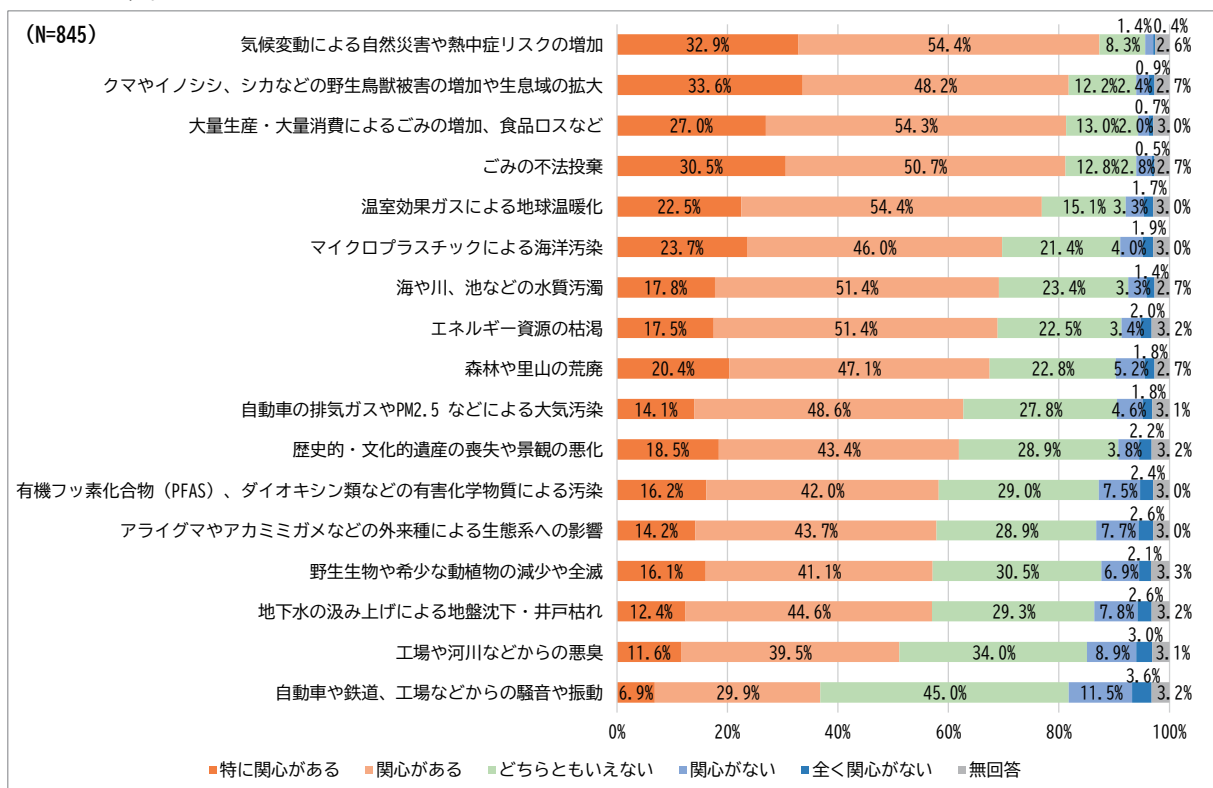
「持ち家」が多く88.4%、「賃貸」が10.5%となっています。

【環境問題に対する意識について】

○ 環境問題への関心度

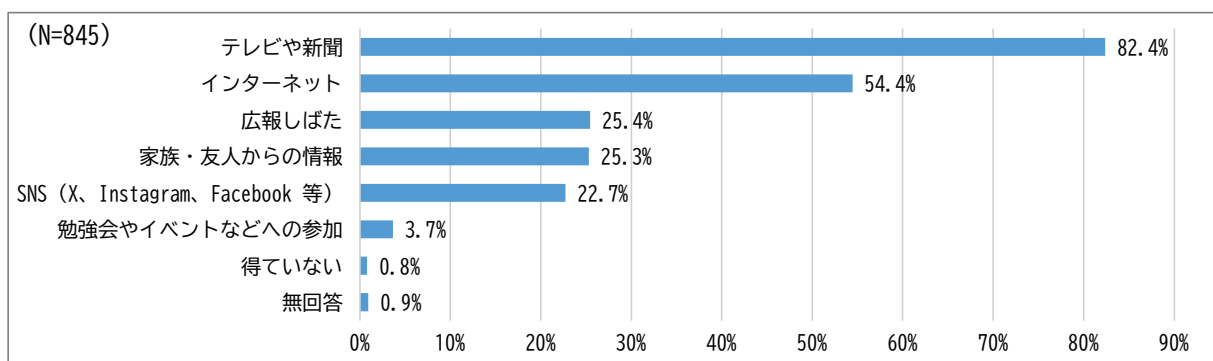
環境問題に対する関心度を5段階評価で尋ねたところ、「特に関心がある」と「関心がある」を合わせた割合は、「気候変動による自然災害や熱中症リスクの増加」「クマやイノシシ、シカなどの野生鳥獣被害の増加や生息域の拡大」「大量生産・大量消費によるごみの増加、食品ロスなど」「ごみの不法投棄」が80%以上と高くなっています。次いで「温室効果ガスによる地球温暖化」が約77%、「マイクロプラスチックによる海洋汚染」「海や川、池などの水質汚濁」「エネルギー資源の枯渇」が70%程度となっています。

自然災害や熱中症リスク、野生鳥獣被害やごみ問題など、日常生活や地域社会に直接影響する問題への関心が非常に高く、次いで地球温暖化やマイクロプラスチック、エネルギー問題などへの地球規模の問題に関心があることがわかります。一方、「工場や河川などからの悪臭」「自動車や鉄道、工場などからの騒音や振動」などの従来の環境問題への関心はあまり高くないことがうかがえます。



○ 環境情報の入手経路

環境についての情報は、入手経路として「テレビや新聞」が82.4%と最も多くなっており、次いで「インターネット」が54.4%となっています。「広報しばた」や「家族・友人からの情報」「SNS (X、Instagram、Facebook 等)」なども一定の役割を果たしていることがうかがえます。

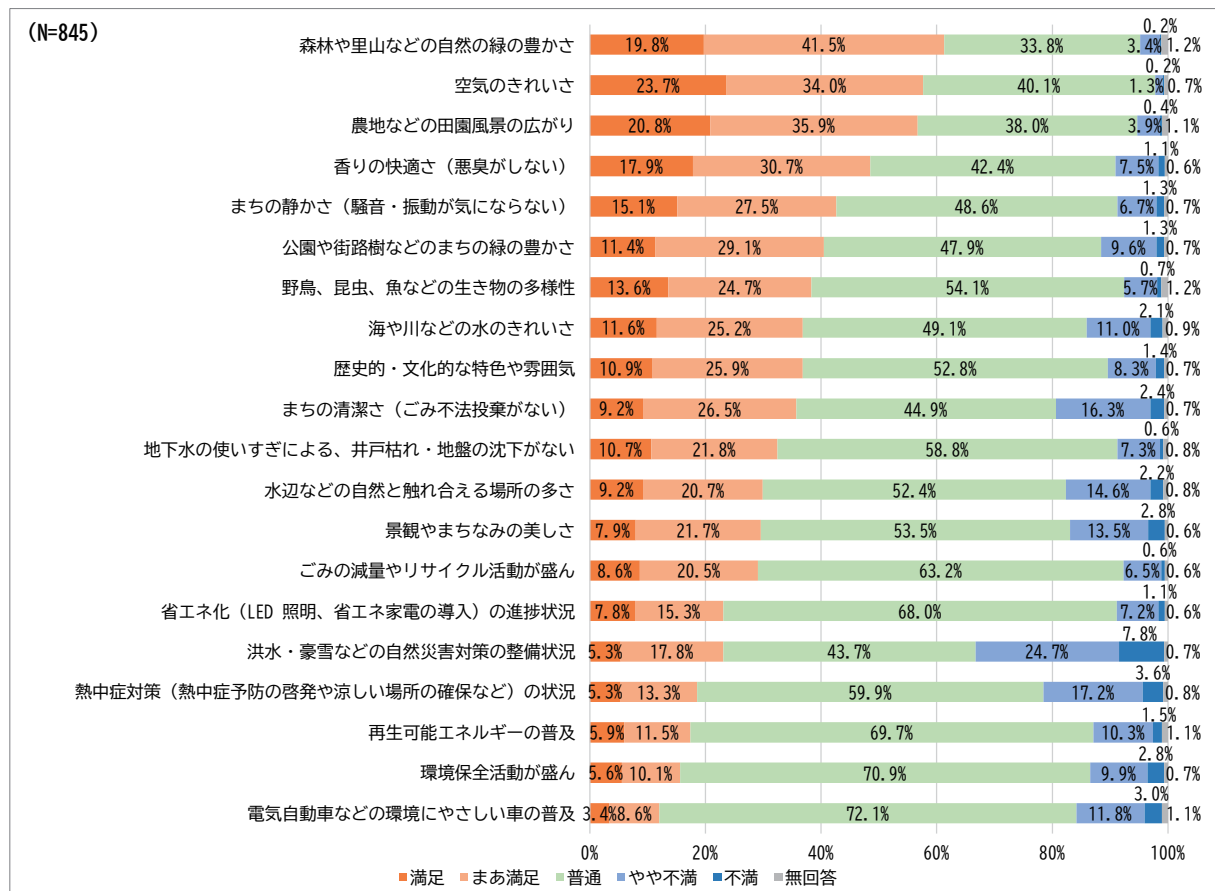


【身の回りの環境について】

○ 環境に対する満足度

市の環境に対する満足度を5段階評価で尋ねたところ、「満足」と「まあ満足」を合わせた割合は、「森林や里山などの自然の緑の豊かさ」が60%以上、「空気のきれいさ」「農地などの田園風景の広がり」が55%以上と高くなっています。次いで「香りの快適さ（悪臭がしない）」「まちの静かさ（騒音・振動が気にならない）」「公園や街路樹などのまちの緑の豊かさ」が40%以上となっています。

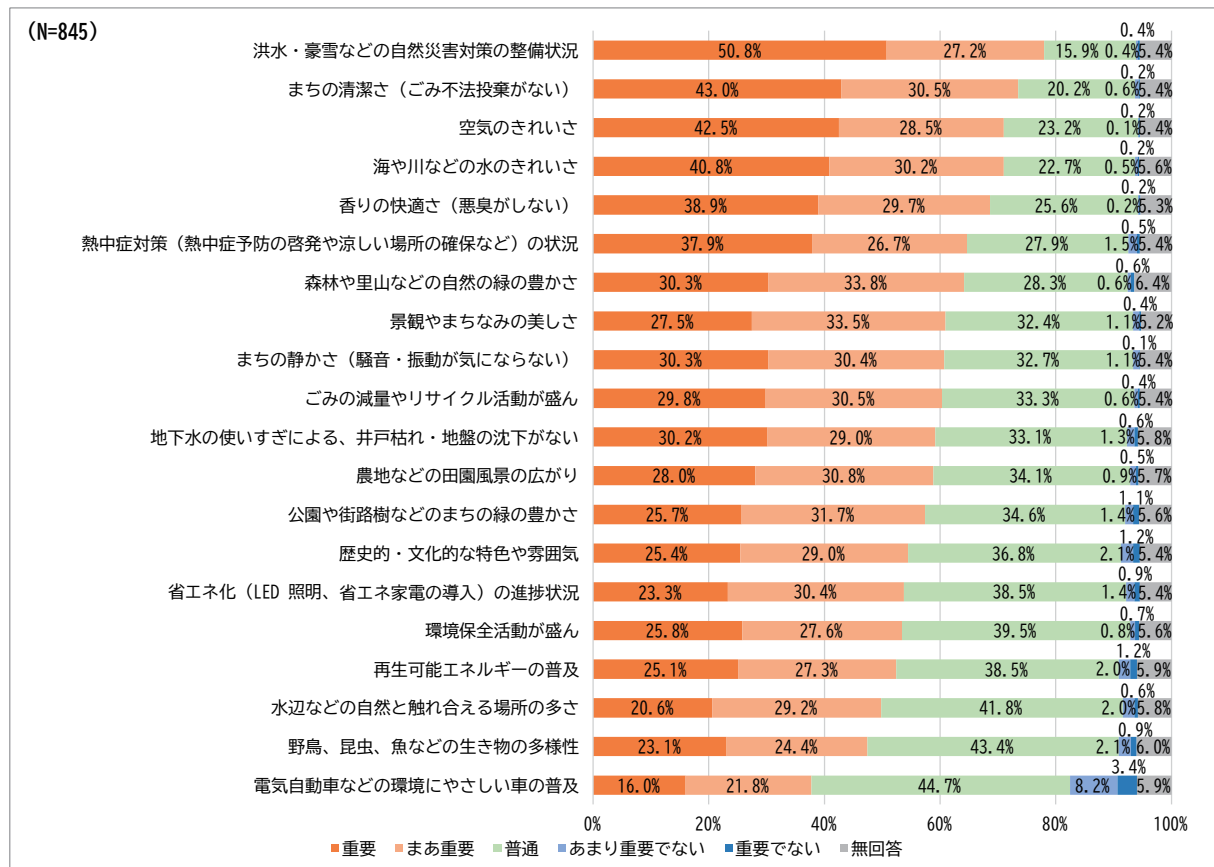
一方、「やや不満」と「不満」を合わせた割合をみると、「洪水・豪雪などの自然災害対策の整備状況」が32.5%と最も高くなっています。次いで「熱中症対策（熱中症予防の啓発や涼しい場所の確保など）の状況」が20%以上となっています。



○ 環境に対する重要度

市の環境に対する10年後に向けた重要度を5段階評価で尋ねたところ、「重要」と「まあ重要」を合わせた割合は「洪水・豪雪などの自然災害対策の整備状況」が78%と最も高くなっています。次に、「まちの清潔さ（ごみ不法投棄がない）」「空気のきれいさ」「海や川などの水のきれいさ」が70%以上となっています。環境に対する満足度が低い項目や、生活に直結する項目が重要視されていることがわかります。

一方で、「再生可能エネルギーの普及」や「脱炭素につながる取組」などの項目は、「重要」と「まあ重要」と回答した割合が相対的に低く、市民にとって日常生活とのつながりやメリットがイメージしにくい状況がうかがえます。こうした背景から、再エネや省エネの効果、脱炭素の必要性について、市民が誤解なく理解できるよう、正確でわかりやすい情報発信を強化することが重要です。



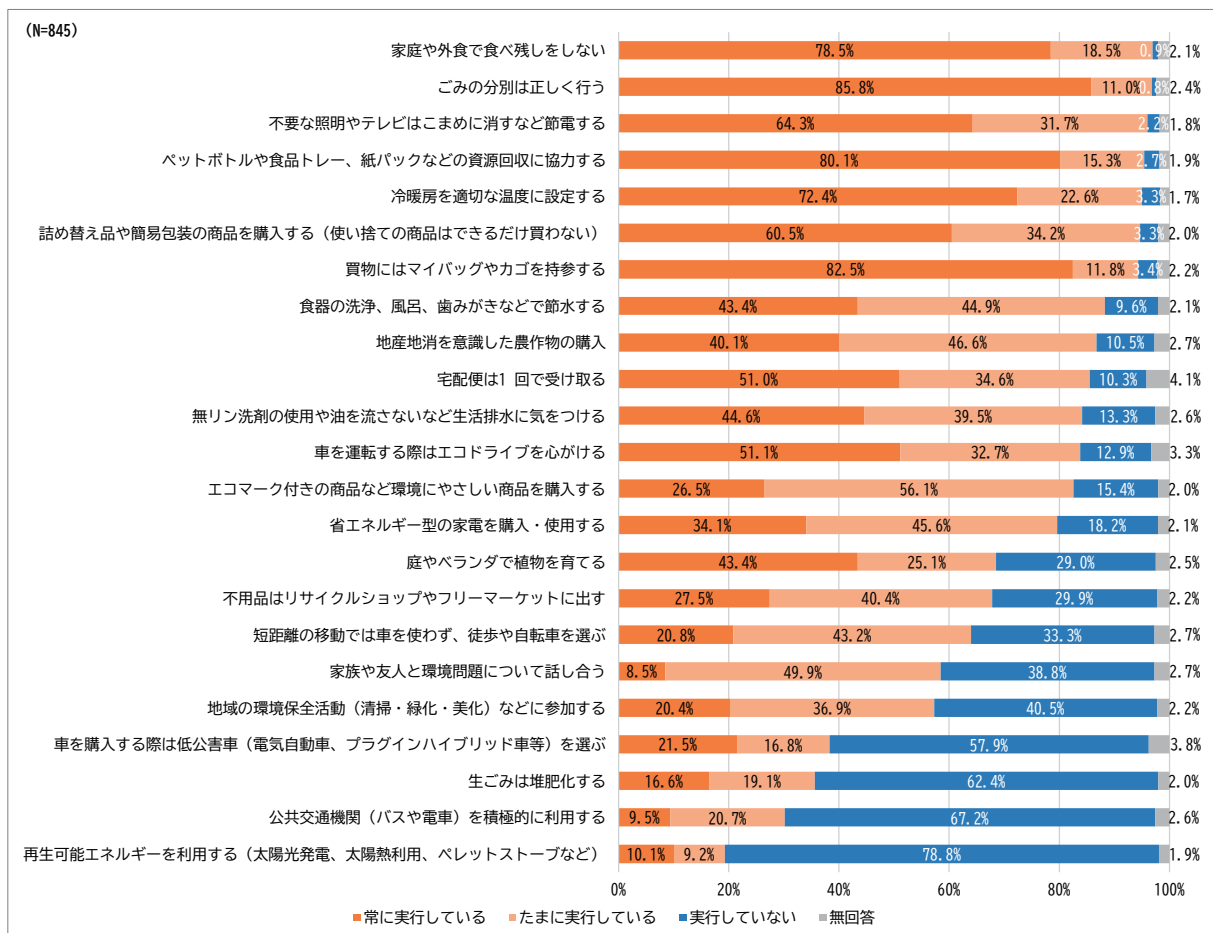
【環境保全活動について】

○ 環境に配慮した行動

環境に配慮した行動の実践状況を尋ねたところ、「常に実行している」項目は「ごみの分別は正しく行う」「買物にはマイバッグやカゴを持参する」「ペットボトルや食品トレイ、紙パックなどの資源回収に協力する」が80%以上となっており、ほとんどの人の生活で習慣化されていることがわかります。

「常に実行している」と「たまに実行している」を合わせた割合は、上記に挙げた項目の他に「家庭や外食で食べ残しをしない」「不要な照明やテレビはこまめに消すなど節電する」「冷暖房を適切な温度に設定する」「詰め替え品や簡易包装の商品を購入する（使い捨ての商品はできるだけ買わない）」が90%以上と高くなっており、日常で実践しやすい項目が挙がっています。

一方で、「実行していない」と回答した項目の割合をみると、「再生可能エネルギーを利用する（太陽光発電、太陽熱利用、ペレットストーブなど）」「公共交通機関（バスや電車）を積極的に利用する」「生ごみは堆肥化する」が60%以上となっており、コストや生活習慣の変更を伴う行動は取組の難易度が高いことがうかがえます。



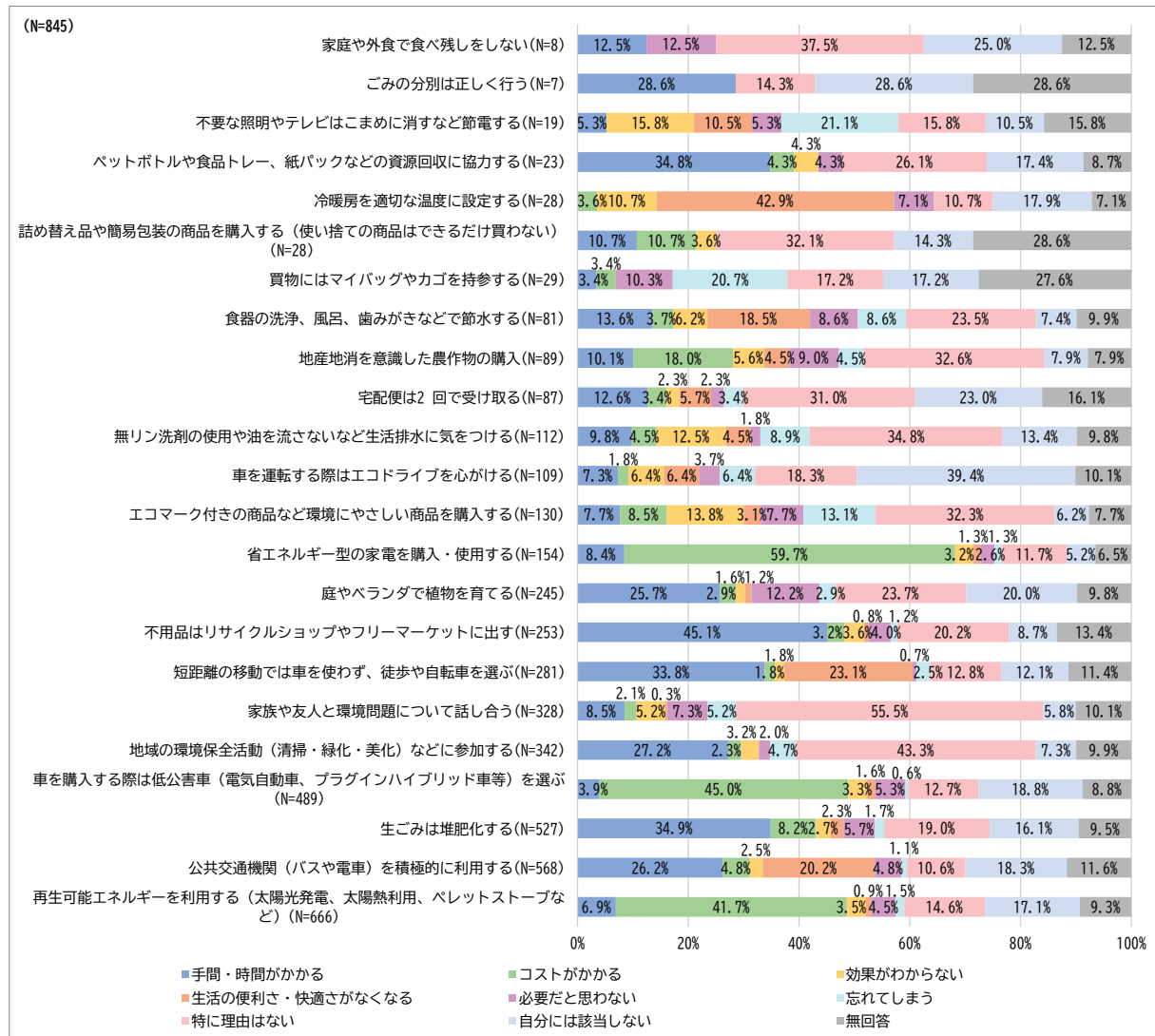
○ 環境配慮行動を実行していない理由

環境に配慮した行動を実行していない理由をみると、「再生可能エネルギーを利用する（太陽光発電、太陽熱利用、ペレットストーブなど）」では「コストがかかる」が約42%となっており、「車を購入する際は低公害車（電気自動車、プラグインハイブリッド車等）を選ぶ」「省エネルギー型の家電を購入・使用する」でもコストが大きな障壁となっています。

「生ごみは堆肥化する」や「不用品はリサイクルショップやフリーマーケットに出す」については、「手間・時間がかかる」が40%前後となっています。

「公共交通機関（バスや電車）を積極的に利用する」は「手間・時間がかかる」や「生活の利便さ・快適さがなくなる」が大きな理由となっています。

以上のことから、未実施の理由はコスト負担や手間・時間がかかること、生活の利便性低下が大きな要因であることがわかります。一方、「効果がわからない」や「必要だと思わない」という理由は比較的少なくなっています。

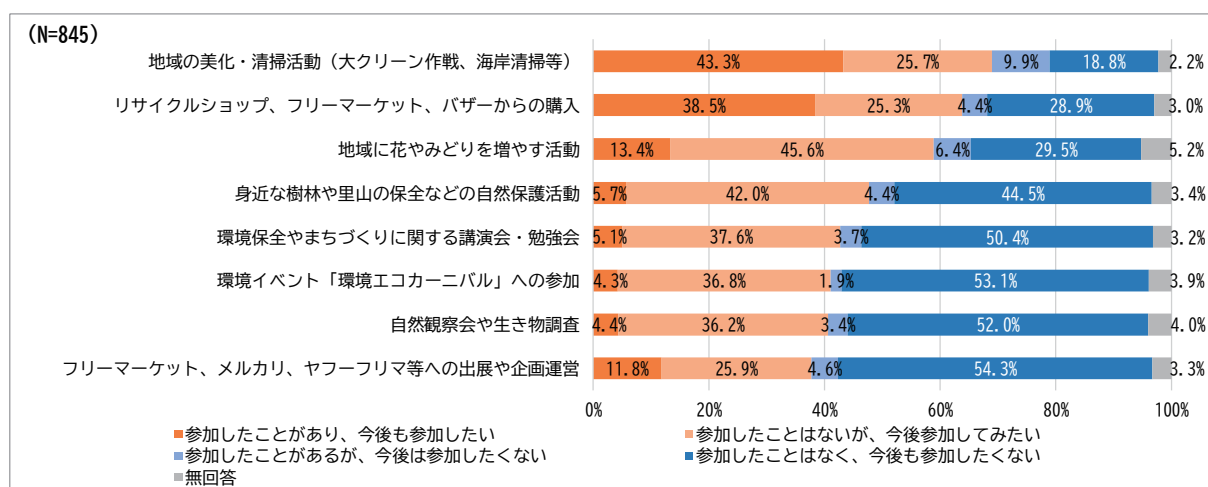


○ 環境保全活動等への参加状況

環境保全活動等への参加状況を尋ねたところ、「地域の美化・清掃活動（大クリーン作戦、海岸清掃等）」で「参加したことがあり、今後も参加したい」の割合が最も多く43.3%となっており、「参加したことはないが、今後参加してみたい」も含めると約70%が今後参加したいと回答しています。また、「リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーからの購入」で「参加したことがあり、今後も参加したい」の割合が38.5%、「参加したことはないが、今後参加してみたい」を含めると約64%となっています。「地域に花やみどりを増やす活動」については、参加経験は少ないものの合わせて59%が今後参加したいと回答しています。

その他の項目は参加経験が非常に少なく、10%前後となっており、「参加したことがあるが、今後は参加したくない」と「参加したことはなく、今後も参加したくない」を合わせた割合がおおよそ半数以上となっています。

身近で生活に結び付く活動の参加経験・意向が高い一方、自然観察会や環境イベント、勉強会など専門性や時間を要する活動は参加率・意向ともに低く、敷居の高さがうかがえます。

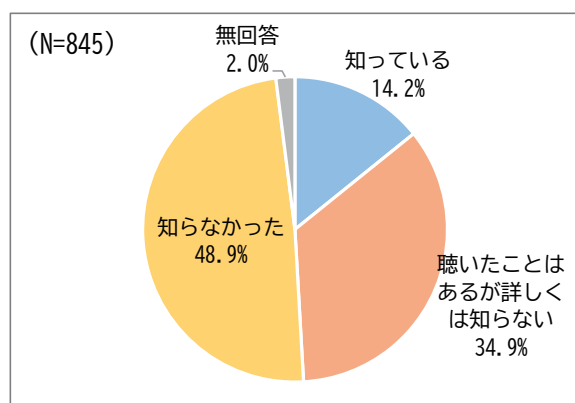


【これからの市の環境について】

○ ゼロカーボンシティ宣言の認知度

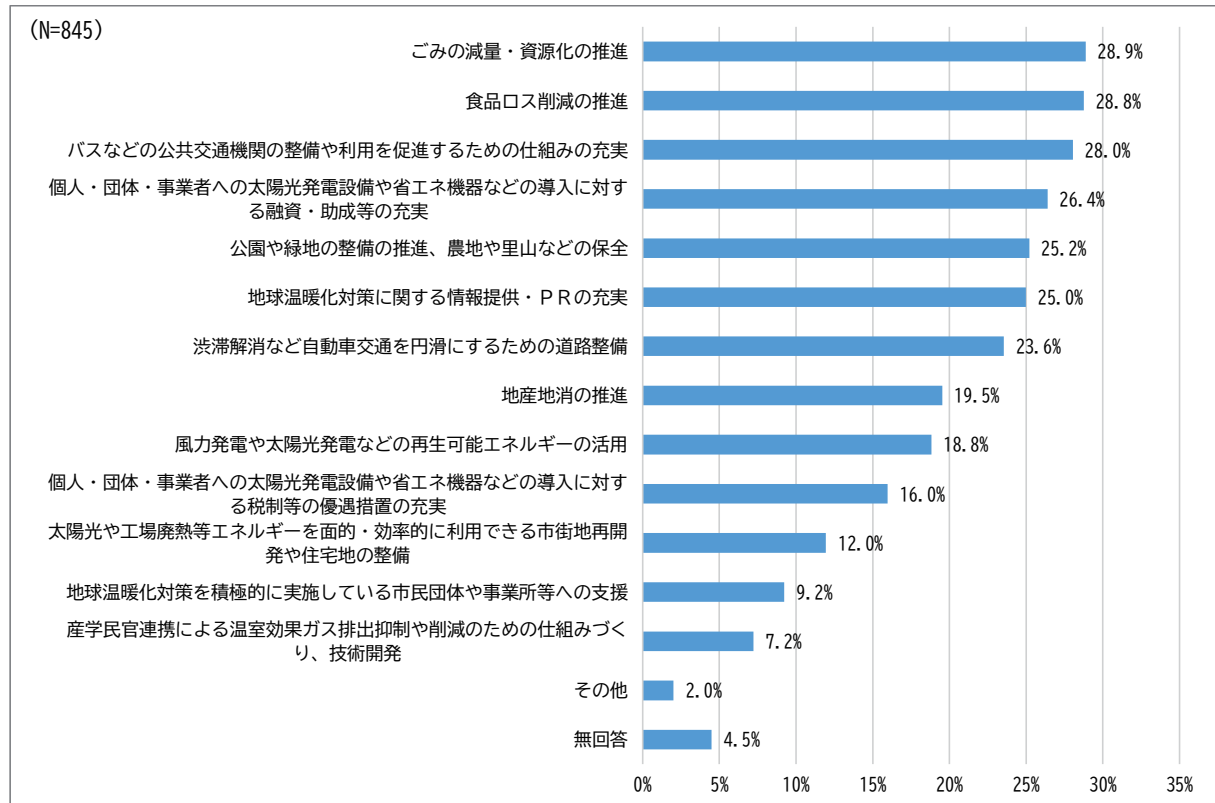
市が「ゼロカーボンシティ」を宣言したことについて、「知らなかった」がおおよそ半数を占めており、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」が約35%となっています。

市ではゼロカーボンに向けた取組を進めてきましたが、十分に伝わっていない面がうかがえます。今後は、取組の趣旨や具体的な効果、生活面のメリットなどを、分かりやすく発信していくことが重要です。



○ 地球温暖化対策として市が進めるべき重点施策

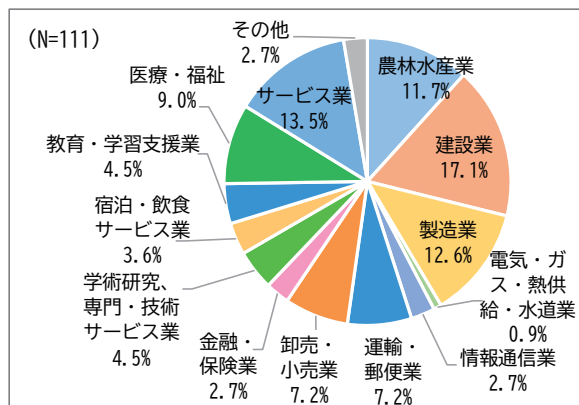
市が進めるべき重点施策は、「ごみの減量・資源化の推進」「食品ロス削減の推進」「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」が28%以上と高くなっており、生活に直結する取り組みが重視されています。次いで、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する融資・助成等の充実」「公園や緑地の整備の推進、農地や里山などの保全」「地球温暖化対策に関する情報提供・PRの充実」が25%以上と一定のニーズがあります。



② 事業者アンケート調査

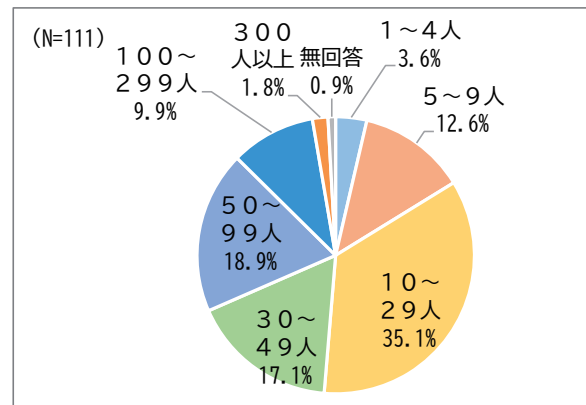
【属性】

○ 業種



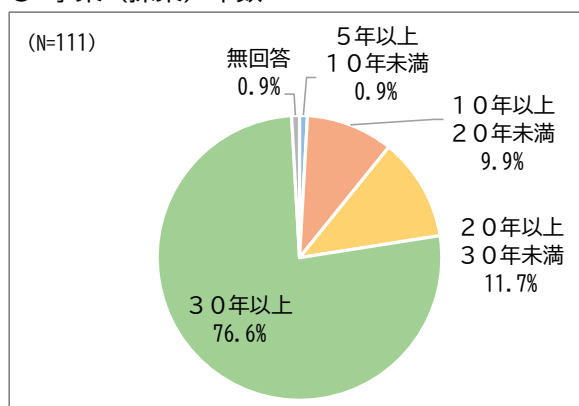
「建設業」が17.1%と最も多く、次いで「サービス業」が13.5%となっています。「製造業」(12.6%)や「農林水産業」(11.7%)が多いのも特徴です。

○ 従業員規模 (パートやアルバイト含む)



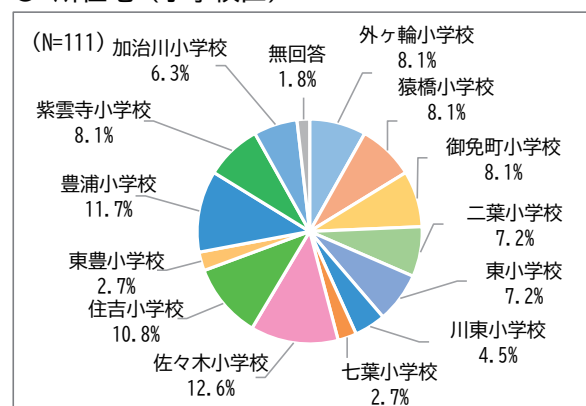
「10~29人」が35.1%と最も多く、次いで「50~99人」が18.9%となっています。100人未満の事業者が約9割となっていることがわかります。

○ 事業 (操業) 年数



「30年以上」が76.6%と最も多く、回答した事業者の大半は長期にわたり事業を継続していることがわかります。

○ 所在地 (小学校区)



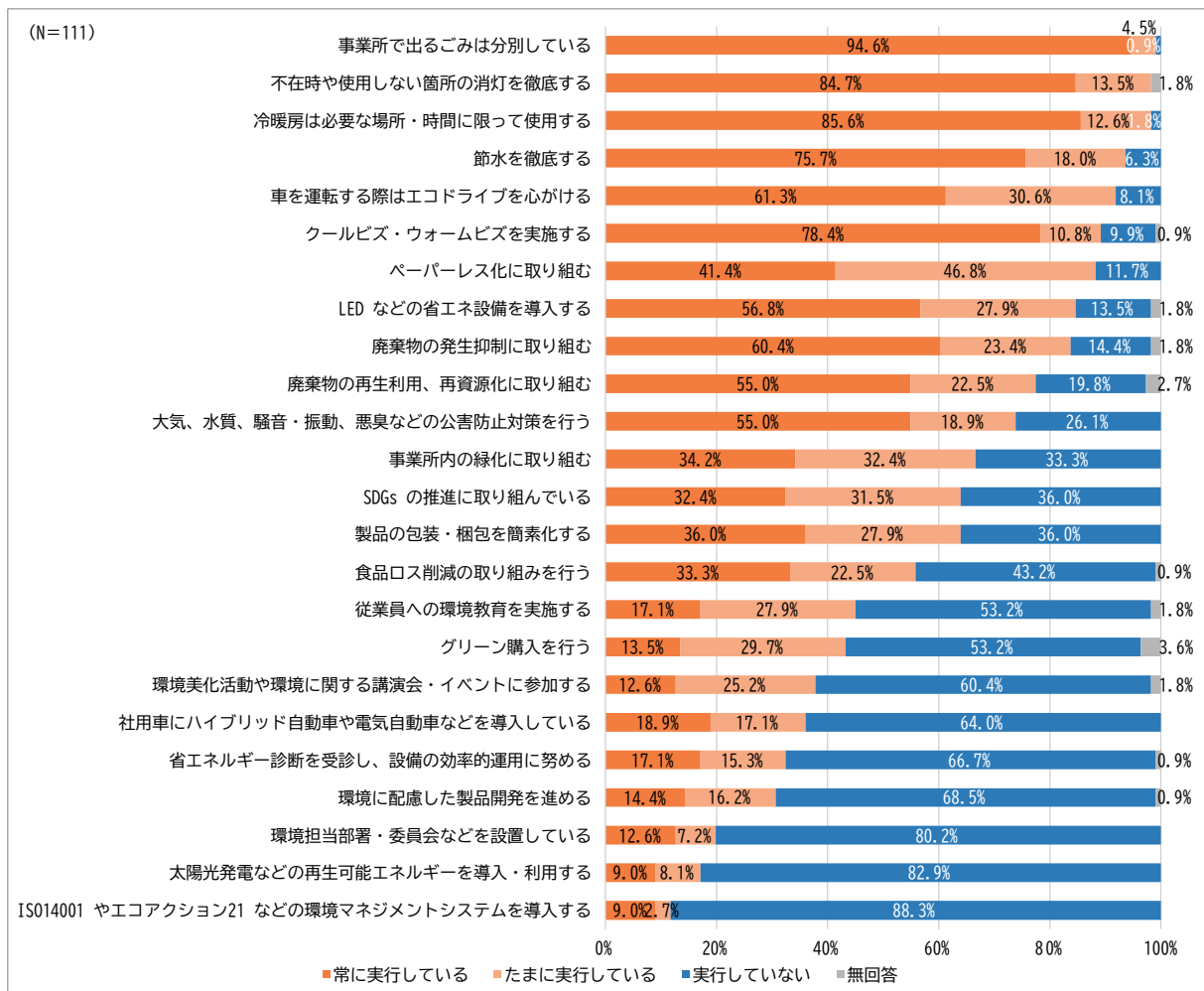
「佐々木小学校」が12.6%と最も多く、次いで「豊浦小学校」が11.7%となっていますが、比較的均等に分布しており、バランスの取れた結果となっています。

【環境保全に対する意識】

○ 環境保全のための取組

環境保全の取組の実行状況を尋ねたところ、「常に実行している」と「たまに実行している」を合わせた割合は、「事業所でごみは分別している」が約99%と最も多く、次いで「不在時や使用しない箇所の消灯を徹底する」や「冷暖房は必要な場所・時間に限って使用する」が約98%となっています。ごみの分別や省エネなど、コスト削減や義務化に近い取組は定着していることがわかります。

一方で、「実行していない」と回答があった項目をみると、「ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを導入する」「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用する」「環境担当部署・委員会などを設置している」が80%以上となっており、制度導入や再エネ利用など、コストや専門知識が必要な取組はほとんど進んでいないことがうかがえます。

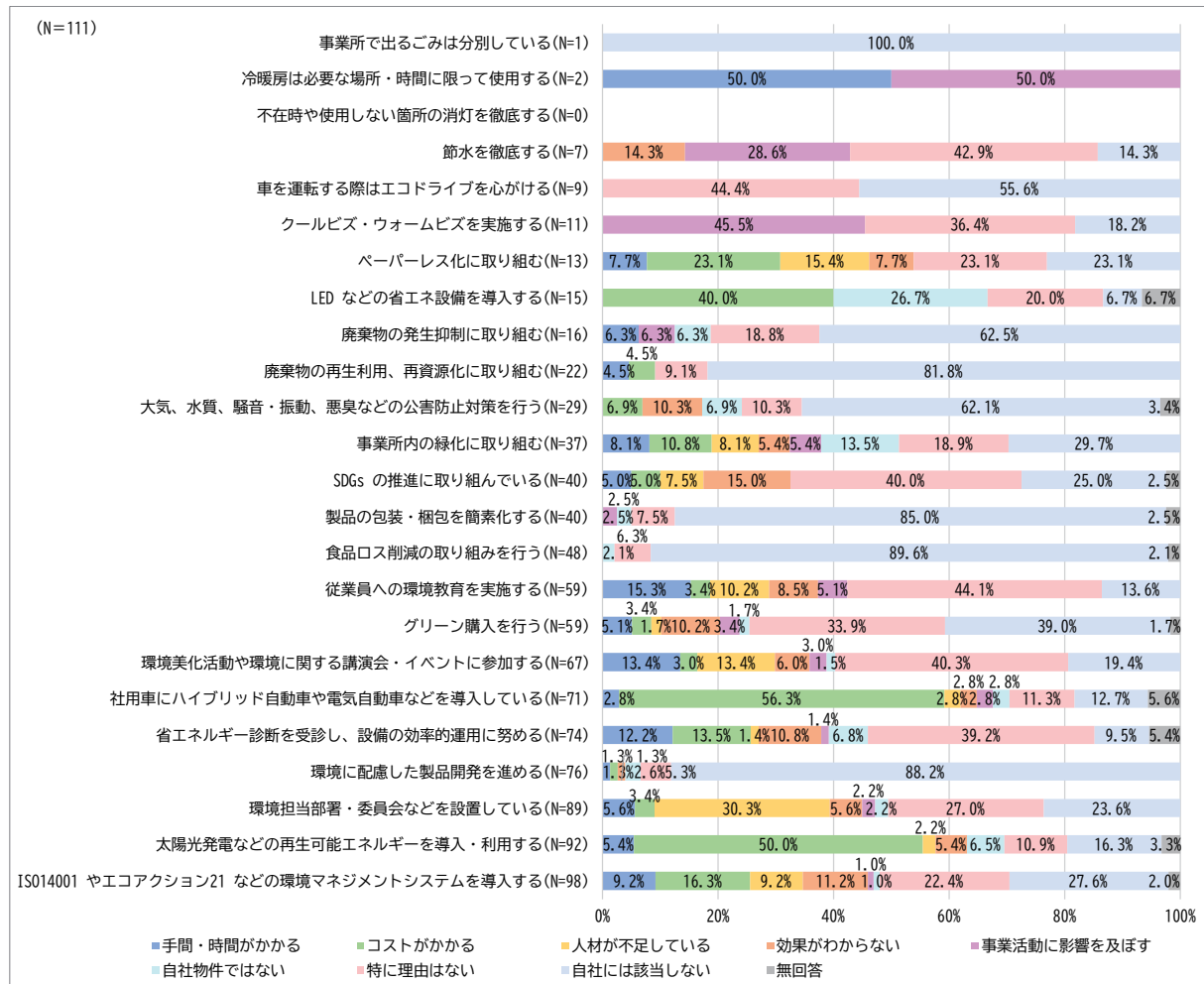


○ 環境保全の取組を実行していない理由

環境保全の取組を実行していない理由を尋ねたところ、回答人数が多い「ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムを導入する」や「太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入・利用する」では、「コストがかかる」と「特に理由はない」の割合が大きくなっています。

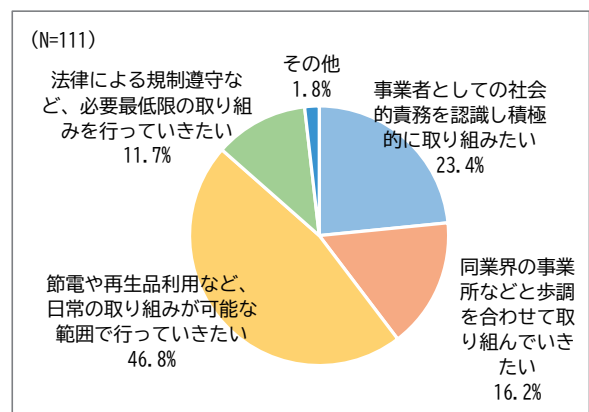
次いで「環境担当部署・委員会などを設置している」では「人材が不足している」と「特に理由はない」の割合が大きくなっています。

コスト負担が大きい取組以外は「特に理由はない」の割合が高いため、理由や根拠を示し、理解してもらうことで、実行に転じる可能性があると考えられます。



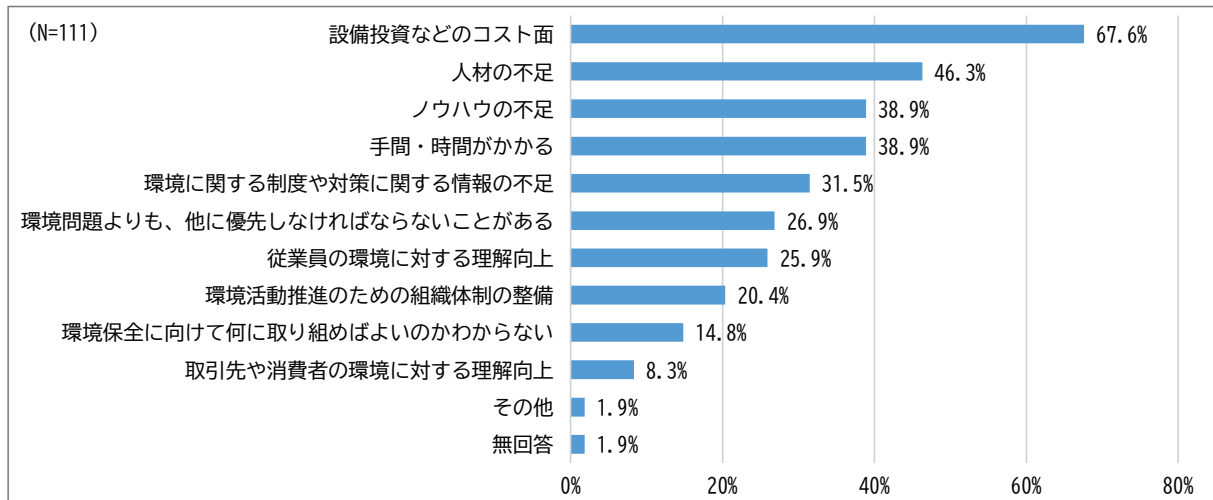
○ 環境問題に関する取組意識

環境問題に関する取組への意向を尋ねたところ、「節電や再生品利用など、日常の取り組みが可能な範囲で行っていききたい」が 46.8% と最も高く、次いで「事業者としての社会的責務を認識し積極的に取り組みたい」が 23.4% となっています。負担が少ない取組を希望する事業者が多いことがうかがえます。



○ 環境問題への取組に対する課題

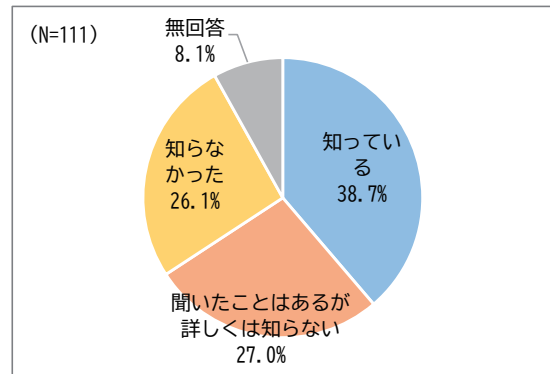
環境問題への取組を進める上での課題を尋ねたところ、「設備投資などのコスト面」が67.6%と最も多くなっています。次いで、「人材の不足」「ノウハウの不足」「手間・時間がかかる」「環境に関する制度や対策に関する情報の不足」の順になっています。



【脱炭素への意識や取組状況】

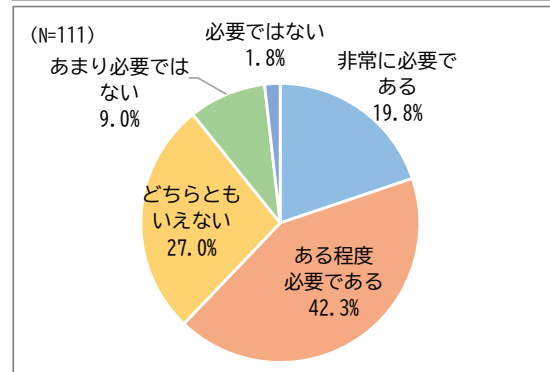
○ ゼロカーボンシティ宣言の認知度

市が「ゼロカーボンシティ」を宣言したことについて、「知っている」が約40%となっており、「聞いたことはあるが詳しくは知らない」と「知らなかった」が約30%となっています。



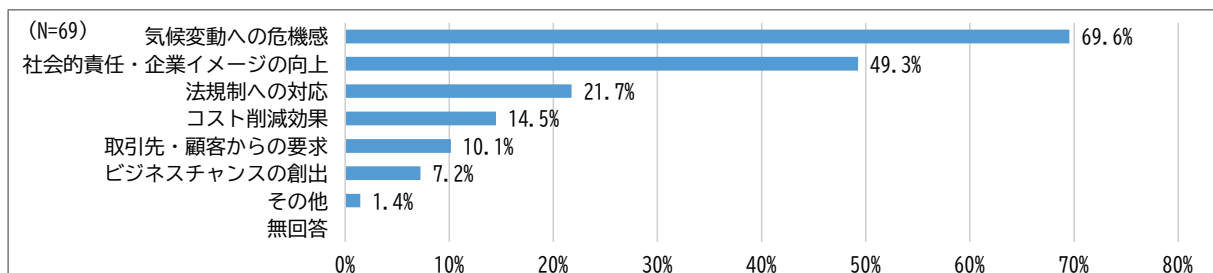
○ 脱炭素化の取組への意識

事業活動の脱炭素化の取組について5段階評価で尋ねたところ、「ある程度必要である」が約40%と最も多く、次いで「どちらともいえない」が27%、「非常に必要である」が約20%となっています。



○ 脱炭素化の取組が必要と考える理由

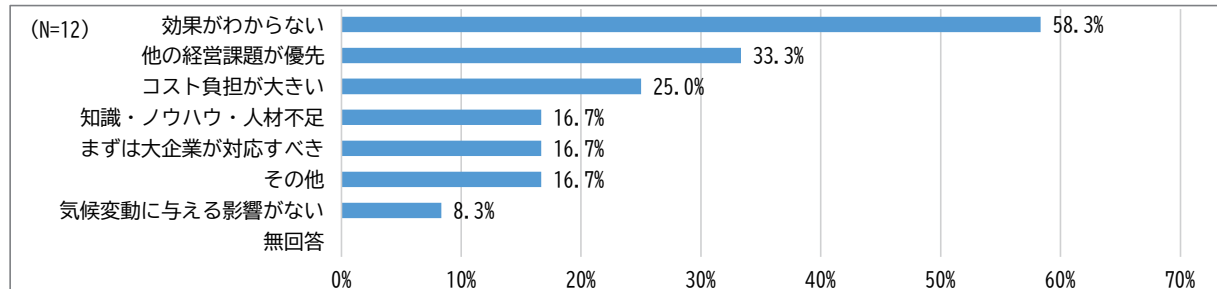
脱炭素化の取組が「非常に必要である」「ある程度必要である」と回答した事業者は、「気候変動への危機感」を一番の理由として挙げています(69.6%)。次いで、「社会的責任・企業イメージの向上」が49.3%となっています。



○ 脱炭素化の取組が必要ではないと考える理由

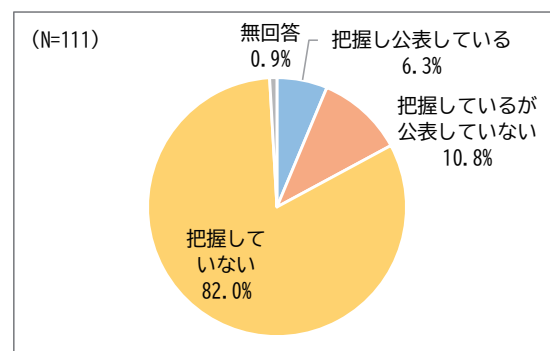
脱炭素化の取組が「必要ではない」「あまり必要ではない」と回答した事業者は、「効果がわからない」を一番の理由として挙げています（58.3%）。次いで、「他の経営課題が優先」が33.3%となっています。

脱炭素化の取組が企業にどんな効果をもたらすのか、情報提供が重要だと考えられます。



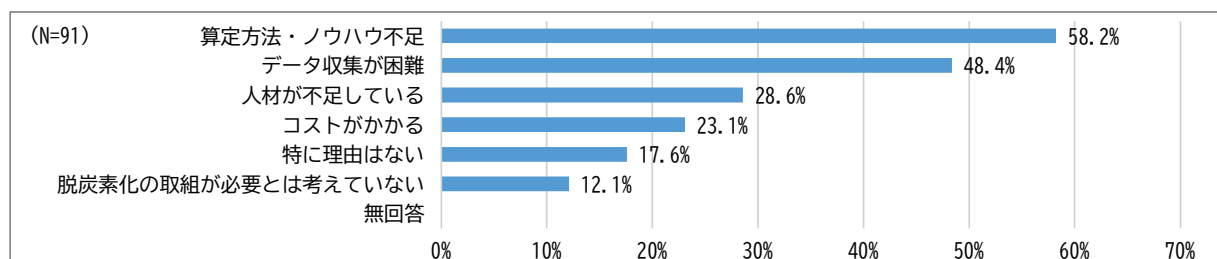
○ 温室効果ガス排出量の把握・公表状況

温室効果ガス排出量の把握・公表状況について尋ねると、「把握していない」が82%と最も多くなっています。次いで「把握しているが公表していない」が約10%、「把握し公表している」が約6%となっています。



○ 温室効果ガス排出量を把握していない理由

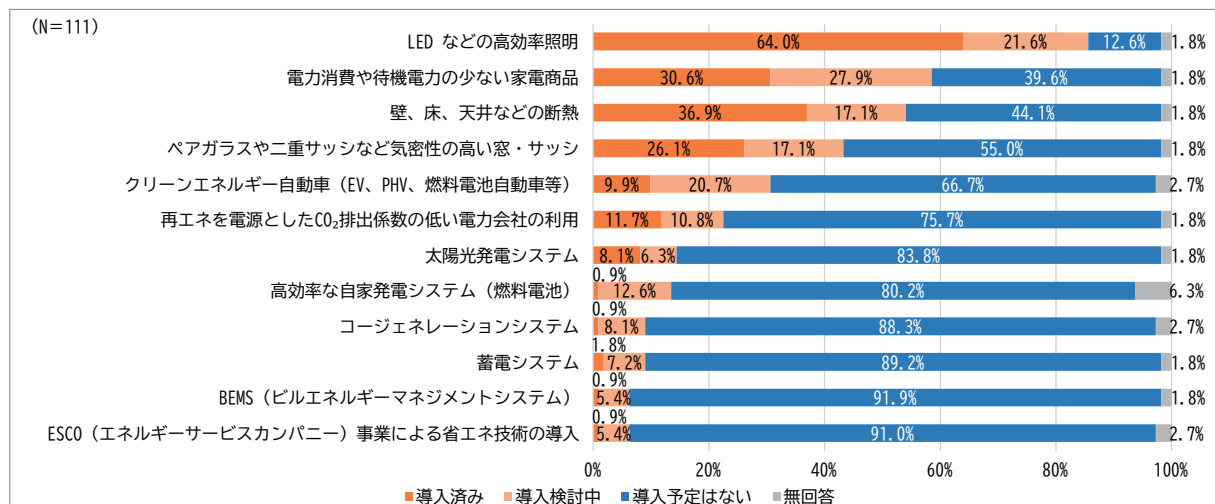
温室効果ガス排出量を把握していない理由は、「算定方法・ノウハウ不足」が58.2%と最も多く、次いで「データ収集が困難」が48.4%となっています。算定方法等の情報提供が重要だと考えられます。



○ 地球温暖化防止につながる機器・設備の導入状況

地球温暖化防止につながる機器や設備などの導入状況を尋ねたところ、「導入済み」は「LED などの高効率照明」が最も高く 64%、「電力消費や待機電力の少ない家電商品」と「壁、床、天井などの断熱」は 30%以上となっています。

一方、「導入予定はない」と回答した事業者の割合をみると、「ESCO（エネルギーサービスカンパニー）事業による省エネ技術の導入」と「BEMS（ビルエネルギーマネジメントシステム）」が 92%程度、「蓄電システム」と「コージェネレーションシステム」が 89%程度となっています。エネルギーマネジメント設備に関して、導入のハードルが高いことがうかがえます。

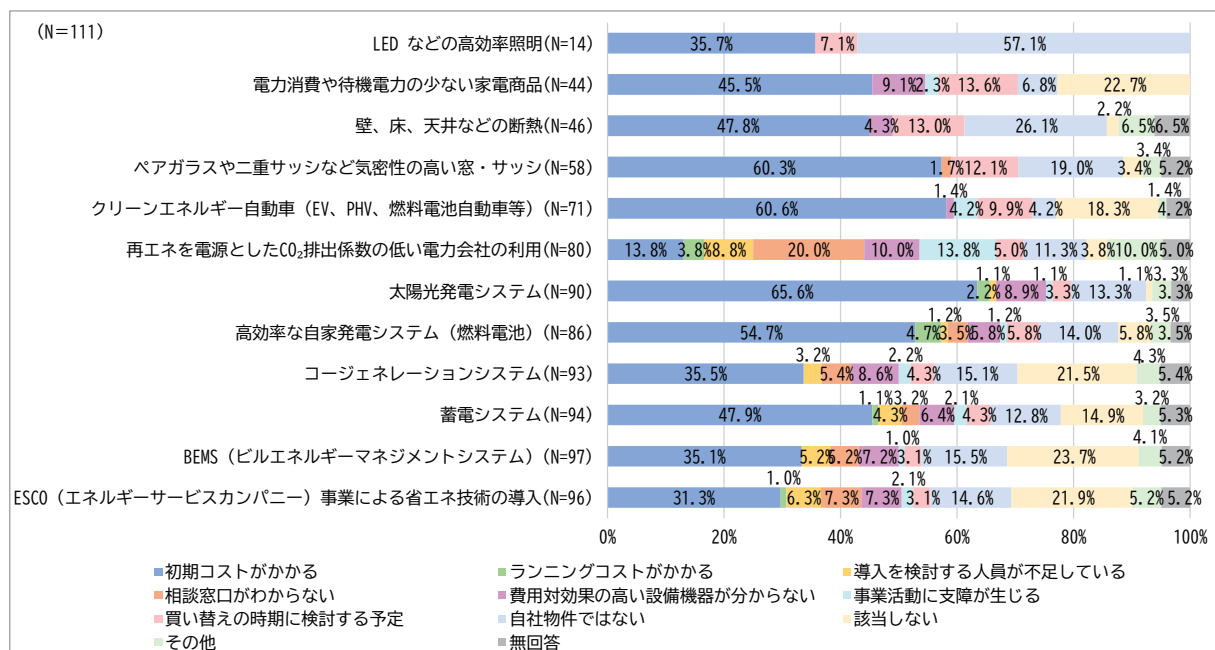


○ 地球温暖化防止につながる機器・設備の導入予定がない理由

地球温暖化防止に繋がる機器・設備の導入予定がない理由は、ほとんどの項目で「初期コストがかかる」が最も高くなっています。

「再エネを電源としたCO₂排出係数の低い電力会社の利用」については、「相談窓口がわからない」が 20%と最も高くなっています。

なお、一つ前の設問で「導入検討中」の割合が多い項目については、「買い替えの時期に検討する予定」の割合が比較的多いことが特徴です。

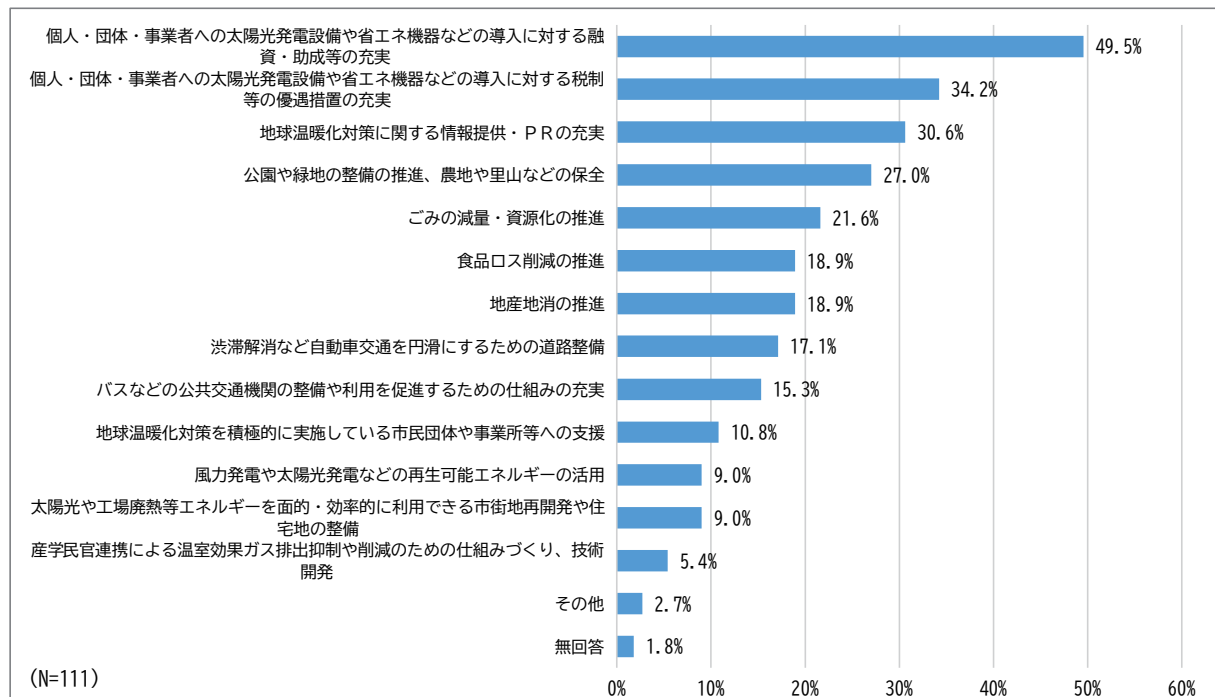


【市政について】

○ 地球温暖化対策として市が進めるべき重点施策

地球温暖化対策として市が進めるべき重点施策は、「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する融資・助成等の充実」が49.5%と最も高く、次いで「個人・団体・事業者への太陽光発電設備や省エネ機器などの導入に対する税制等の優遇措置の充実」「地球温暖化対策に関する情報提供・PRの充実」が約30%となっています。

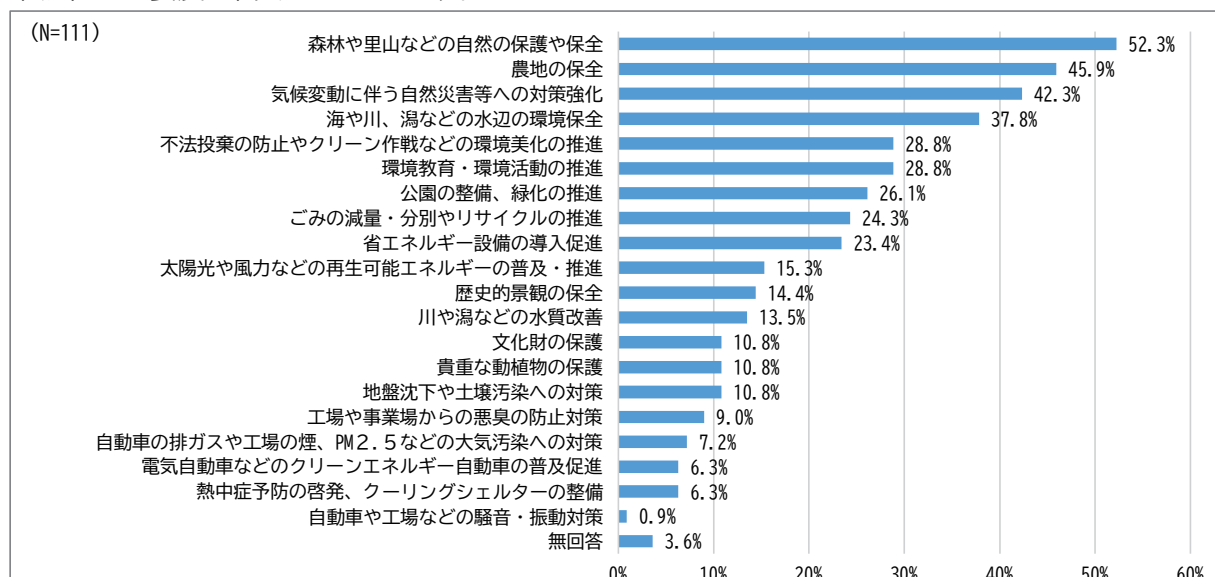
前段の「コストがかかる」や「効果がわからない」といった調査結果とリンクしており、経済的支援や情報提供が重要視されています。



○ 環境全般で市が取り組むべき重点施策

市の環境を将来の世代に引き継ぐために、市が取り組むべき重点施策は、「森林や里山などの自然の保護や保全」が最も多く52.3%、次いで「農地の保全」が45.9%、「気候変動に伴う自然災害等への対策強化」が42.3%、「海や川、潟などの水辺の環境保全」が37.8%となっています。

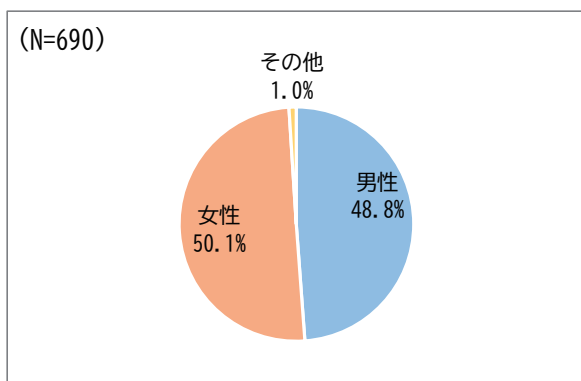
市の豊かな自然を将来に残したいと考えている事業者が多く、人命に直結する自然災害への対策強化も重要度が高くなっています。



③ 中学生アンケート調査

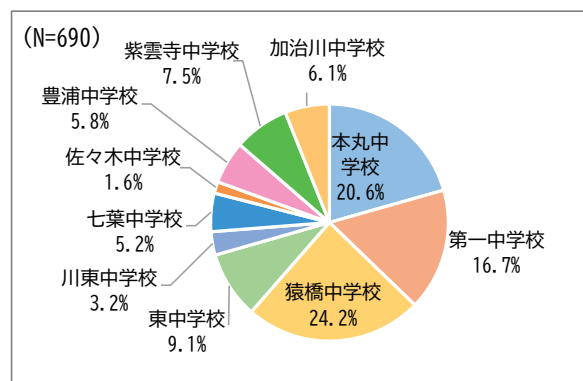
【属性】

○ 性別



「男性」が48.8%、「女性」が50.1%と、ほぼ均等な割合となっています

○ 中学校名



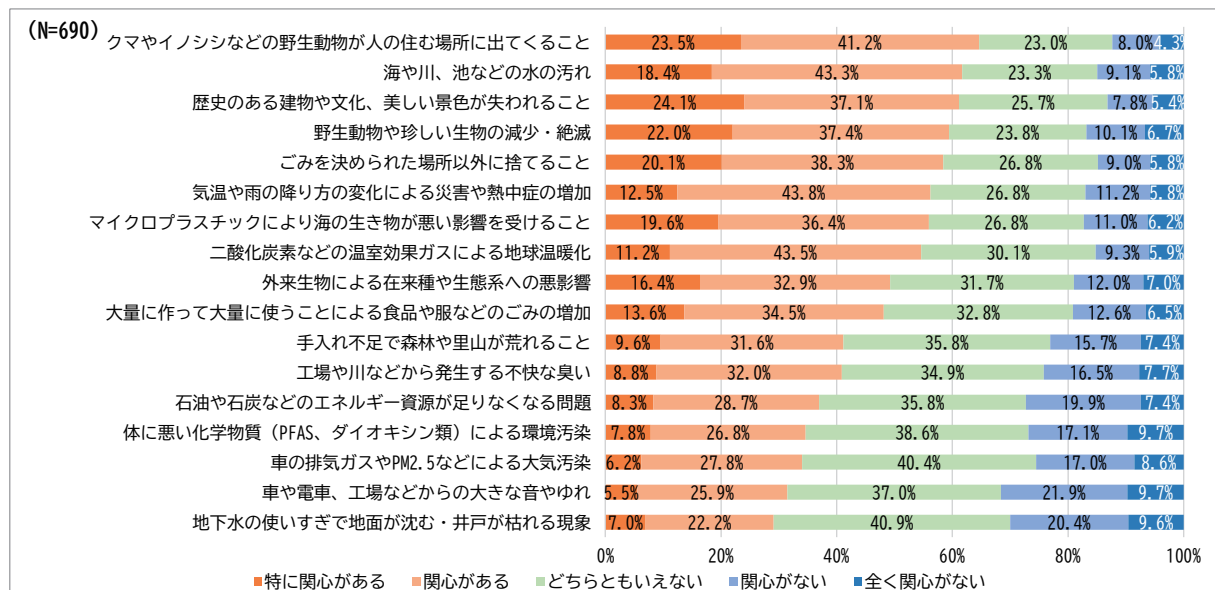
「猿橋中学校」が24.2%と最も多く、次いで「本丸中学校」が20.6%、「第一中学校」が16.7%となっています。

【環境問題に対する意識】

○ 環境問題への関心

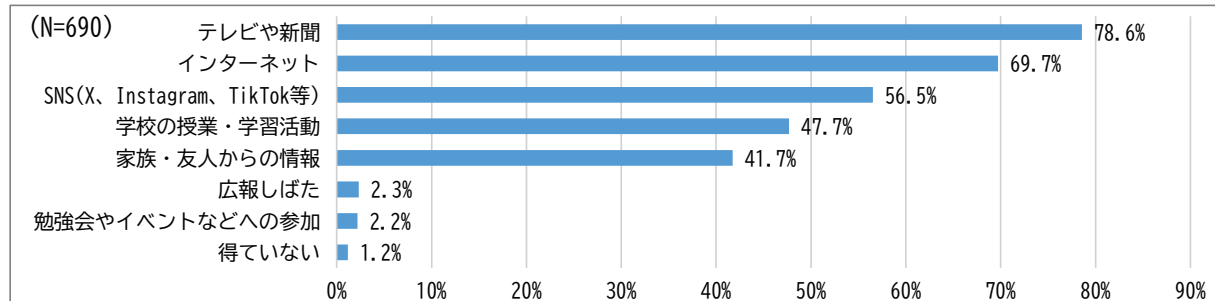
環境問題に対する関心を5段階評価で尋ねたところ、「特に関心がある」と「関心がある」を合わせた割合は、「クマやイノシシなどの野生動物が人の住む場所に出てくること」が約65%と最も高く、「海や川、池などの水の汚れ」と「歴史のある建物や文化、美しい景色が失われること」が60%以上となっており、自然環境だけでなく、歴史的文化にも意識が向いていることがわかります。次いで、「野生動物や珍しい生物の減少・絶滅」「ごみを決められた場所以外に捨てること」「気温や雨の降り方の変化による災害や熱中症の増加」「マイクロプラスチックにより海の生き物が悪い影響を受けること」が55%以上となっています。

生活に直結する環境問題や授業で習う地球規模の問題に関心がある一方で、「地下水の使いすぎで地面が沈む・井戸が枯れる現象」「車の排気ガスやPM2.5などによる大気汚染」「体に悪い化学物質（PFAS、ダイオキシン類）による環境汚染」などの直接的な影響を感じにくい環境問題への関心は低いことがうかがえます。



○ 情報の入手経路

環境についての情報は、入手経路として「テレビや新聞」が78.6%と最も多くなっており、次いで「インターネット」が69.7%、「SNS (X、Instagram、Facebook 等)」が56.5%となっています。「学校の授業・学習活動」や「家族・友人からの情報」も大きな役割を果たしていることがうかがえます。



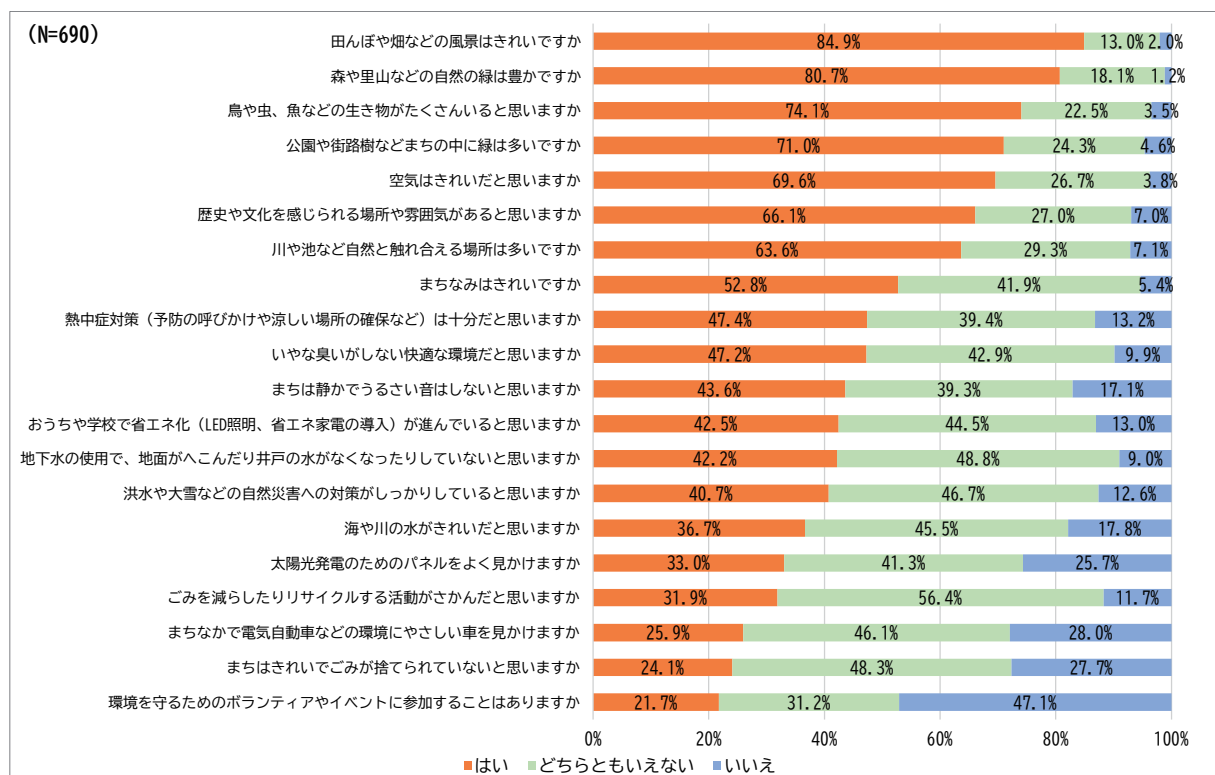
【身の回りの環境について】

○ 環境について感じていること

市の環境についてどのように感じているか尋ねたところ、「はい」の割合は「田んぼや畑などの風景はきれいですか」が約85%と最も高く、次いで「森や里山などの自然の緑は豊かですか」が約80%、「鳥や虫、魚などの生き物がたくさんいると思いますか」と「公園や街路樹などまちの中に緑は多いですか」が70%以上となっています。

一方で、「いいえ」の割合をみると、「環境を守るためのボランティアやイベントに参加することはありますか」が約50%、「まちなかで電気自動車などの環境にやさしい車を見かけますか」「まちはきれいでごみが捨てられていないと思いますか」「太陽光発電のためのパネルをよく見かけますか」が約30%となっています。

自然の豊かさについて満足度が高い一方で、再エネやごみ問題、環境を守る活動への満足度は低いことがうかがえます。

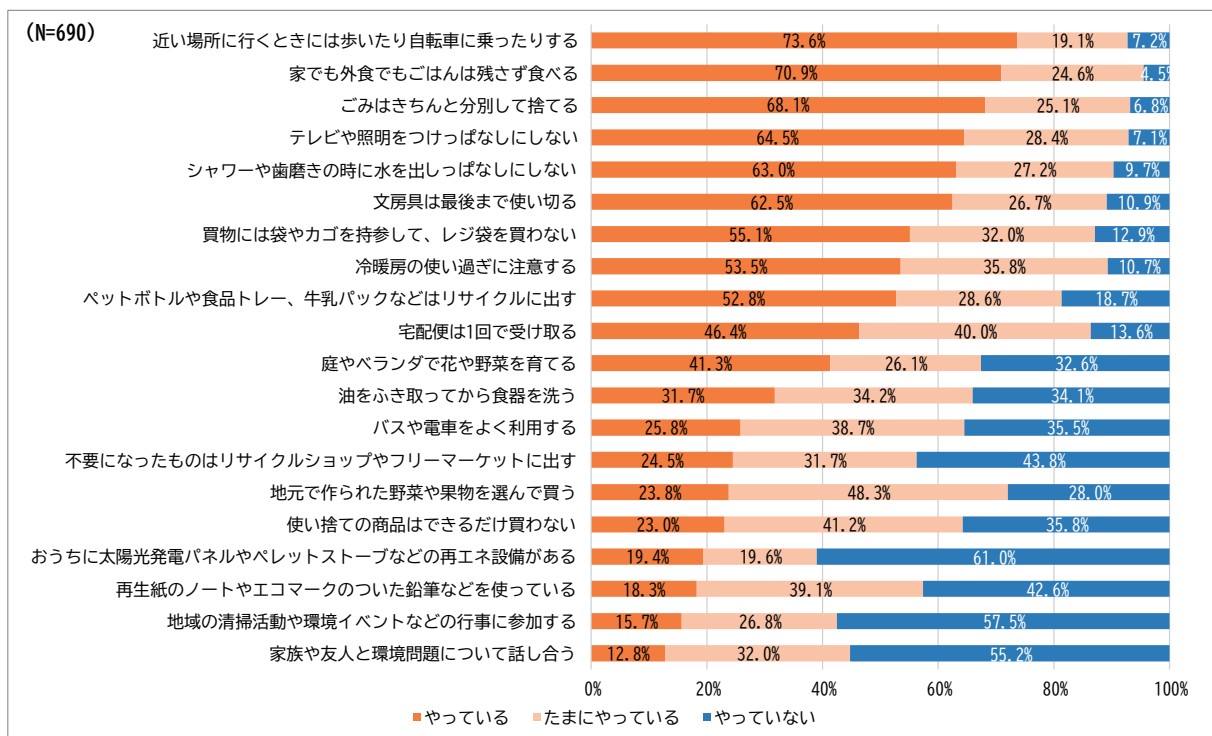


【環境保全活動について】

○ 環境に配慮した行動

環境をよくするための行動の実践状況を尋ねたところ、「やっている」項目は「近い場所に行くときには歩いたり自転車に乗ったりする」「家でも外食でもごはんは残さず食べる」が70%以上と高くなっています。次いで、「ごみはきちんと分別して捨てる」「テレビや照明をつけっぱなしにしない」「シャワーや歯磨きの時に水を出しっぱなしにしない」「文房具は最後まで使い切る」が60%以上となっており、身近で簡単な行動は実践していることがわかります。

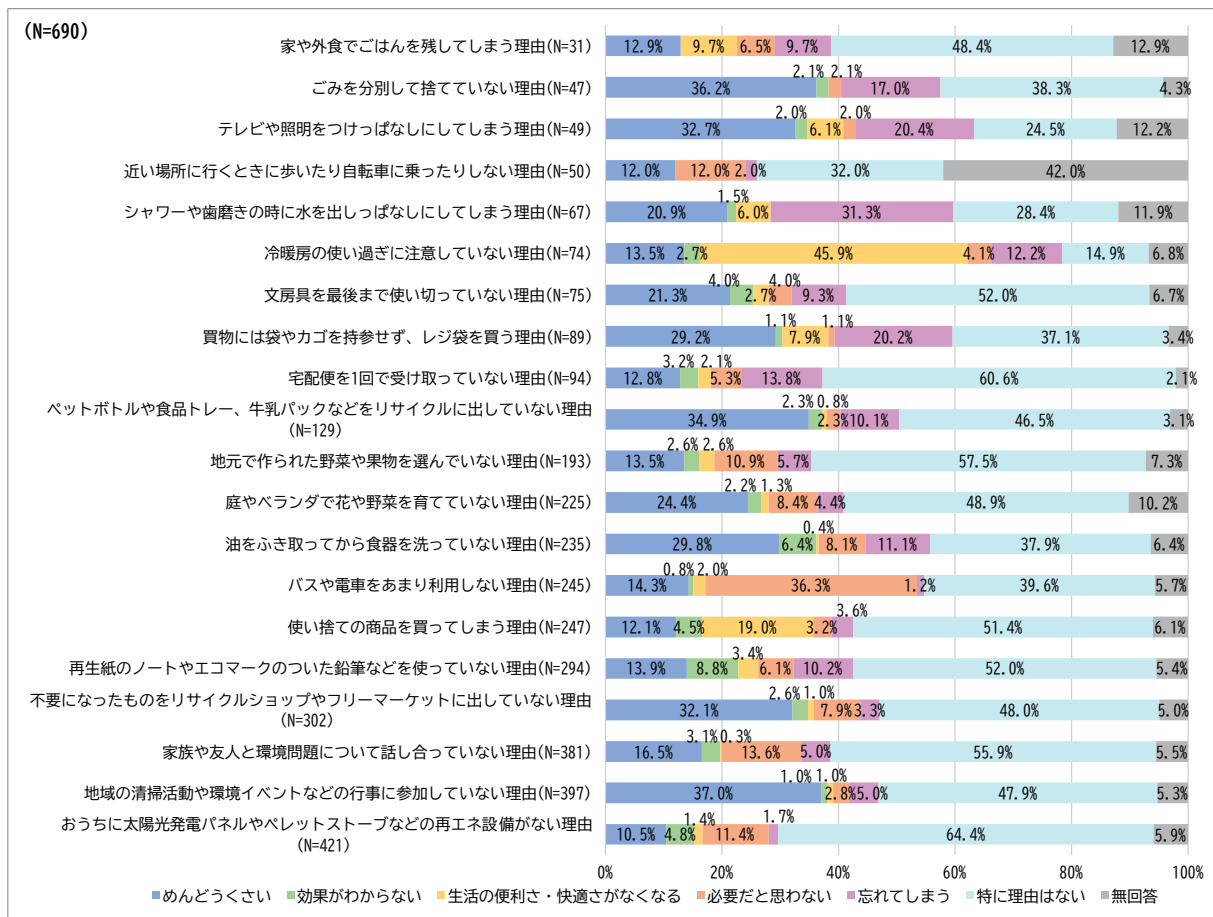
一方で、「やっていない」項目をみると、「おうちに太陽光発電パネルやペレットストーブなどの再エネ設備がある」が61%と最も高く、次いで「地域の清掃活動や環境イベントなどの行事に参加する」「家族や友人と環境問題について話し合う」が56%程度となっており、取組の難易度が高いことがうかがえます。また、「再生紙のノートやエコマークのついた鉛筆などを使っている」や「不要になったものはリサイクルショップやフリーマーケットに出す」などの環境に配慮した商品の選択やリサイクル行動も実践率が低いことがわかります。



○ 環境配慮意行動をやっていない理由

環境をよくするための行動をやっていない理由を尋ねたところ、「おうちに太陽光発電パネルやペレットストーブなどの再エネ設備がない理由」「地域の清掃活動や環境イベントなどの行事に参加していない理由」「家族や友人と環境問題について話し合っていない理由」は「特に理由はない」が半数程度、次いで「めんどくさい」や「必要だと思わない」の割合が高くなっています。また、「再生紙のノートやエコマークのついた鉛筆などを使っていない理由」と「不要になったものはリサイクルショップやフリーマーケットに出していない理由」についても同様に「特に理由はない」が半数程度、次いで「めんどくさい」の割合が高くなっています。

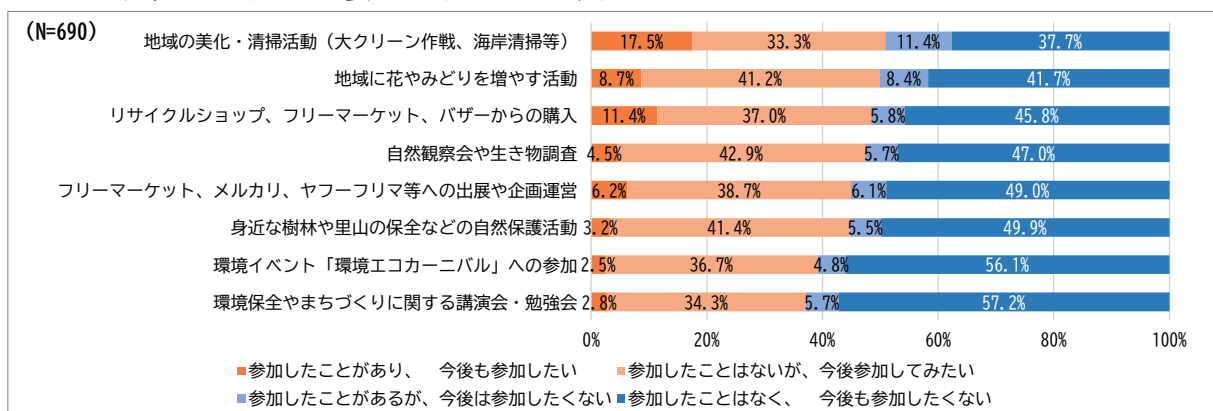
「特に理由はない」が占める割合が多い項目がほとんどであることから、啓発や環境教育などで理解を深めてもらうことで行動に転じる可能性があると考えられます。



○ 環境を守る活動への参加状況

環境を守る活動への参加状況を尋ねたところ、「参加したことがあり、今後も参加したい」と「参加したことはないが、今後参加してみたい」を合わせた割合は「地域の美化・清掃活動（大クリーン作戦、海岸清掃等）」が50.8%、「地域に花やみどりを増やす活動」が49.9%、「リサイクルショップ、フリーマーケット、バザーからの購入」が48.4%となっています。

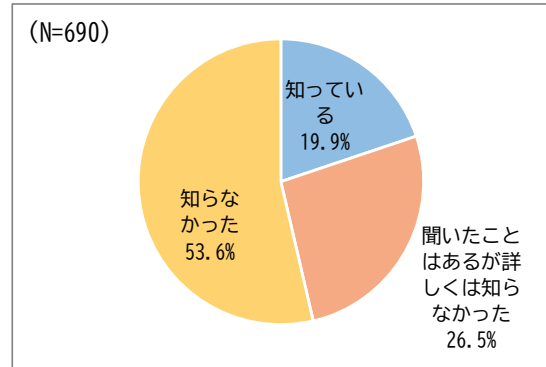
全体的に参加経験は少ないものの、「今後参加したい」の割合が一定数あることから、気軽に参加できる仕組みづくりが重要だと考えられます。



【これからの市の環境について】

○ ゼロカーボンシティ宣言の認知度

市が「ゼロカーボンシティ」を宣言したことについて、「知らなかった」が53.6%と半数以上を占めており、次いで「聞いたことはあるが詳しくは知らなかった」が約27%となっています。



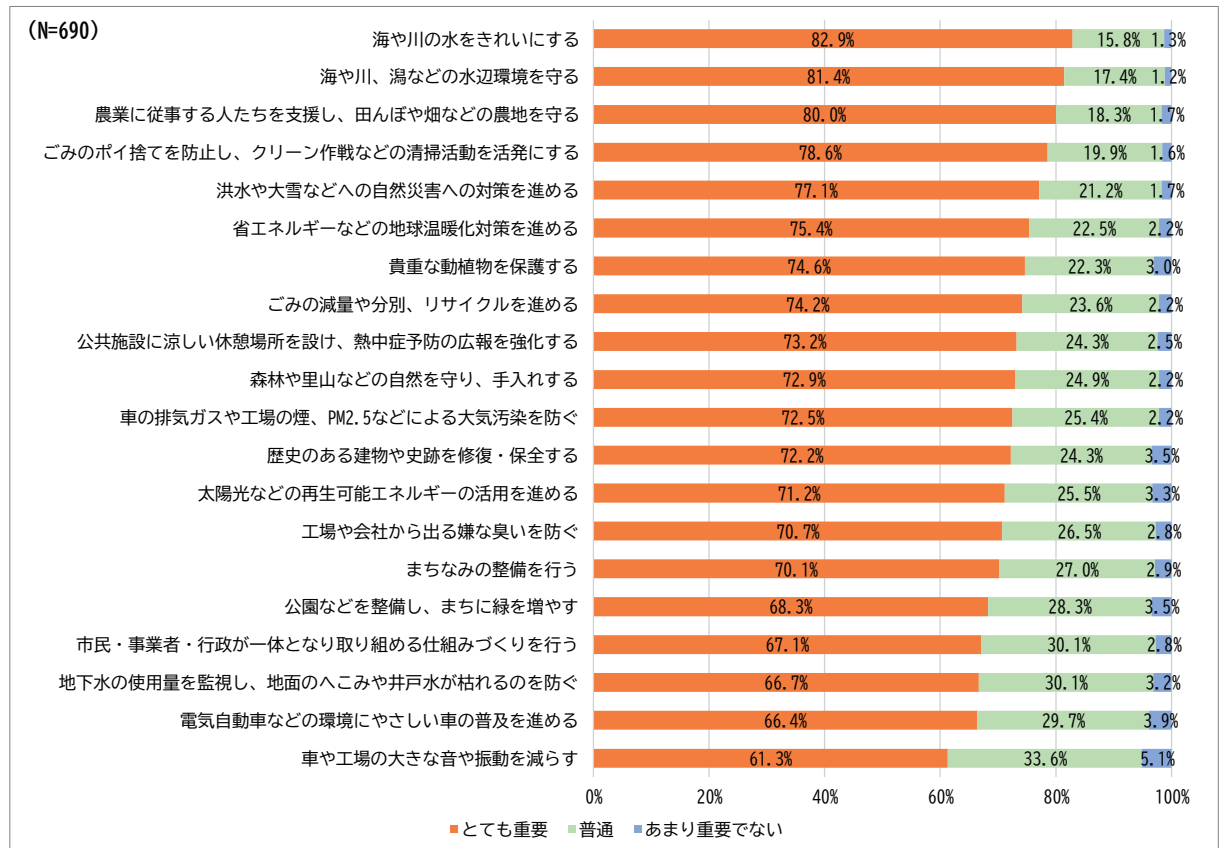
○ 環境をよくするために重要な取組

市の環境をよくするために重要な取組を尋ねたところ、全ての項目で「とても重要」が60%以上、「あまり重要でない」は5.1%以下と、全て重要視していることがわかりました。

特に、「とても重要」は「海や川の水をきれいにする」が最も多く82.9%、「海や川、潟などの水辺環境を守る」が81.4%と、水環境の保全に対する関心が高くなっています。次いで、「農業に従事する人たちを支援し、田んぼや畑などの農地を守る」が80%、「ごみのポイ捨てを防止し、クリーン作戦などの清掃活動を活発にする」が78.6%となっています。

また、「洪水や大雪などへの自然災害への対策を進める」や「省エネルギーなどの地球温暖化対策を進める」など、気候変動への対応も重視しています。

市民アンケート（環境に対する重要度）と比べて、中学生は水質保全や農業を最優先の取組として考えていることが特徴としてあげられます。



■ 用語の解説

【数字・アルファベット】

3R (スリーアール)	Reduce (廃棄物の発生抑制)、Reuse (再使用)、Recycle (再資源化) の総称。
30by30(サーティー・バイ・サーティー)	2030 年までに国土の 30%以上を自然保全区域として確保する国際目標。
BOD (ビー・オー・ディー)	Biochemical Oxygen Demand の略。水質汚濁の指標となる、生物が酸素を消費する量。
CO2 (シー・オー・ツー)	Carbon Dioxide (二酸化炭素) の略。代表的な温室効果ガス。
EV (イー・ブイ)	Electric Vehicle の略。電気を動力源とする自動車。
GX (ジー・エックス)	Green Transformation の略。脱炭素化と経済成長を両立させる取り組み。
KPI (ケー・ピー・アイ)	Key Performance Indicator の略。施策や事業の達成度を測る指標。
PDCA (ピー・ディー・シー・イー)	Plan・Do・Check・Action の頭字語。計画の策定・実行・点検・改善の管理手法。
PPA (ピー・ピー・イー)	Power Purchase Agreement の略。第三者が発電設備を設置し、電力を購入する契約方式。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	Sustainable Development Goals。国連が定めた持続可能な開発目標。
ZEH (ゼッチ)	Net Zero Energy House の略。年間のエネルギー収支をおおむねゼロにする住宅。
ZEB (ゼブ)	Net Zero Energy Building の略。建物全体のエネルギー収支をおおむねゼロとする建築物。

【五十音】

あ行	
ウェルビーイング	心身・社会的に満たされた、生活の質が高い状態。
エコツーリズム	自然や文化の保全に配慮し、地域の持続可能性と両立する観光の考え方。
エコドライブ	燃費の良い運転で燃料消費と環境負荷を減らす運転方法。
エネルギーシステム (自立・分散型)	地域内で再エネ等を分散導入・運用するエネルギー供給の仕組み。
オゾン層	成層圏に存在し、有害な紫外線を吸収する層。
温室効果ガス	大気中で赤外線を吸収して熱をためる働きをもつガスの総称 (例: CO ₂ 、メタン等)。
か行	
カーボンオフセット	削減しきれない温室効果ガス排出を、吸収・削減活動等により埋め合わせる仕組み。
カーボンニュートラル	温室効果ガス排出量を吸収・除去で相殺し、全体として実質ゼロにすること。
気候変動適応	気候変動の影響に備え、被害を軽減・回避する取組。
協働	行政・市民・事業者など複数主体が連携して取り組むこと。
クーリングシェルター	暑熱時に安全に涼をとれる施設。
合併処理浄化槽	生活排水を処理する小型の下水処理施設。

さ行	
再生可能エネルギー	太陽光・風力・水力・地中熱・バイオマス等の再生可能な自然由来エネルギー。
里山	人の暮らしと自然が接する森林・農地などの地域。
自然共生サイト	生物多様性の保全に実効性がある区域として公的に認められた場所。
資源循環	資源を使い捨てず、再使用・再資源化によって循環させる考え方。
資源物	再資源化の対象となる品目（古紙、缶、びん、ペットボトル等）。
新発田市大クリーン作戦	新発田市内で実施される市民参加型の大規模清掃活動の呼称。
騒音	望ましくない音。環境保全上の管理・規制対象。
振動	工場・工事、交通等により生じる揺れ。環境保全上の管理・規制対象。
生物多様性	生物種・遺伝・生態系の多様性が保たれている状態。
水質	水の性状を示す概念（BOD等の指標で評価）。
た行	
脱炭素	温室効果ガス排出を大幅に削減し、実質ゼロを目指すこと。
地球温暖化	温室効果ガスの増加などにより地球の平均気温が上昇する現象。
地中熱	地盤中の熱エネルギーで、冷暖房等に利用可能な再生可能エネルギーの一つ。
調整池	洪水時に水を一時的に貯留し流出を調整する施設。
デコ活	脱炭素につながる生活行動を促す国のキャンペーン名称。
な行	
ネイチャーポジティブ	自然の損失を止め、回復に向かわせる考え方。
熱中症警戒アラート	暑さによる健康被害の危険度が高いと見込まれる際に発表される注意喚起情報。
は行	
排出係数	エネルギー使用量等から温室効果ガス排出量を算定する際に用いる係数。
バイオマス	木材・食品残渣等の生物由来の資源。
風力発電	風の力を利用して発電する方式。
フロン類	冷媒・断熱材等に用いられる人工化合物の総称。
ま行	
マイバッグ／マイボトル	使い捨て品の使用を減らすための袋・飲料容器。
や行	
有害鳥獣	人や農作物に被害を与えるおそれのある野生鳥獣の総称。
緊急銃猟ガイドライン	人身被害のおそれがある野生動物への緊急的な対応に関する指針。
ら行	
リサイクル率（資源物割合）	ごみの中で再資源化される物の割合。

第3次新発田市 環境基本計画

【令和8年度～令和14年度】

新発田市 環境衛生課

〒957-8686

新潟県新発田市中心町3丁目3番3号

ヨリネスしばた1階

TEL：0254-22-3030（代表）

メールアドレス：kankyou@city.shibata.niigata.jp